

平成 27 年度

老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

**「介護保険の適用除外施設における利用者の実態に関する調査研究事業」**

－ 調 査 報 告 書 －

平成 28（2016）年 3 月

ビズデザイン株式会社



# 目 次

I 調査の概要 .....	1
1. 調査の背景と目的.....	1
2. 調査内容 .....	3
3. 調査方法 .....	3
4. 調査結果 .....	5
II 施設別集計結果.....	7
1. 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 .....	7
2. 国立及び国立以外のハンセン病療養所.....	13
3. 救護施設 .....	21
4. 労災施設 .....	39
5. 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設 .....	53
6. 障害者総合支援法に規定する療養介護事業所.....	71
7. 自由記述回答.....	82
III 調査全体のまとめ及び今後の検討課題 .....	85
1. 施設別にみた入退所者の状況、要介護者に対する方針 .....	85
2. 入退所者の移動状況.....	91
3. 入所者の移動の状況と介護保険者の関係 .....	95
4. 今後の検討課題 .....	101
【付属資料】 .....	103
調 査 票.....	103



## I 調査の概要

### 1. 調査の背景と目的

わが国において介護保険制度がスタートして既に約15年が経過したが、介護保険制度の制度発足時より、介護保険適用除外施設（以下適用除外施設という。）に入所する場合、65歳以上の人や40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。このような取扱いを行う理由としては、入所・入院している者の入所・入院期間が長期にわたる実態があり、将来的にも介護保険給付を受ける可能性が低いこと等があげられる。

しかし、適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所する場合、介護保険の住所地特例により、退所された方は退所と同時に適用除外施設の所在市町村の被保険者となる仕組みとされていることから、近年、保険者となる適用除外施設所在市町村の負担が大きくなっているといったご意見が厚生労働省に寄せられており、特に救護施設、障害者支援施設（のぞみの園を含む。）については、退所者に係る住所地特例の取り扱いを見直すよう、関係自治体等から要望が出されているところである。

本調査はこのような状況を鑑み、適用除外施設の入所者の状況や入退所の実態などを把握し、今後の適切な費用負担のあり方について検討を行う基礎資料とするものである。

〈介護保険適用除外施設に該当する施設〉

- ① 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- ② 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ④ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑤ 生活保護法に規定する救護施設
- ⑥ 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
- ⑦ 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- ⑧ 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- ⑨ 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院（療養介護を行うものに限る。）

## 2. 調査内容

適用除外施設を対象にアンケート調査を実施し、入所者の状況や入退所の状況を把握した。

<主要調査事項及び内容>

○対象施設の入退所者の概況

…施設の種別、利用者総数、入退所者数、利用者の状況（年齢、障害の状況、従前の住所地、入所期間、家族の状況、自宅の有無等）、退所者の退所後の状況（施設であれば施設の種別）及び住所地

○直近一定期間で、退所に伴い施設立地自治体が介護保険の保険者になっているケースの状況

…年齢、従前の住所地、退所理由、退所後の住所地、入所先、介護の状況 等

## 3. 調査方法

### 1) 事前ヒアリング調査

アンケート調査実施の前に、適用除外施設及び関係市町村に対してヒアリング調査を行い、適用除外施設入所者の状況や入退所手続きに係る課題を整理した。

<ヒアリング調査対象>

適用除外施設（救護施設、障害者支援施設 各1か所）

適用除外施設が立地している自治体 2か所

### ■事前ヒアリングで把握できた状況、課題

#### 【入所者の状況】

- ・ 「高齢化」「入所期間の長期化」「障害の重度化」の傾向がみられる。
- ・ 中軽度の方、ある程度自立が可能な方はグループホームなど地域生活へ移行している。
- ・ ご本人が高齢化しているため、家族も高齢化または亡くなっているケースが多い。救護施設の場合、家族がいても連絡がとれないケースが多い。

#### 【退所の状況】

- ・ 救護施設においてはその方の状態に応じて、医療機関など他の社会資源と連携しながら支援している。都市部など社会資源が多い地域はよいが、社会資源が少ない地域ではこのような支援は困難であり、長期間入所しているケースがみられる。
- ・ 退所理由としては、入院、死亡、地域生活への移行、他施設への移動（家族・親族の希望等を受けて）、要介護状態になり支援の継続が困難になる等。障害のある方は、65歳未満でも要介護状態になるケースがみられる。
- ・ 要介護状態になった場合、施設面（施設内の移動や入浴など）、職員配置の面（介護施設に比べて夜間の職員が少ない等）から支援が難しい。
- ・ 施設の基本的方針として、要介護状態になっても施設内で支援を続けていこうというところと、出来る限り他施設に移ってもらうというところがある。

- ・ 施設を運営している法人が、特別養護老人ホーム等の介護施設も運営しているケースもある。

#### 【介護保険施設への移行に伴う課題について】

- ・ 退所する場合は、どこの市町村が介護保険の保険者になるか、適用除外施設所在市町村、入所前に居住していた市町村、親族のいる市町村や、移転先の介護保険施設等のある市町村など、複数の市町村が協議し、介護保険者となる市町村が決定されるケースもある。(適用除外施設所在市町村が保険者になることを回避するために、一旦自宅や親戚宅に退所者の住所を移すなど、運用で対応しているものと考えられる。)
- ・ 市町村ごとに運用や取扱いが異なるケースがあることで適用除外施設が混乱していることに加え、協議している間に入所者の状態が悪くなったり亡くなったりするケースもある。入所者の高齢化が進んでいることを鑑みると、今後同様のケースが増えると考えられる。
- ・ 特に規模が小さい自治体に適用除外施設がある場合、要介護状態の被保険者を一層多く抱えることで、介護保険財政に大きな影響を与える可能性がある。

## 2) アンケート調査

ヒアリング調査で得られた情報を踏まえてアンケート調査票の設計を行った。

郵送による調査票の発送、回収を行い、督促状の発送を1回実施した。

調査対象となる施設数は以下の通りである。

なお、「児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設」・「児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関」については、介護保険の被保険者となり得る40歳以上の者は、現在は入所していないため、今回の調査の対象外としている。

	施設種別	施設数	今回調査数	備考
1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1	1	悉皆
2	国立及び国立以外のハンセン病療養所	14	14	悉皆
3	生活保護法に規定する救護施設	188	100	53%抽出
4	労働者災害補償保険法に規定する労災施設	8	8	悉皆
5	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設	2,613	862	33%抽出
6	障害者総合支援法に規定する療養介護事業所	227	114	50%抽出
	合 計	3,051	1,099	

※障害者支援施設・療養介護事業所については平成25年時点、その他の施設については平成27年時点の施設数



#### 4. 調査結果

##### (有効回答数及び有効回収率)

各施設種別の回収状況は以下の通りである。なお、無効回答は11件であった。

	施設種別	対象数	有効回答数	有効回収率
1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1	1	100.0%
2	国立及び国立以外のハンセン病療養所	14	13	92.9%
3	生活保護法に規定する救護施設	100	90	90.0%
4	労働者災害補償保険法に規定する労災施設	8	8	100.0%
5	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設	862	650	75.4%
6	障害者総合支援法に規定する療養介護事業所	114	74	64.9%
	合 計	1,099	836	76.1%



## Ⅱ 施設別集計結果

### 1. 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(施設数:1 調査数:1 回答数:1)

#### 1) 施設の状況

##### (1) 併設施設 (問1)

- 併設している施設はない。

#### 2) 入所者の概況

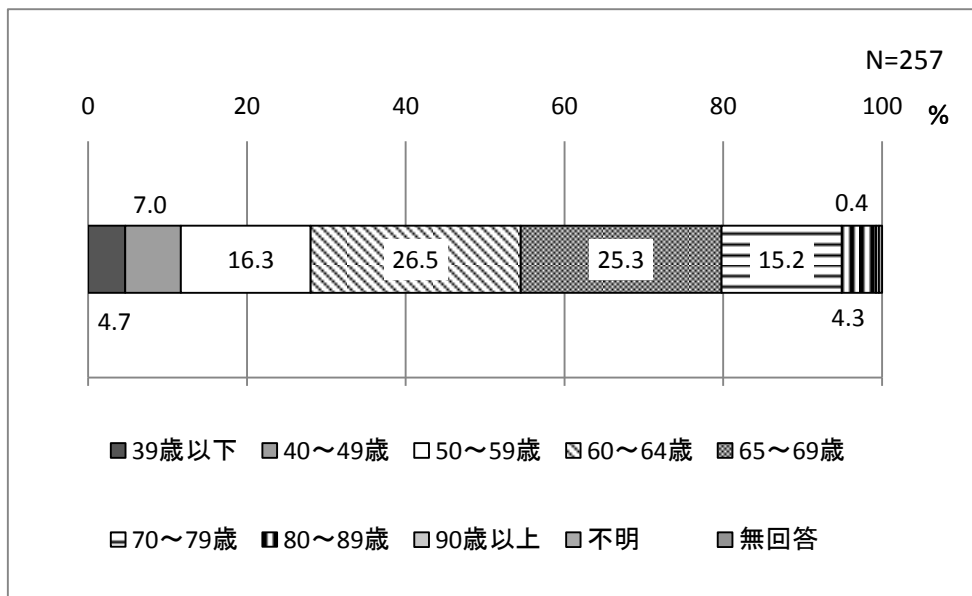
##### (1) 入所者数 (問2、問2-1)

- のぞみの園の入所者数は合計 257 人である。
- 257 人のうち、「貴施設に入所時に、市町村による支給決定を受けて入所された方」が 12 人、「貴施設入所時に、市町村の措置によって入所された方」が 45 人、「不明」が 200 人であった。

##### (2) 年齢別入所者数 (問3)

- 入所者の年齢別内訳をみると「60～64 歳」(26.5%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(25.3%)、「50～59 歳」(16.3%) となっており、65 歳以上の割合が 45.1% となっている。

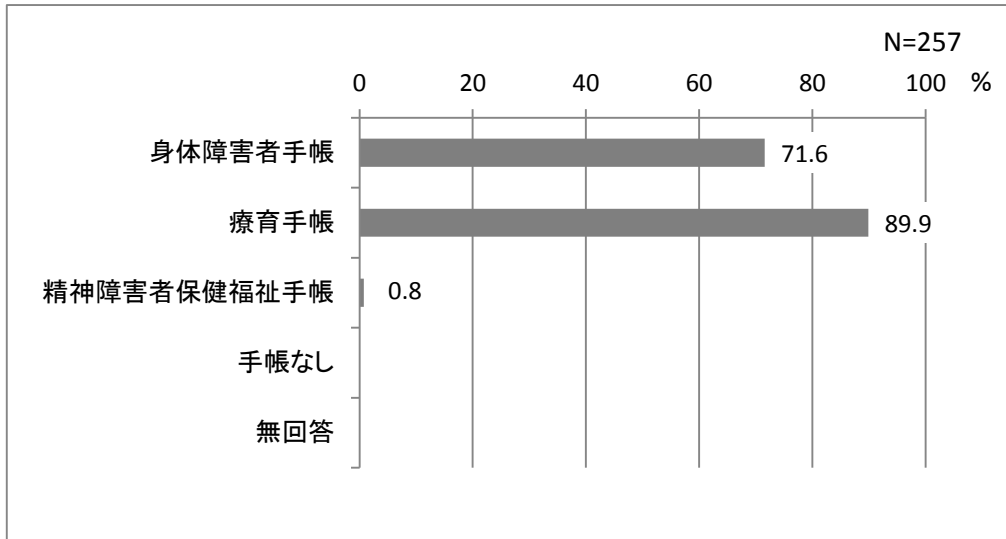
図表 年齢別入所者数



**(3) 障害者手帳の所持状況 (問4)**

- 入所者の障害者手帳の所持状況をみると(複数回答あり)、「療育手帳」(89.9%)が最も多く、次いで「身体障害者手帳」(71.6%)、「精神障害者保健福祉手帳」(0.8%)の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



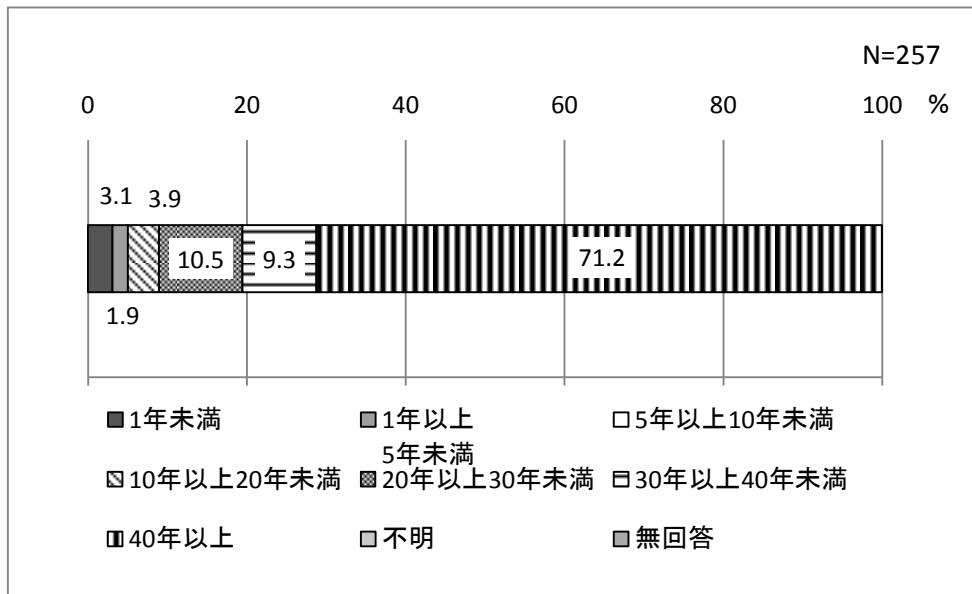
**(4) 生活保護受給者数 (問5)**

- 入所者のうち生活保護受給者は1人である。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- 入所期間別にみると、「40年以上」が71.2%と最も高く、次いで「20年以上30年未満」が10.5%、「30年以上40年未満」9.3%となっている。20年以上が9割を超えている。

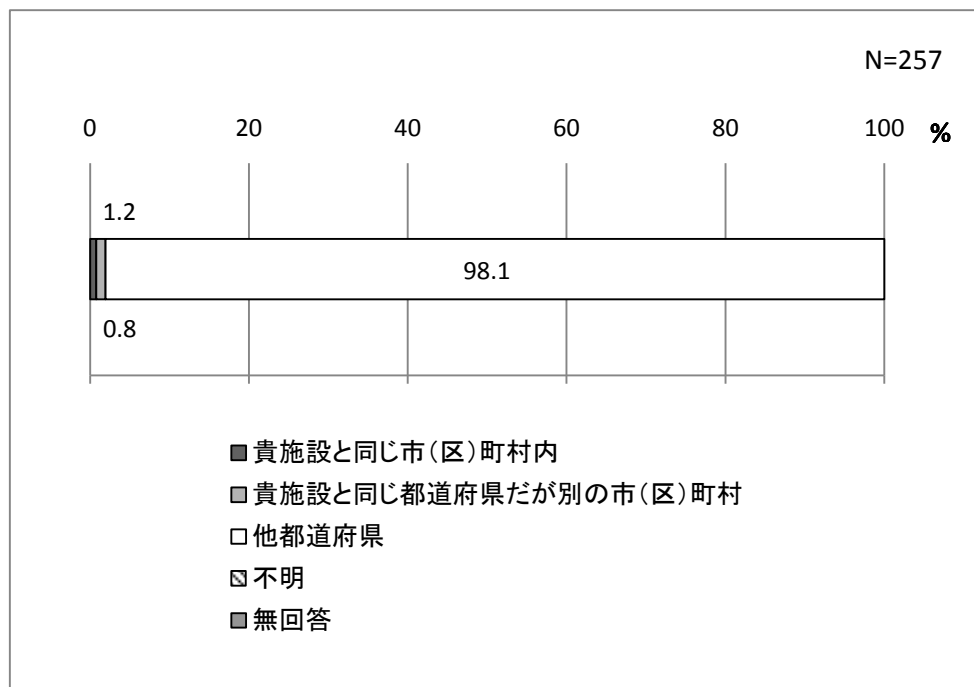
図表 入所期間別 入所者数



### (6) 入所前の住まい (問7)

- 入所前の住まいについては、「他都道府県」が98.1%で最も多く、次いで「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が1.2%、「施設と同じ市区町村内」が0.8%である。

図表 入所前の住まい



### (7) 入所前の状況 (問8)

- 入所前の状況については、全員が「貴施設入所前の住所地が介護保険適用除外施設である」という回答であった。

## 3) 退所者の概況

### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、「高齢となり介護を必要とするようになっても、原則として最期まで自施設で処遇する」という回答であった。

### (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (問9-1)

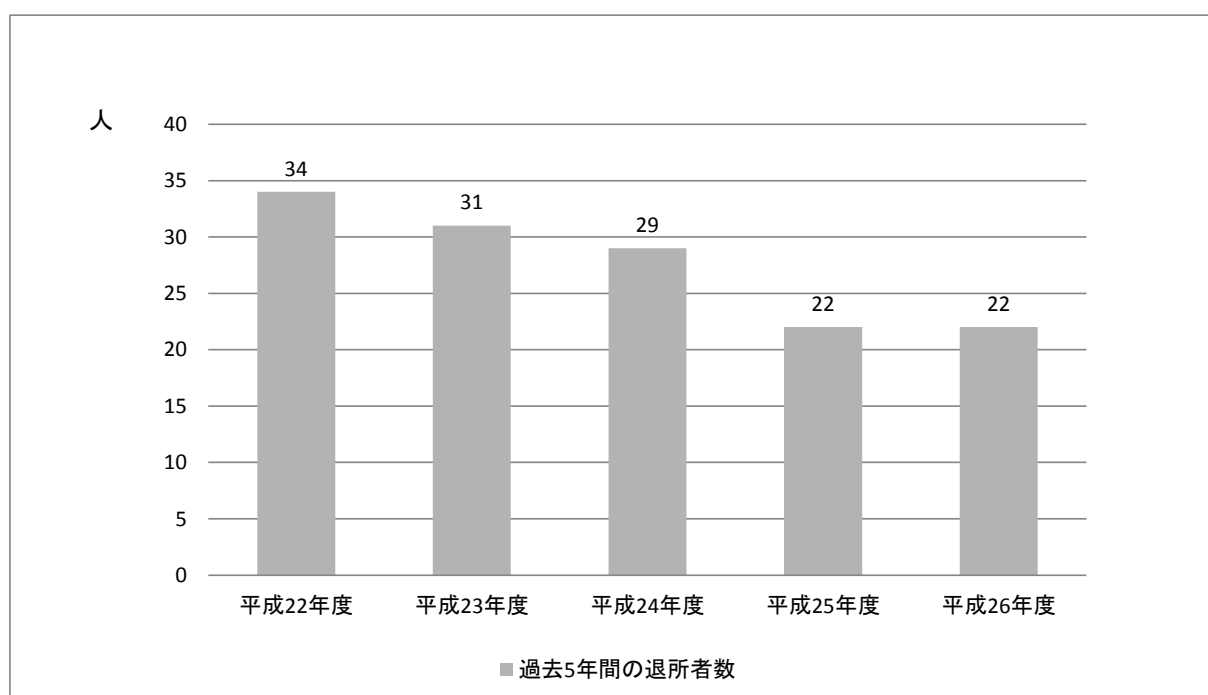
- のぞみの園では、介護を必要とする入所者に対して退所を促していない為、該当しない。

### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- ・ 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度（34人）から年々減少しており、平成26年度には22人となっている。
- ・ また、介護保険サービスを利用するために退所した人はいない。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

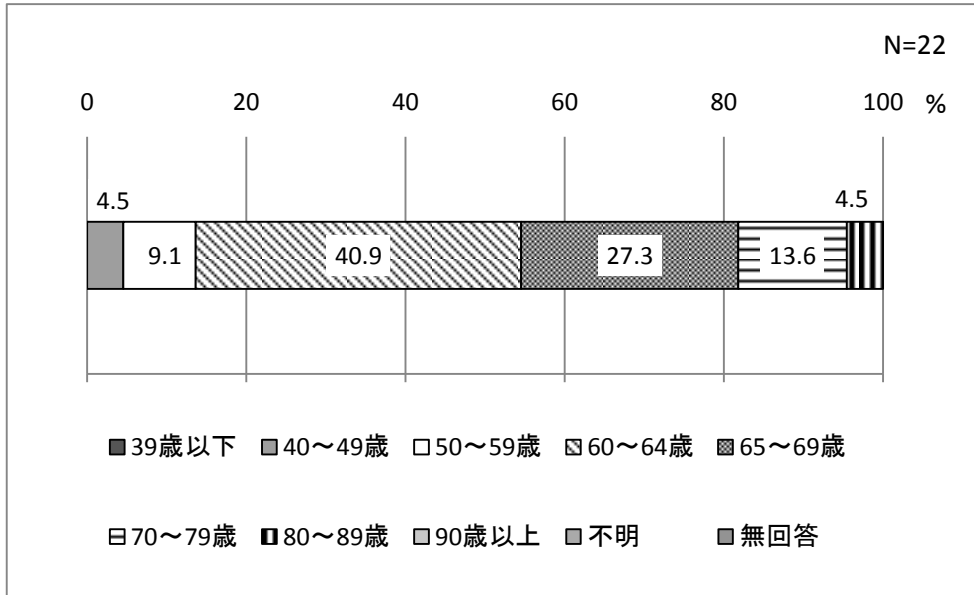
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	34	31	29	22	22
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	0	0	0	0	0



**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、「60～64 歳」(40.9%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(27.3%)、「70～79 歳」(13.6%)、「50～59 歳」(9.1%)、「40～49 歳」「80～89 歳」(4.5%) の順となっている。

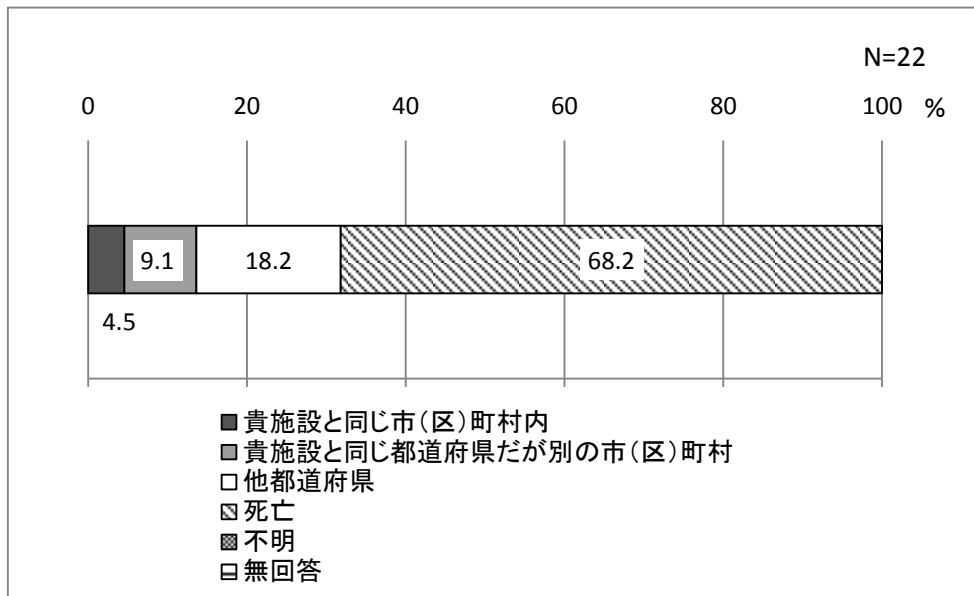
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、「死亡」(68.2%)、「他都道府県」(18.2%)、「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」(9.1%)、「貴施設と同じ市区町村内」(4.5%) となっている。

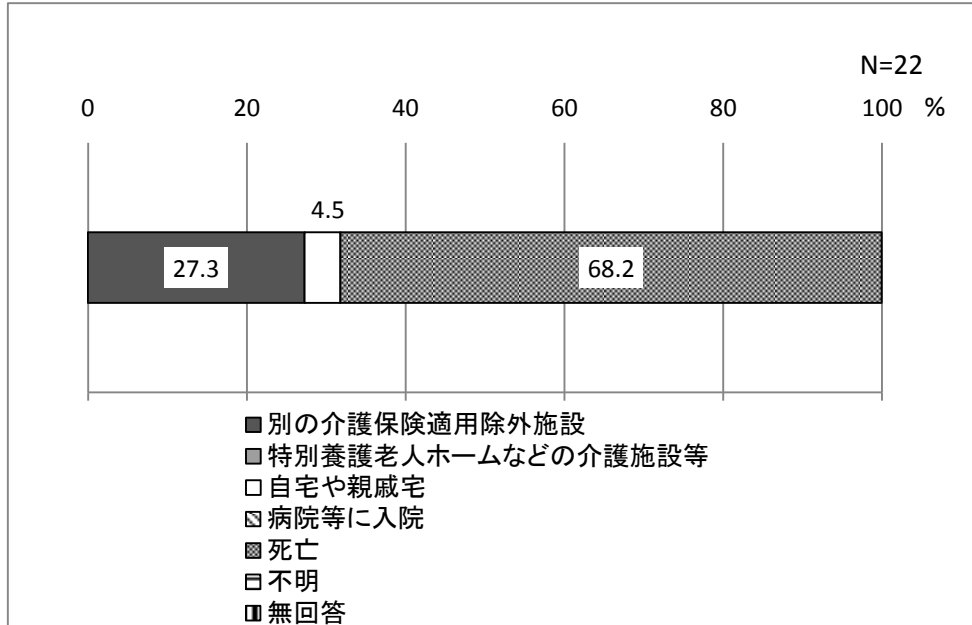
図表 退所先自治体



**(6) 退所先居住地 (問 1 3)**

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、「死亡」(68.2%)、「別の介護保険適用除外施設」(27.3%)、「自宅や親戚宅」(4.5%) となっている。

図表 退所先居住地



**(7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか (問 1 4)**

- のぞみの園は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営していない。

**4) 介護保険を利用して退所した人の状況について (問 1 5)**

- のぞみの園では、平成 22 年度から 26 年度の 5 年間、介護保険を利用して退所した人はいないため、問 1 5 については該当者はいない。



## 2. 国立及び国立以外のハンセン病療養所

(施設数:14 調査数:14 回答数:13)

### 1) 施設の状況

#### (1) 併設施設 (問1)

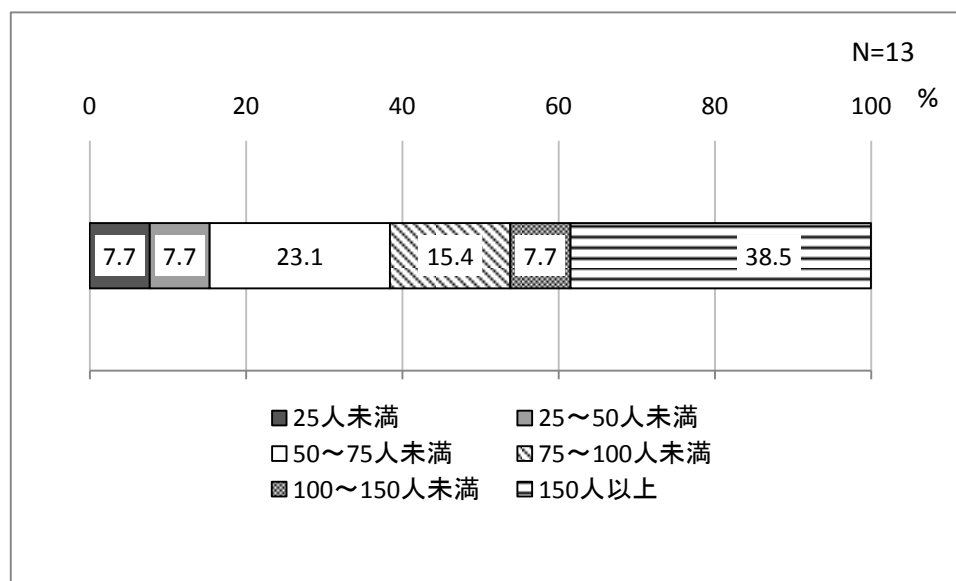
- 併設している施設はない。

### 2) 入所者の概況

#### (1) 入所者数 (問2)

- 13 施設の入所者数 (総数) をみると「150 人以上」(5 施設・38.5%) が最も多く、次いで「50～75 人未満」(3 施設・23.1%)、「75～100 人未満」(2 施設・15.4%) となっている。
- ハンセン病療養所の全入所者数は合計 1,611 人、1 施設あたりの平均入所者数は 123.9 人である。

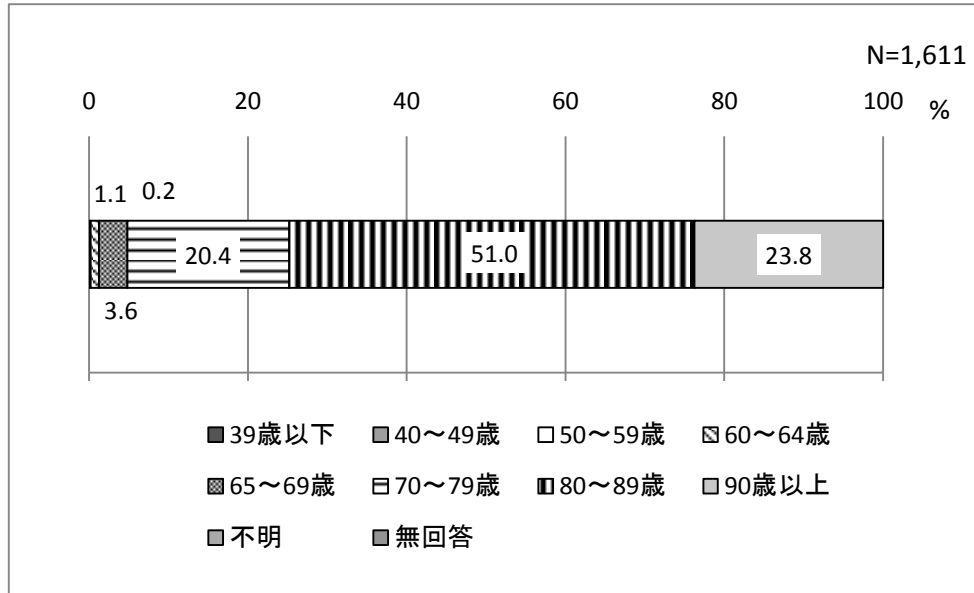
図表 入所者数



### (2) 年齢別入所者数 (問3)

- 入所者 (1,611 人) の年齢別内訳をみると「80～89 歳」(51.0%) が最も多く、次いで「90 歳以上」(23.8%)、「70～79 歳」(20.4%) となっており、65 歳以上の割合が 98.8% となっている。

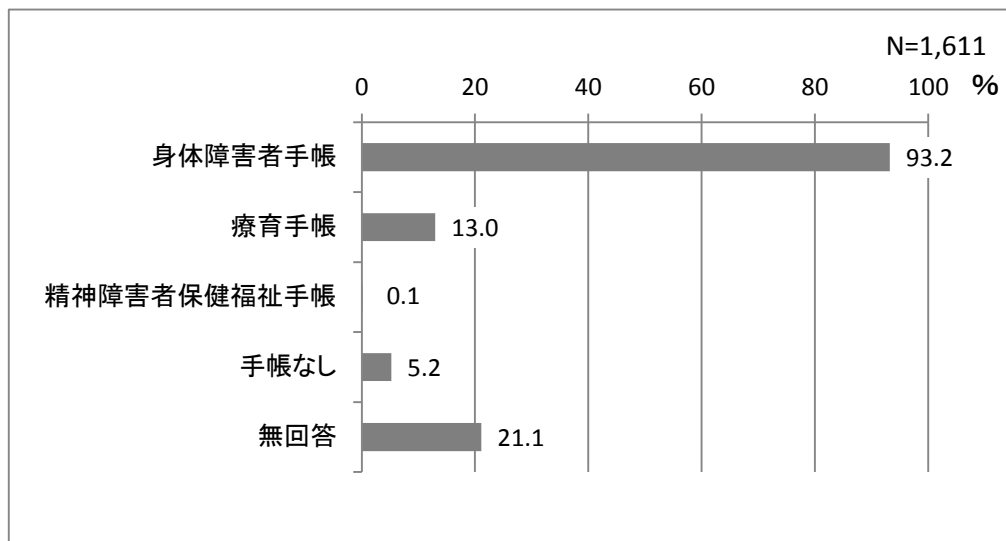
図表 年齢別入所者数



### (3) 障害者手帳の所持状況 (問4)

- 入所者の障害者手帳の所持状況をみると (複数回答あり)、「身体障害者手帳」(93.2%) が最も多く、次いで「療育手帳」(13.0%)、「手帳なし」(5.2%)、「身精神障害者保健福祉手帳」(0.1%) の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



- 1 施設あたりの平均人数は、身体障害者手帳 115.5 人、療育手帳 20.9 人、精神障害者保健福祉手帳 0.2 人、手帳なし 7.0 人となっている。

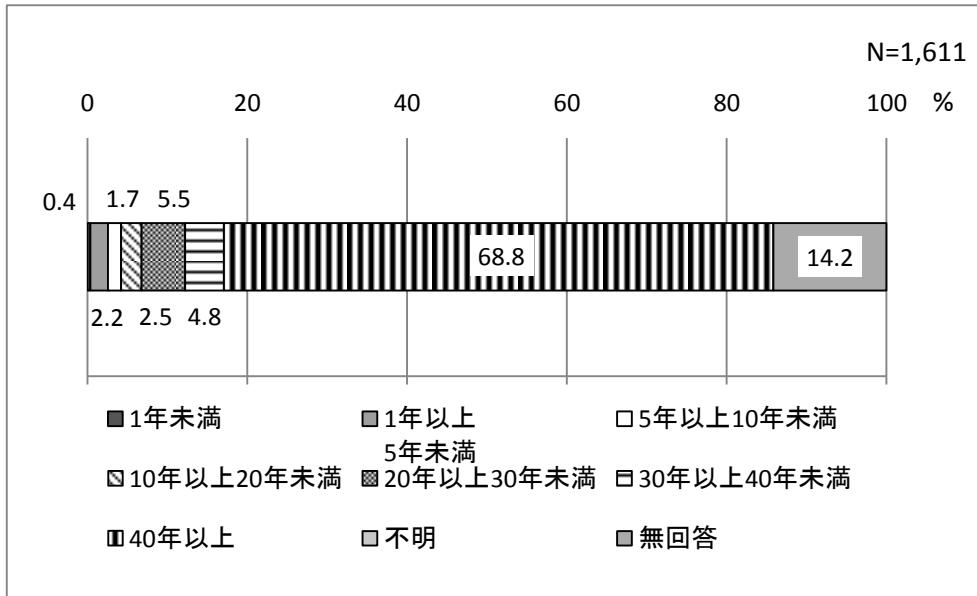
**(4) 生活保護受給者数 (問5)**

- ・ 入所者のうち生活保護受給者はいなかった。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- ・ 入所期間別にみると、「40年以上」が68.8%と最も高く、次いで「20年以上30年未満」が5.5%、「30年以上40年未満」4.8%となっている。20年以上が約8割（無回答を含む割合）となっている。

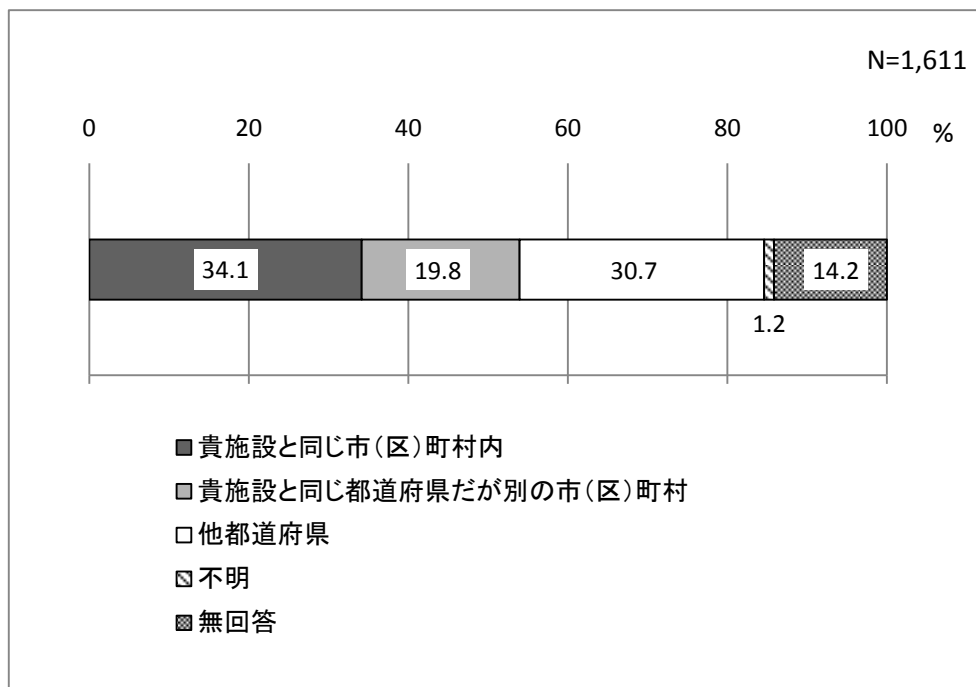
図表 入所期間別 入所者数



### (6) 入所前の住まい (問7)

- 入所前の住まいについては、「施設と同じ市区町村」が34.1%で最も多く、次いで「他都道府県」が30.7%、「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が19.8%である。

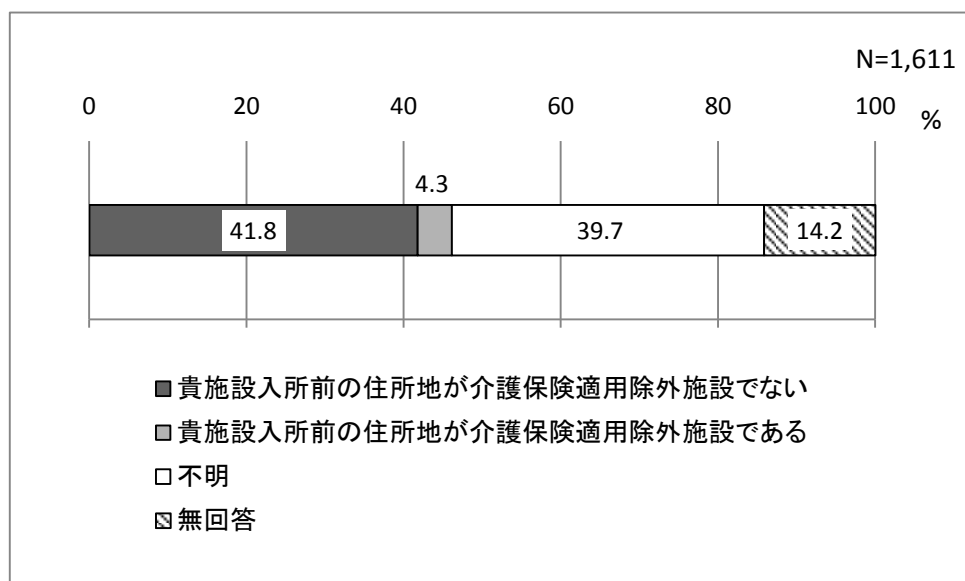
図表 入所前の住まい



### (7) 入所前の状況 (問8)

- 入所前の状況については、「貴施設入所前の住所地が介護保険適用除外施設でない」が41.8%、「不明」が39.7%、「介護保険適用除外施設である」が4.3%である。

図表 入所前の状況



### 3) 退所者の概況

#### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- ・ 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、全施設から「原則として最期まで自施設で処遇する」との回答であった。

図表 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について

	件数	割合
		N=13
高齢となり介護を必要とするようになっても、原則として最期まで自施設で処遇する	13	100.0
介護施設等による受け入れが見込まれる方には、基本的には退所いただく	0	0.0
無回答	0	0.0

#### (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (問9-1)

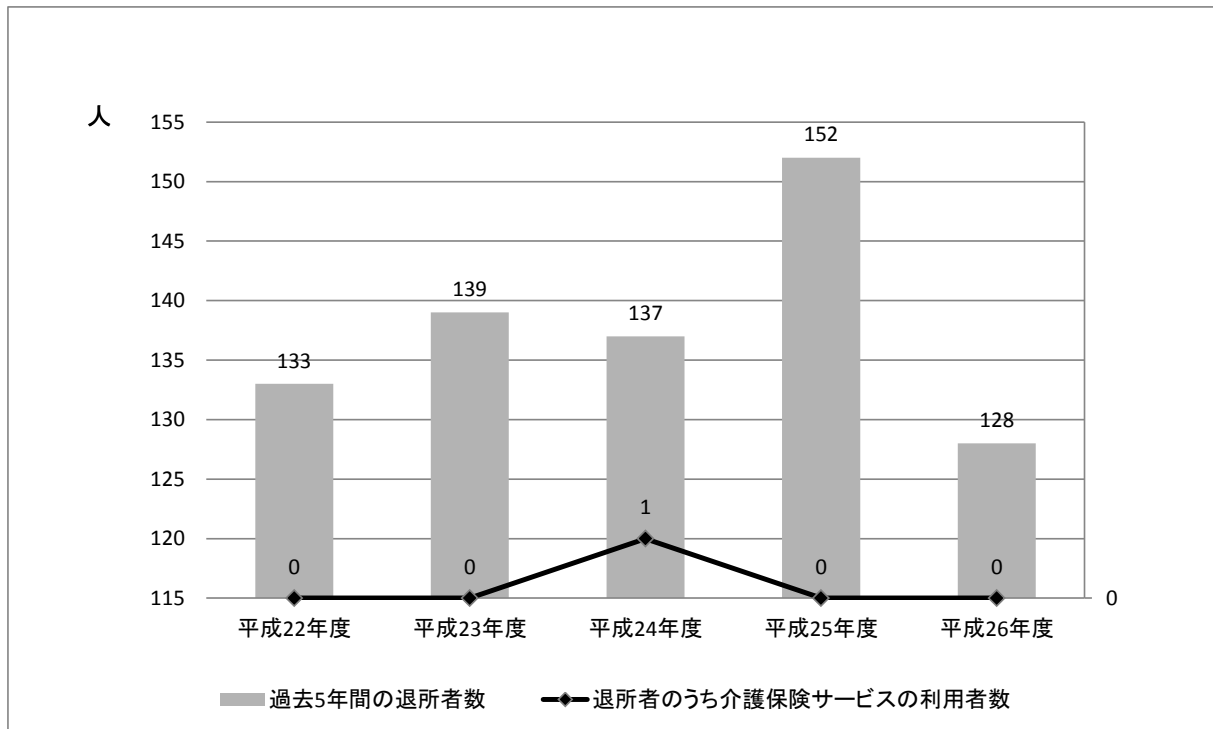
- ・ 前問で「高齢となり介護を必要とするようになる入所者については、基本的には退所していただく」と回答した施設はない。

### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- ・ 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度に133人、平成23年度に139人、平成24年度に137人、平成25年度に152人、平成26年度には128人となっており、130人前後から150人で推移している。
- ・ 介護保険サービスを利用するために退所した人は、平成24年度の1人のみである。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

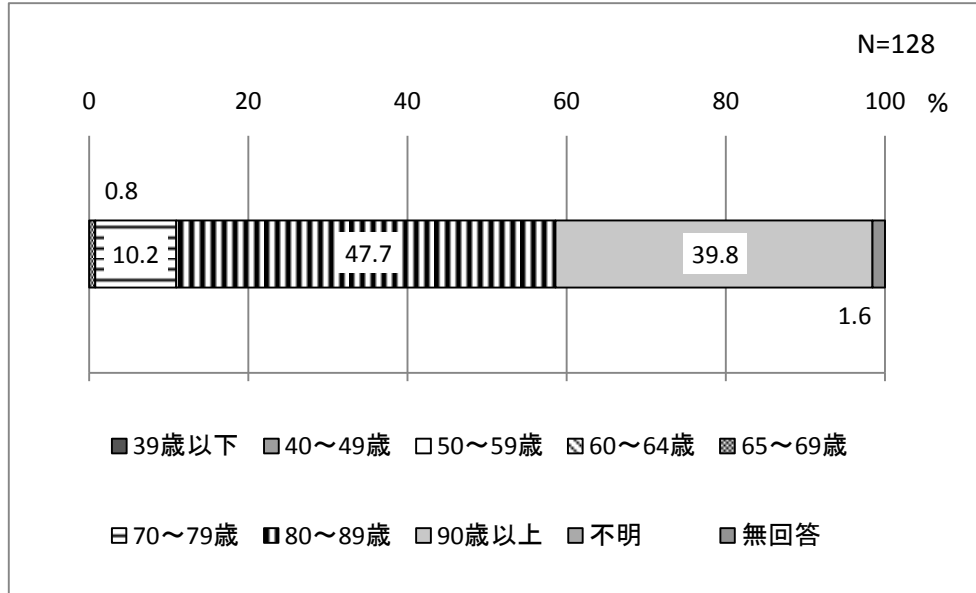
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	133	139	137	152	128
1施設当たり平均（人）	10.2	10.7	10.5	11.7	9.8
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	0	0	1	0	0
1施設当たり平均（人）	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0



**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、「80～89 歳」(47.7%) が最も多く、次いで「90 歳以上」(39.8%)、「70～79 歳」(10.2%)、「65～69 歳」(0.8%) の順となっている。

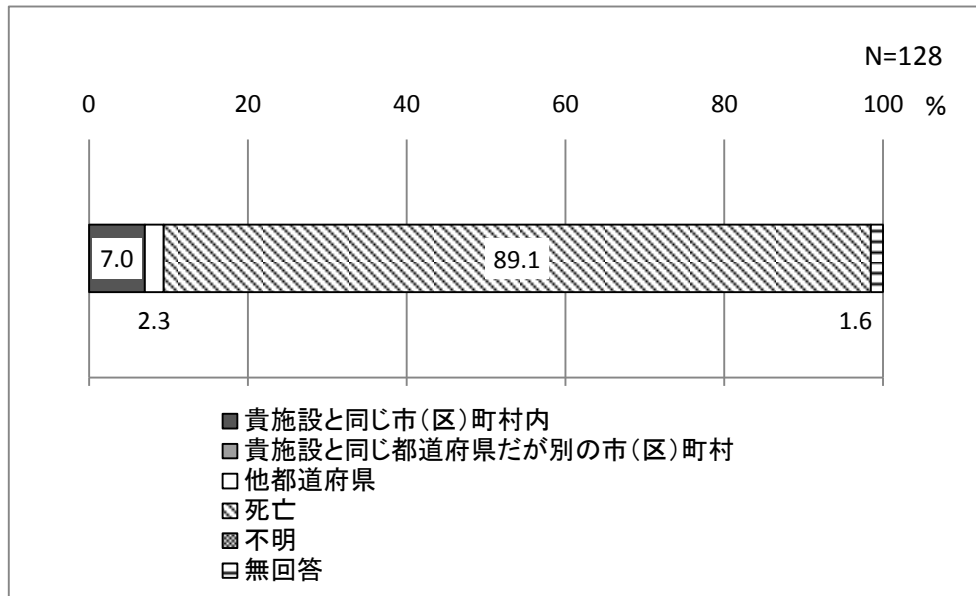
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、「死亡」(89.1%)、「貴施設と同じ市区町村内」(7.0%)、「他都道府県」(2.3%) となっている。

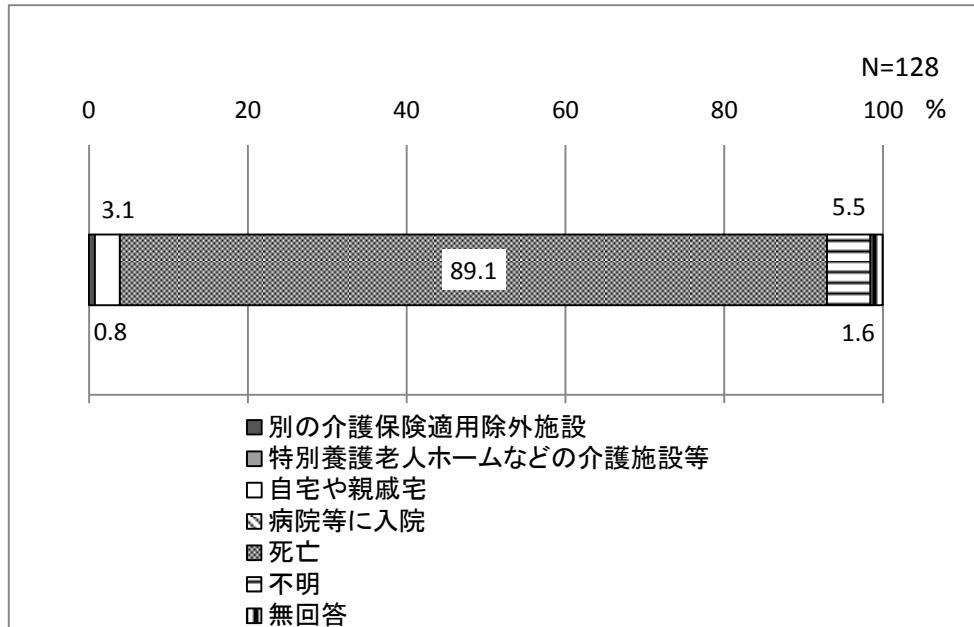
図表 退所先自治体



### (6) 退所先居住地 (問 1 3)

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、「死亡」(89.1%)、「自宅や親戚宅」(3.1%)、「別の介護保険適用除外施設」(0.8%) となっている。

図表 退所先居住地



### (7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか (問 1 4)

- 施設の運営法人が特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかどうか聞いたところ、全ての施設が「運営していない」と回答した。

### 4) 介護保険を利用して退所した人の状況について (問 1 5)

- 平成 22 年度から 26 年度の 5 年間で、介護保険を利用して退所した人の状況について聞いた。
- ハンセン病療養所では 1 施設からの回答があり合計 1 人の退所者について記入があった。ご本人の希望で「自宅や親戚宅」へ退所した 80 代の方である。詳細は個人情報に係るため割愛する。



### 3. 救護施設

(施設数:188 調査数:100 回答数:90)

#### 1) 施設の状況

##### (1) 併設施設 (問1)

- 90 施設中 5 施設が「障害者支援施設及び指定障害者支援施設」を併設している。

図表 併設施設

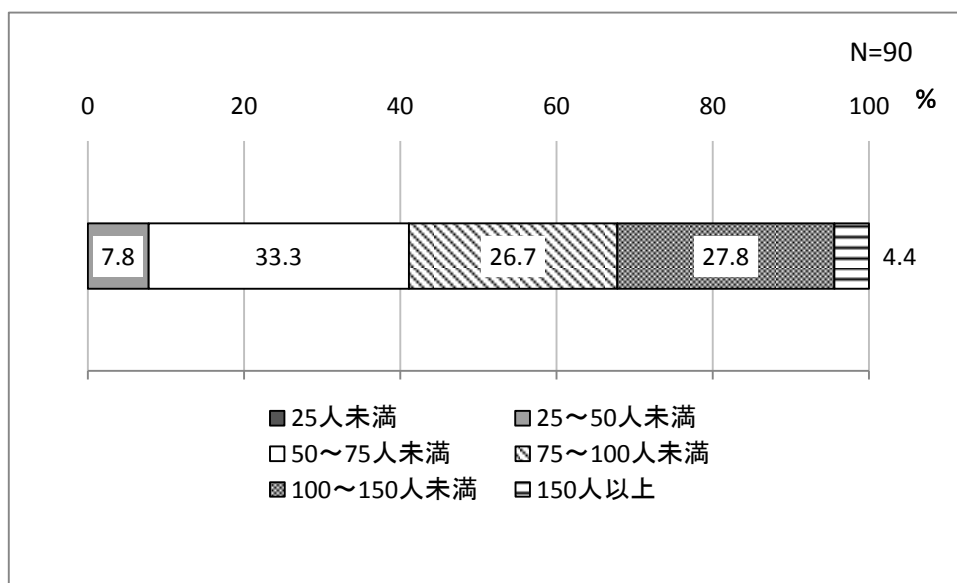
	件数	割合 N=90	割合 (除無回答) N=5
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0.0	0.0
国立及び国立以外のハンセン病療養所	0	0.0	0.0
生活保護法に規定する救護施設	0	0.0	0.0
労働者災害補償保険法に規定する労災施設	0	0.0	0.0
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設	5	5.6	100.0
障害者総合支援法に規定する療養介護事業所	0	0.0	0.0
児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設	0	0.0	0.0
児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関	0	0.0	0.0
無回答	85	94.4	—
全 体	90	100.0	100.0

#### 2) 入所者の概況

##### (1) 入所者数 (問2)

- 90 施設の入所者数 (総数) をみると「50～75 人未満」(33.3%) が最も多く、次いで「100～150 人未満」(27.8%)、「75～100 人未満」(26.7%) となっている。
- 救護施設の全入所者数は合計 7,852 人、1 施設あたりの平均入所者数は 87.2 人である。

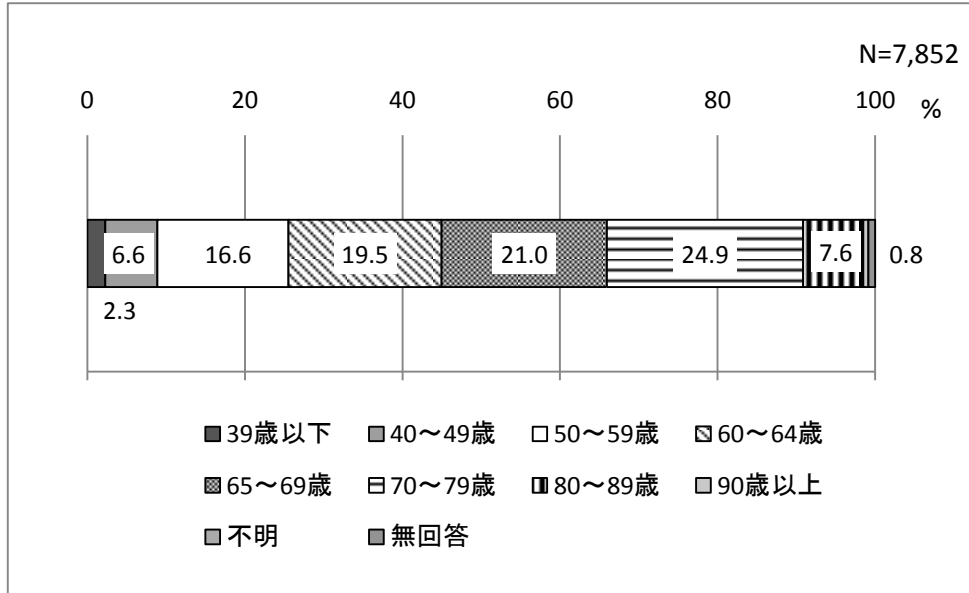
図表 入所者数



**(2) 年齢別入所者数 (問3)**

- 入所者 (7,852 人) の年齢別内訳をみると「70～79 歳」(24.9%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(21.0%)、「60～64 歳」(19.5%) となっており、65 歳以上の割合が 54.2% となっている。

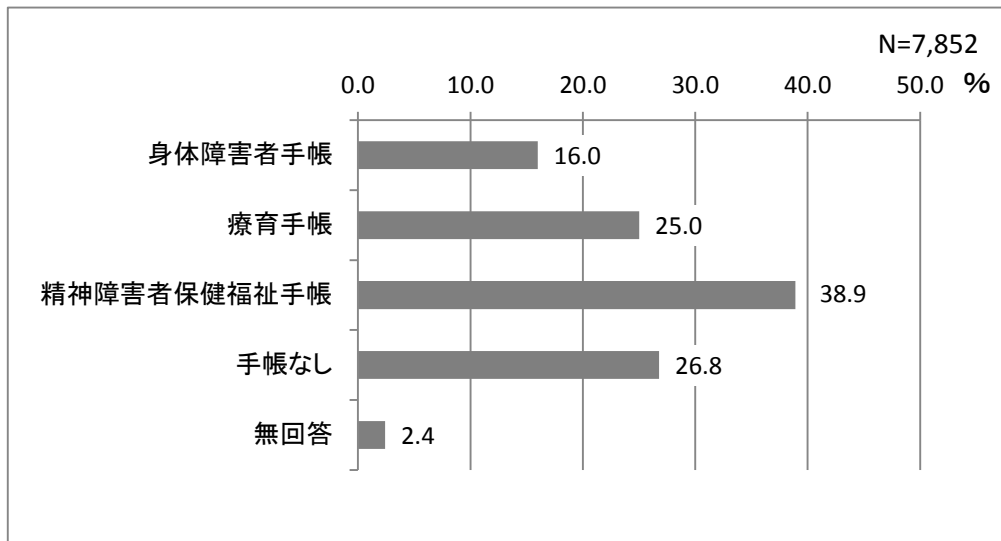
図表 年齢別入所者数



**(3) 障害者手帳の所持状況 (問4)**

- 入所者の障害者手帳の所持状況をみると(複数回答あり)、「精神障害者保健福祉手帳」(38.9%) が最も多く、次いで「手帳なし」(26.8%)、「療育手帳」(25.0%)、「身体障害者手帳」(16.0%) の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



- 1 施設あたりの平均人数は、身体障害者手帳 14.0 人、療育手帳 22.1 人、精神障害者保健福祉手帳 34.0 人、手帳なし 24.2 人となっている。

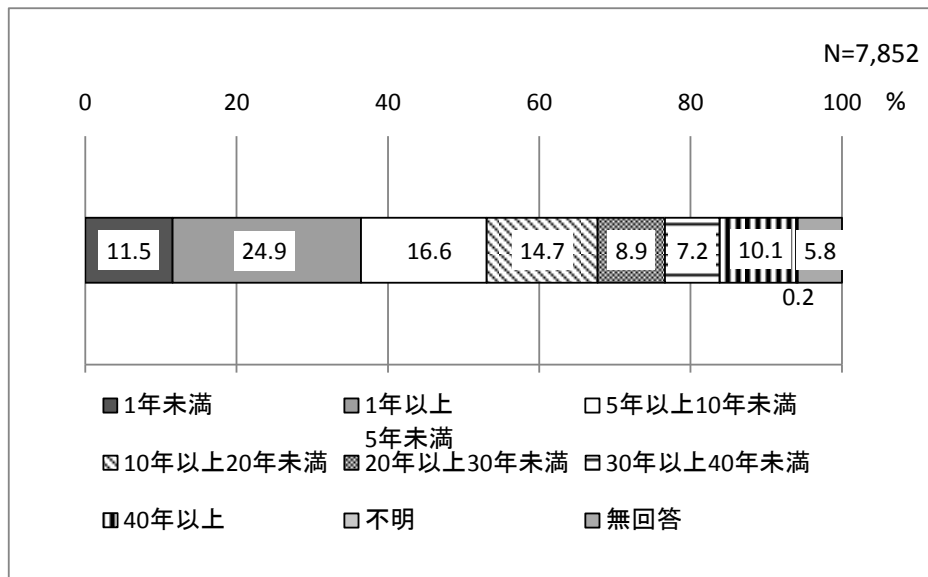
**(4) 生活保護受給者数 (問5)**

- ・ 入所者のうち生活保護受給者は7,789人となっており、入所者全体の99.2%となっている。
- ・ 1施設あたりの生活保護受給者数は平均86.5人である。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- ・ 入所期間別にみると、「1年以上5年未満」が24.9%と最も高く、次いで「5年以上10年未満」が16.6%、「10年以上20年未満」14.7%、「40年以上」10.1%となっている。10年以上の入所者が全体の4割、20年以上が4分の1となっている。

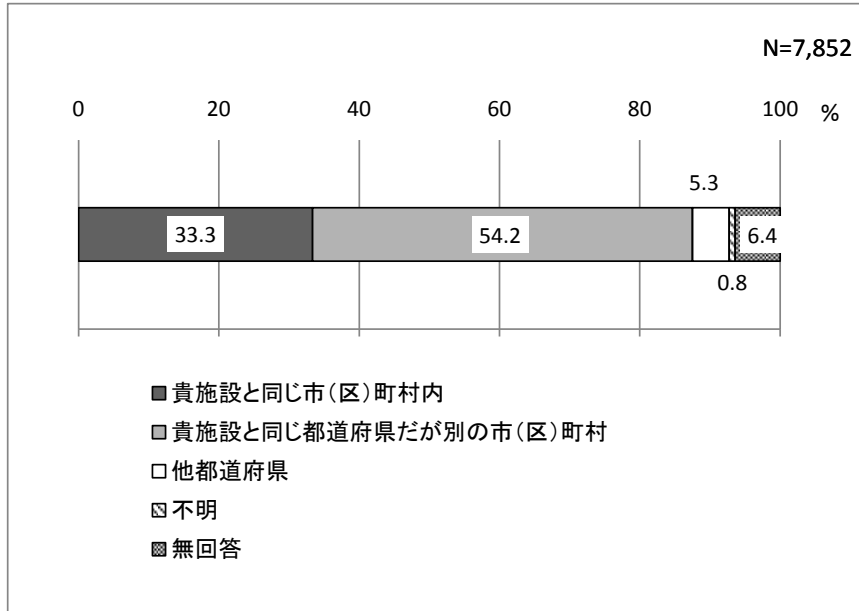
図表 入所期間別 入所者数



**(6) 入所前の住まい (問7)**

- 入所前の住まいについては、「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が 54.2%で最も多く、次いで「施設と同じ市区町村」が 33.3%、「他都道府県」が 5.3%である。

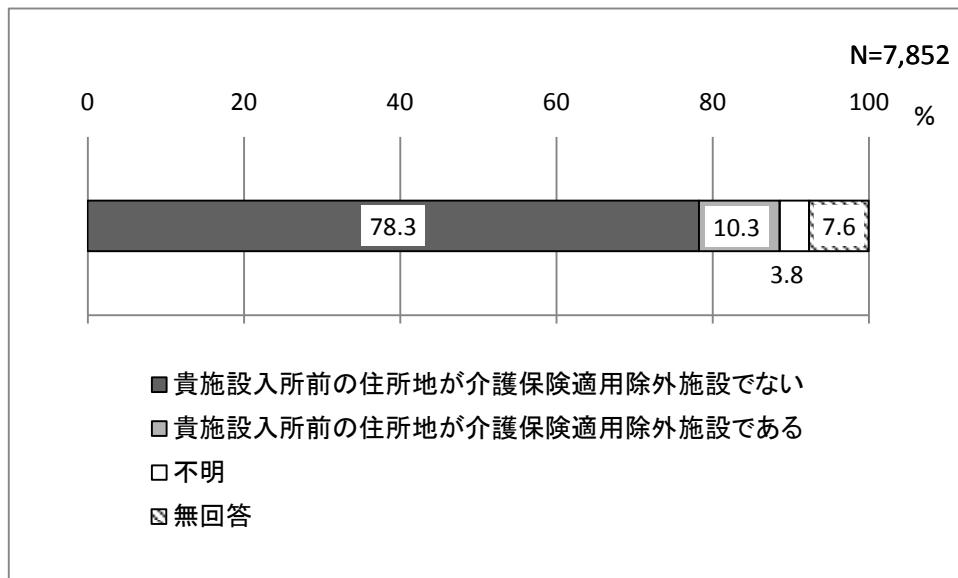
図表 入所前の住まい



**(7) 入所前の状況 (問8)**

- 入所前の状況については、「入所前の住所地が介護保険適用除外施設でない」が 78.3%、「介護保険適用除外施設である」が 10.3%である。

図表 入所前の状況

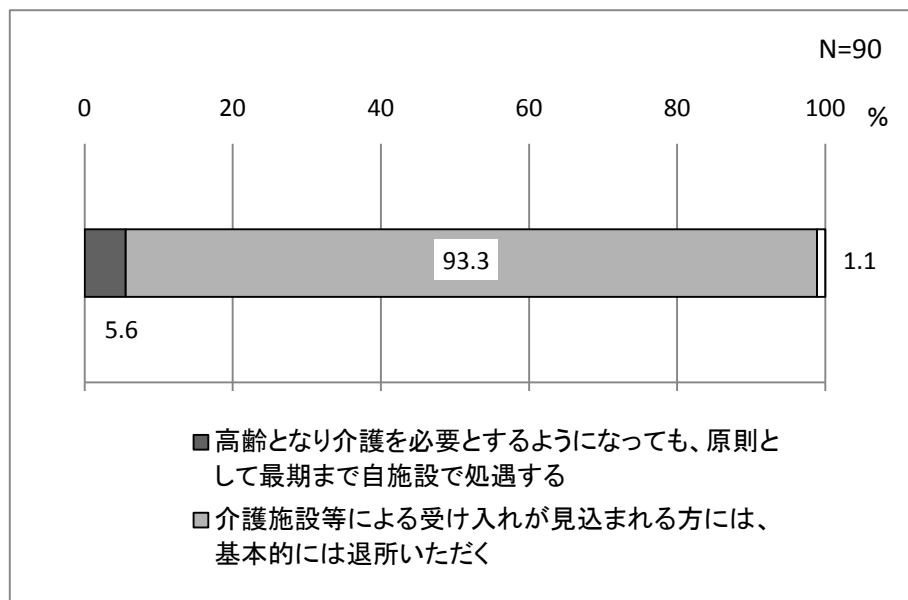


### 3) 退所者の概況

#### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- ・ 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、「基本的には退所していただく」が93.3%を占めている。一方「原則として最期まで自施設で処遇する」は5.6%である。

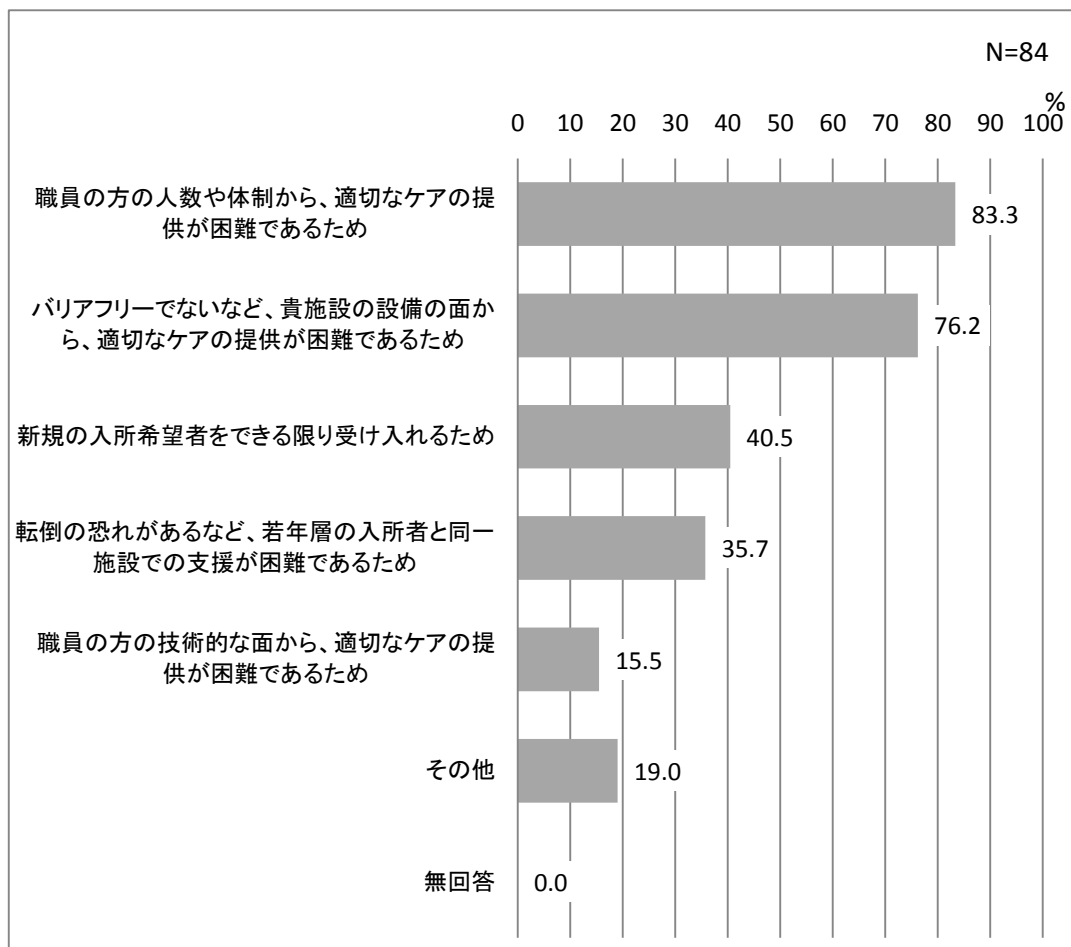
図表 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について



## (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について（問9-1）

- 前問で「高齢となり介護を必要とするようになる入所者については、基本的には退所していただく」と回答した施設（84施設）に対してその理由を聞いたところ、「職員の方の人数や体制から、適切なケアの提供が困難であるため」（83.3%）が最も多く、次いで「バリアフリーでないなど、貴施設の設備の面から、適切なケアの提供が困難であるため」（76.2%）、「新規の入所希望者をできる限り受け入れるため」（40.5%）、「転倒の恐れがあるなど、若年層の入所者と同じ施設での支援が困難であるため」（35.7%）、「職員の方の技術的な面から、適切なケアの提供が困難であるため」（15.5%）となっている。

図表 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について（複数回答）

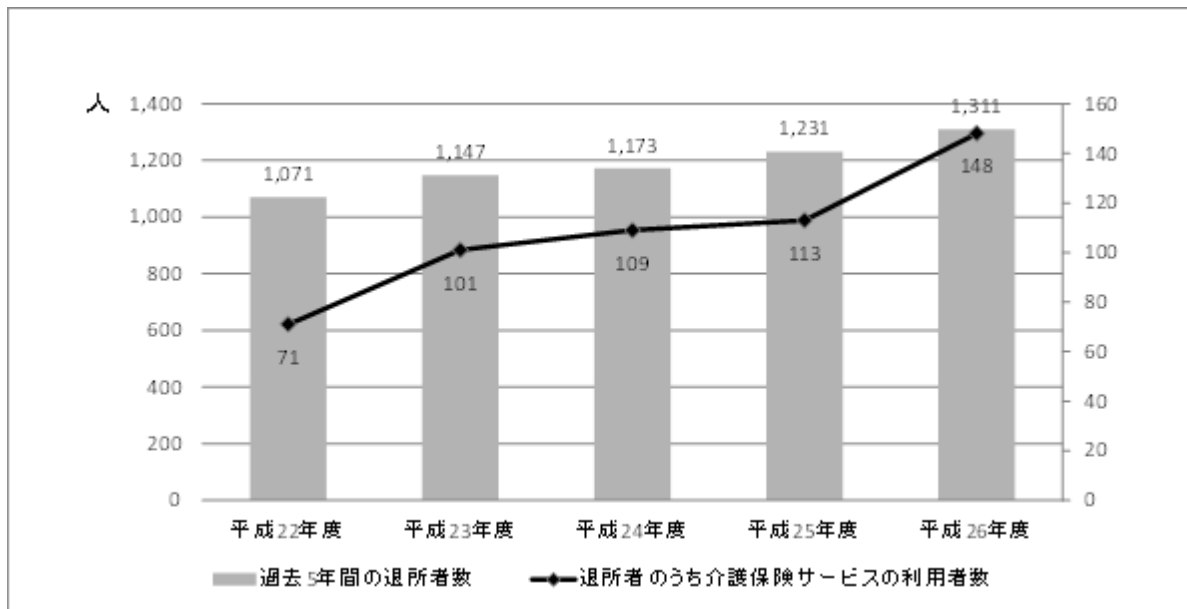


### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- ・ 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度（1,071人）から年々増加しており、平成26年度には1,311人となっている。
- ・ また、介護保険サービスを利用するために退所した人の推移をみると、平成22年度の71人から徐々に増加しており、平成26年には148人に達している。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

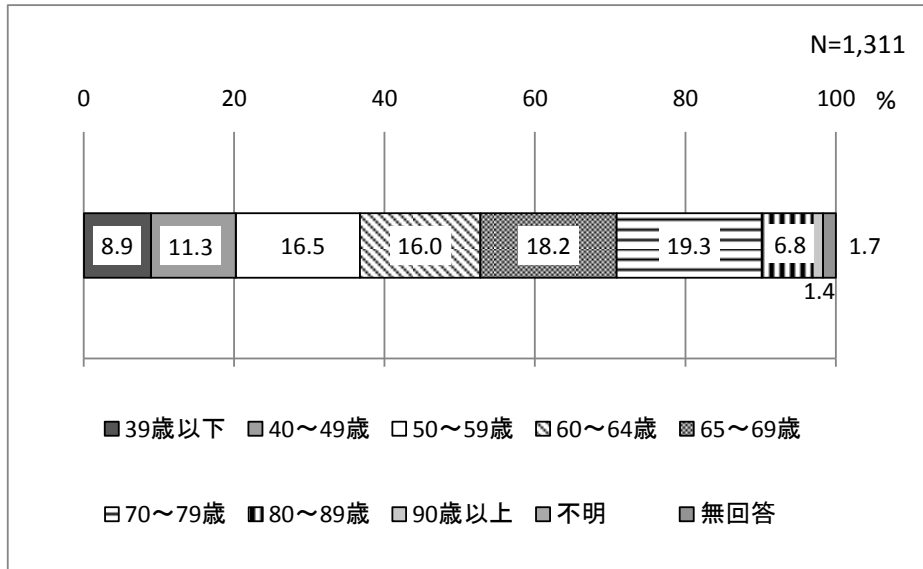
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	1,071	1,147	1,173	1,231	1,311
1施設あたり平均（人）	11.9	12.7	13.0	13.7	14.6
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	71	101	109	113	148
1施設あたり平均（人）	0.8	1.1	1.2	1.3	1.6



**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、「70～79 歳」(19.3%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(18.2%)、「50～59 歳」(16.5%)、「60～64 歳」(16.0%)、「40～49 歳」(11.3%) の順となっている。

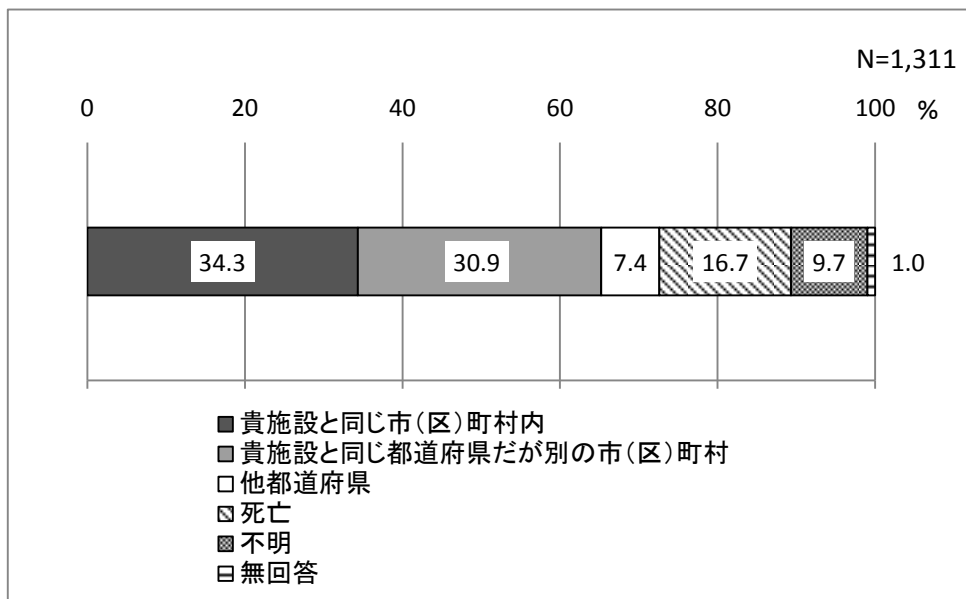
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、「貴施設と同じ市区町村内」(34.3%)、「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」(30.9%)、「死亡」(16.7%)、「他都道府県」(7.4%) となっている。

図表 退所先自治体

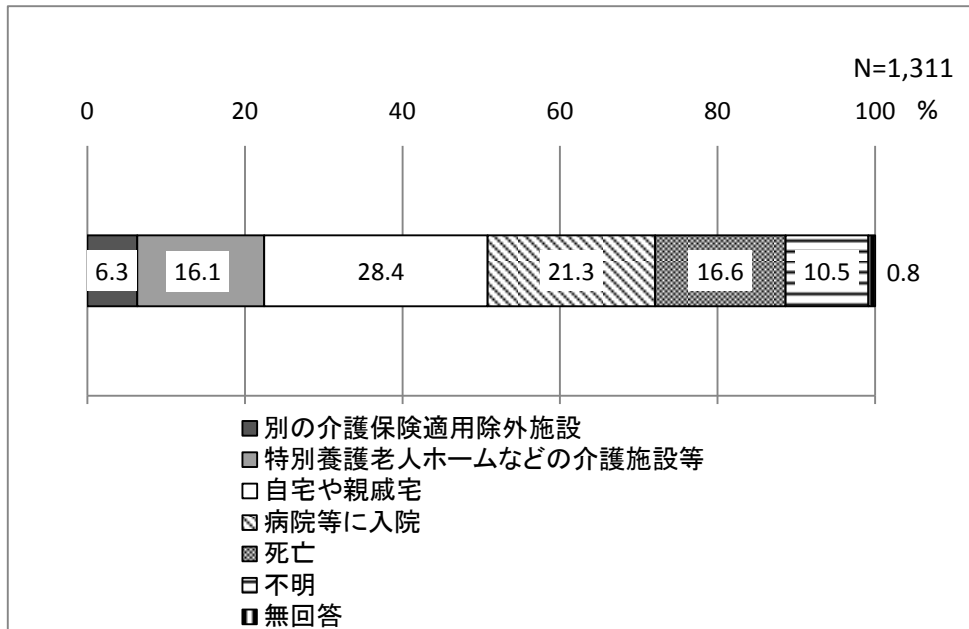




**(6) 退所先居住地（問 1 3）**

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、「自宅や親戚宅」（28.4%）、「病院等に入院」（21.3%）、「死亡」（16.6%）、「特別養護老人ホームなどの介護施設等」（16.1%）、「別の介護保険適用除外施設」（6.3%）となっている。

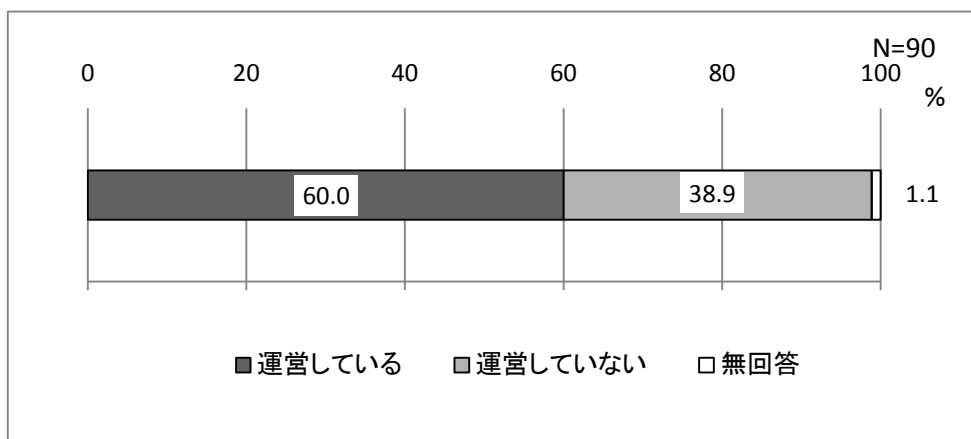
図表 退所先居住地



**(7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか（問 1 4）**

- 施設の運営法人が特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかどうか聞いたところ、60.0%が「運営している」と回答した。

図表 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか



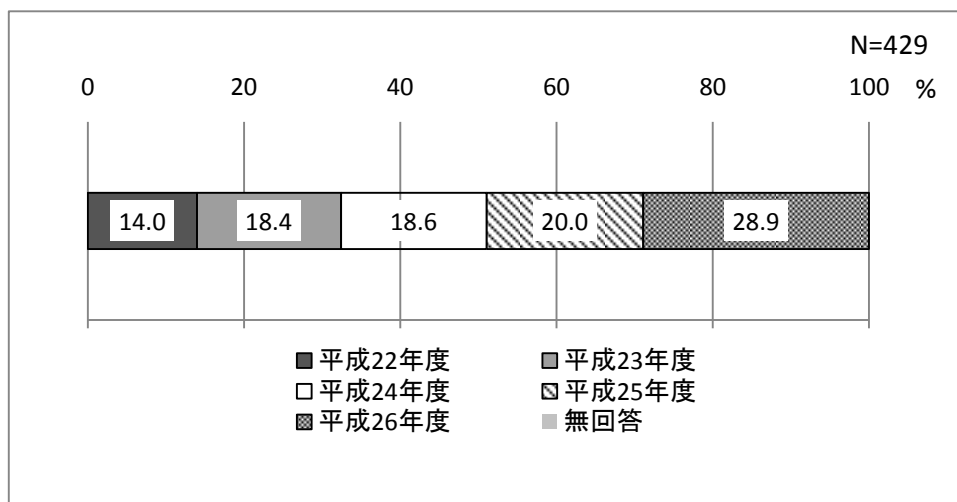
#### 4) 介護保険を利用して退所した人の状況について

- ・ 平成22年度から26年度の5年間で、介護保険を利用して退所した人の状況について聞いた。
- ・ 救護施設では64施設からの回答があり合計429人の退所者について記入があった(1施設あたり平均6.7人)。

##### (1) 退所年度 (問15(1))

- ・ 退所年度については、「平成26年度」(28.9%)が最も多く、「平成25年度」(20.0%)、「平成24年度」(18.6%)、「平成23年度」(18.4%)、「平成22年度」(14.0%)であり、年度が古いほど割合が低くなっている。直近2か年の退所者が半数近くを占めている。

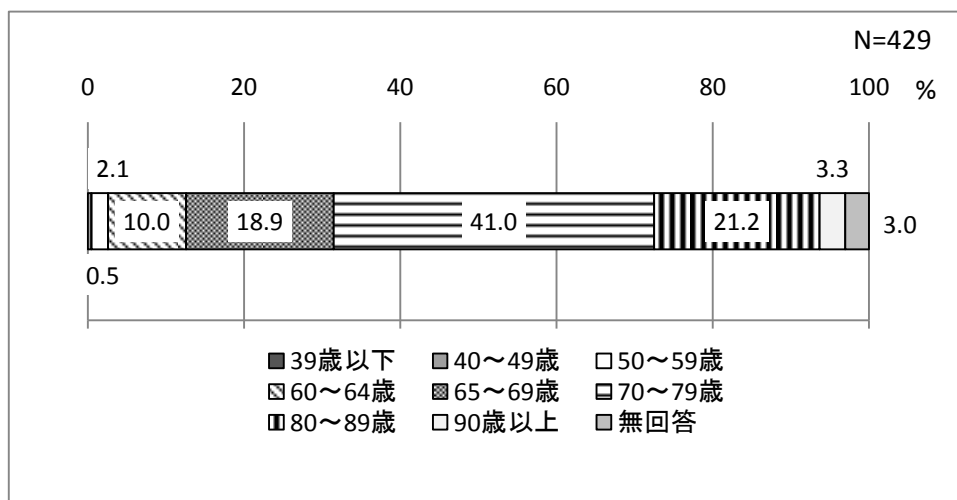
図表 退所年度



##### (2) 退所時の年齢 (問15(2))

- ・ 退所時の年齢では、「70～79歳」(41.0%)が最も多く、次いで「80～89歳」(21.2%)、「65～69歳」(18.9%)、「60～64歳」(10.0%)、「90歳以上」(3.3%)、「50～59歳」(2.1%)、「40～49歳」(0.5%)の順となっている。70歳以上が65.5%を占めている。

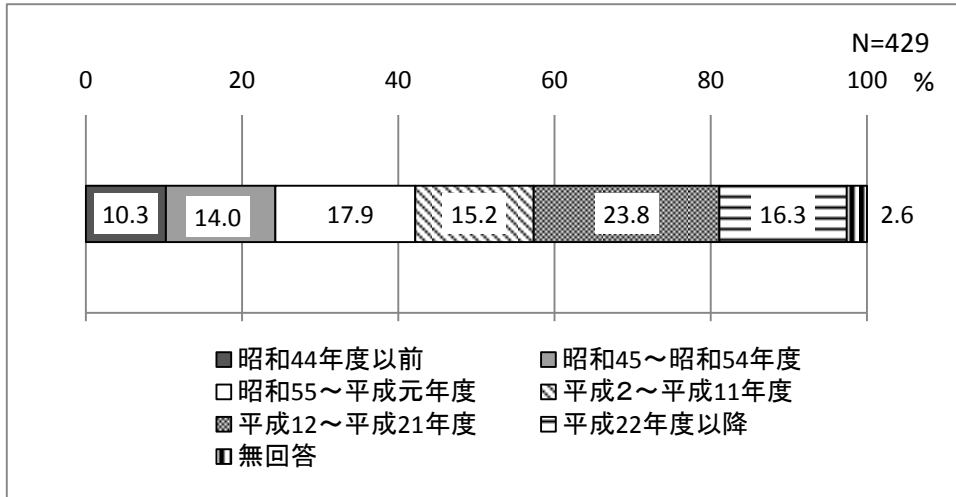
図表 退所時の年齢



**(3) 入所年度 (問 1 5 (3))**

- 入所年度については、「平成 12 年～21 年度」(23.8%) が最も多く、次いで「昭和 55 年～平成元年度」(17.9%)、「平成 22 年度以降」(16.3%)、「昭和 45 年～昭和 54 年度」(14.0%)、「昭和 44 年度以前」(10.3%) の順となっている。

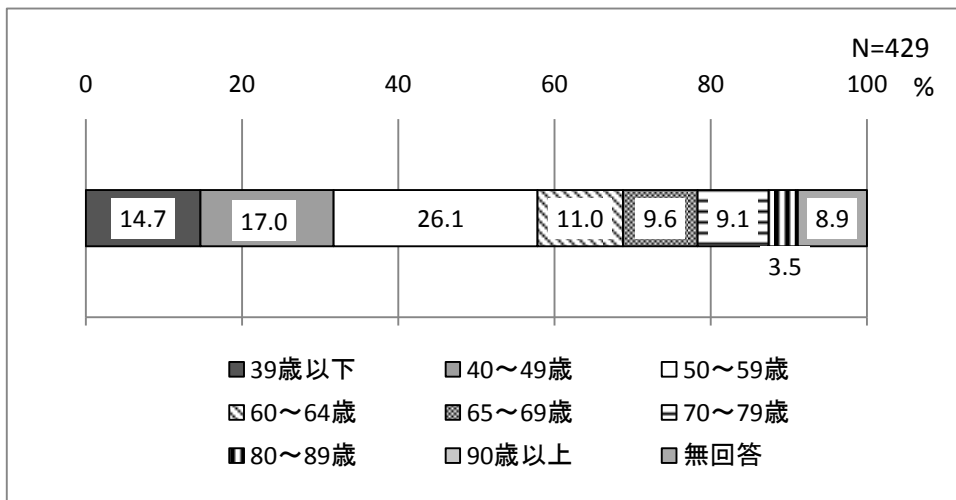
図表 入所年度



**(4) 入所時の年齢 (問 1 5 (4))**

- 入所時の年齢については、「50～59 歳」(26.1%) が最も多く、次いで「40～49 歳」(17.0%)、「39 歳以下」(14.7%)、「60～64 歳」(11.0%)、「65～69 歳」(9.6%)、「70～79 歳」(9.1%) の順となっている。50 代での入所が全体の 4 分の 1、60 代が約 2 割となっている。

図表 入所時の年齢



- ・ 入所時の年齢と退所時の年齢から入所期間を求めたところ、「4年以下」が22.4%で最も高く、次いで「5年以上9年以下」が13.3%となっており、10年未満が全体の約36%を占めている。次いで「30～34年」(9.6%)、「15～19年」(7.7%)と続く。
- ・ 入所期間が20年以上の人は全体の41.5%、30年以上は28.7%となっている。

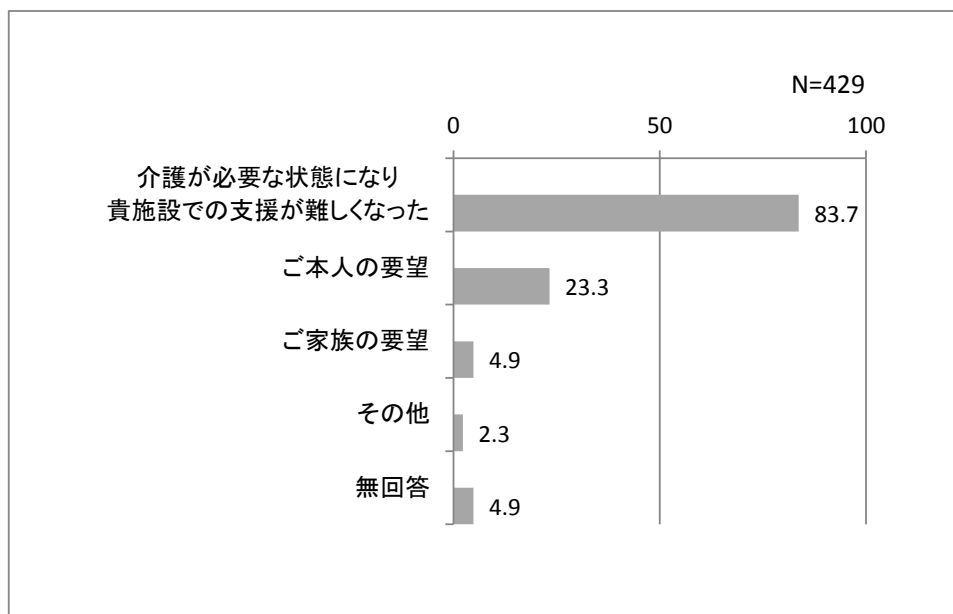
図表 入所期間

	人	割合 (%)
全体	429	100.0
4年以下	96	22.4
5～9年	57	13.3
10～14年	27	6.3
15～19年	33	7.7
20～24年	28	6.5
25～29年	27	6.3
30～34年	41	9.6
35～39年	24	5.6
40～44年	27	6.3
45～49年	20	4.7
50年以上	11	2.6
不明	38	8.9

**(5) 主な退所理由 (問15(6))**

- ・ 主な退所理由については、「介護が必要な状態になり、貴施設での支援が難しくなった」(83.7%)が最も多く、次いで「ご本人の要望」(23.3%)、「ご家族の要望」(4.9%)の順である。

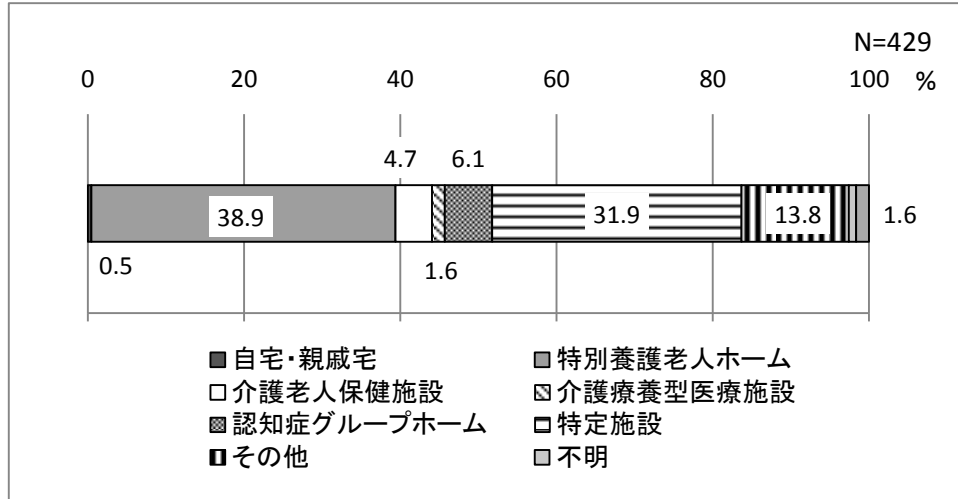
図表 主な退所理由 (複数回答)



(6) 退所先の施設等 (問 1 5 (8))

- ・ 「特別養護老人ホーム」(38.9%) が最も多く全体の 4 割を占めている。次いで「特定施設」(31.9%)、「その他」(13.8%)、「認知症グループホーム」(6.1%) の順となっている。

図表 退所先の施設等



- ・ 年齢別に退所先の施設等をみたところ、40代、50代の11人のうち4人が「その他」、2人が「特別養護老人ホーム」となっている。60～64歳では「特定施設」が51.2%、「その他」が20.9%となっている。65～69歳では「特定施設」が38.3%、「特別養護老人ホーム」が32.1%となっている。70代以上では「特別養護老人ホーム」の割合が最も高くなっており、80代、90代以上では半数以上を占めている。

図表 年齢別にみた 退所先の施設等

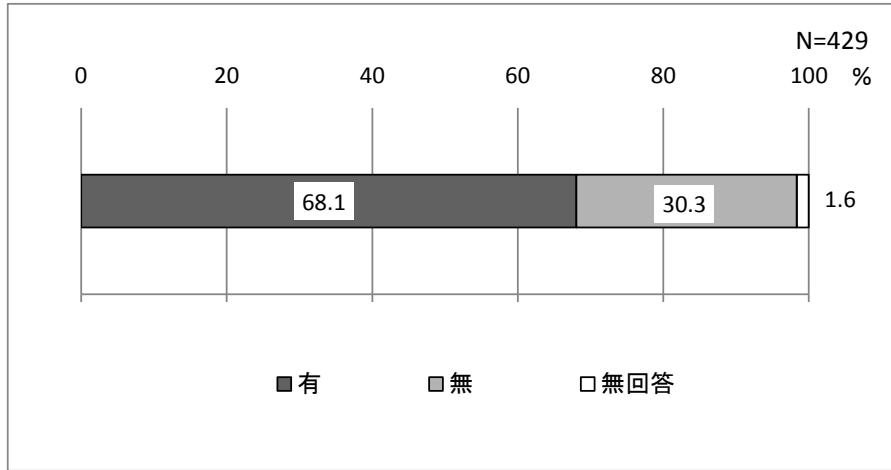
	全体	問15(8) 退所先の施設等								
		自宅・ 親戚宅	特別養 護老人 ホーム	介護老 人保健 施設	介護療 養型医 療施設	認知症 グルー プホー ム	特定施 設	その他	不明	無回答
合計	429	2	167	20	7	26	137	59	4	7
39歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
50～59歳	9	0	2	1	0	1	1	4	0	0
60～64歳	43	1	5	1	0	4	22	9	0	1
65～69歳	81	0	26	2	2	7	31	12	0	1
70～79歳	176	0	70	9	3	8	61	22	0	3
80～89歳	91	0	51	6	2	5	19	6	0	2
90歳以上	14	0	8	0	0	1	3	2	0	0
無回答	13	0	5	0	0	0	0	4	4	0

	割合 (%)									
	全体	自宅・ 親戚宅	特別養 護老人 ホーム	介護老 人保健 施設	介護療 養型医 療施設	認知症 グルー プホー ム	特定施 設	その他	不明	無回答
合計	100.0	0.5	38.9	4.7	1.6	6.1	31.9	13.8	0.9	1.6
39歳以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40～49歳	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50～59歳	100.0	0.0	22.2	11.1	0.0	11.1	11.1	44.4	0.0	0.0
60～64歳	100.0	2.3	11.6	2.3	0.0	9.3	51.2	20.9	0.0	2.3
65～69歳	100.0	0.0	32.1	2.5	2.5	8.6	38.3	14.8	0.0	1.2
70～79歳	100.0	0.0	39.8	5.1	1.7	4.5	34.7	12.5	0.0	1.7
80～89歳	100.0	0.0	56.0	6.6	2.2	5.5	20.9	6.6	0.0	2.2
90歳以上	100.0	0.0	57.1	0.0	0.0	7.1	21.4	14.3	0.0	0.0
無回答	100.0	0.0	38.5	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8	30.8	0.0

**(7) 退所時の家族・親族の状況 (問15(9))**

- 退所時の家族・親族の状況については、68.1%が「有」、30.3%が「無」と回答している。

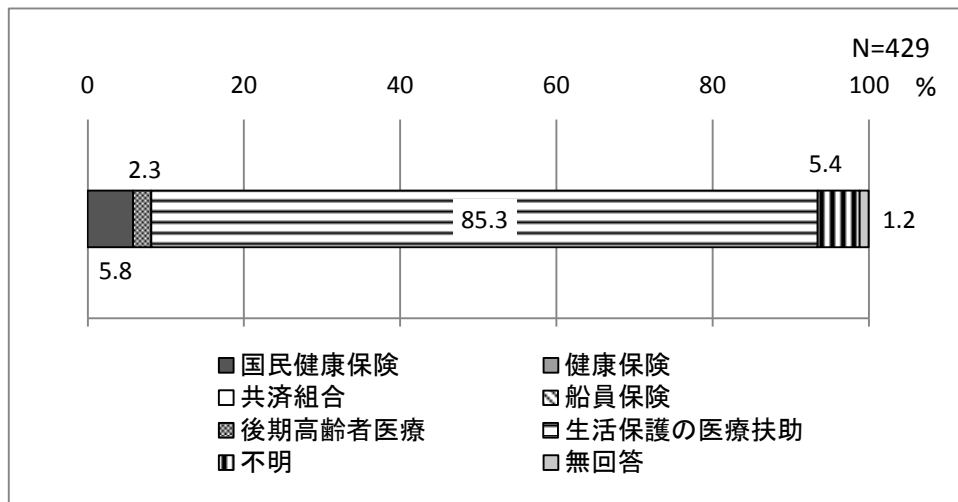
図表 退所時の家族・親族の状況



**(8) 医療保険の種類 (問15(10)①)**

- 医療保険の種類については、「生活保護の医療扶助」(85.3%)が大半を占めている。次いで「国民健康保険」(5.8%)、「不明」(5.4%)、「後期高齢者医療」(2.3%)となっている。

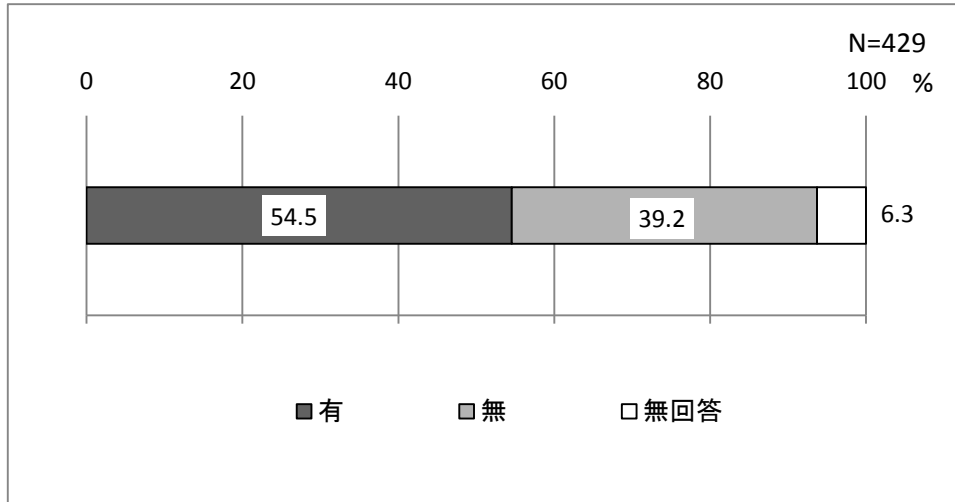
図表 医療保険の種類



**(9) 障害者手帳の有無 (問 15 (11)①)**

- ・ 障害者手帳の有無については、54.5%が「有」、39.2%が「無」と回答している。

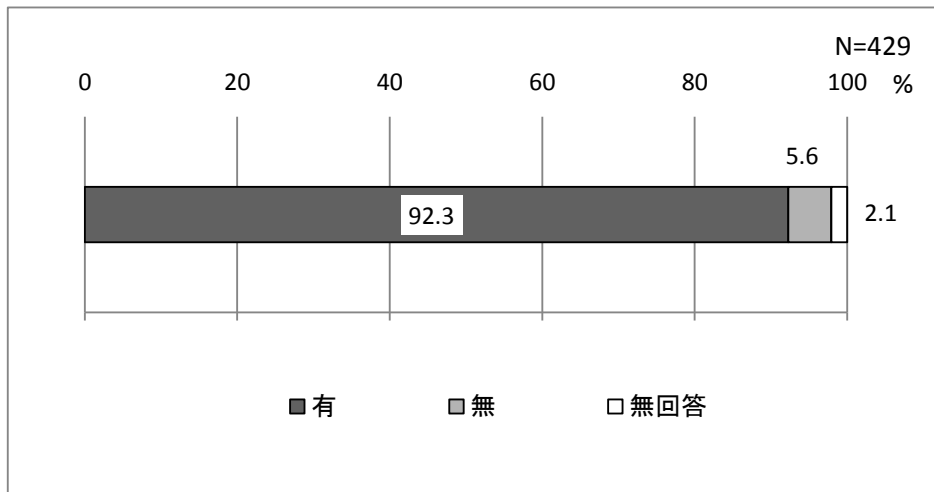
図表 障害者手帳の有無



**(10) 生活保護の有無 (問 15 (12)①)**

- ・ 生活保護の有無については、92.3%が「有」、5.6%が「無」と回答している。

図表 生活保護の有無

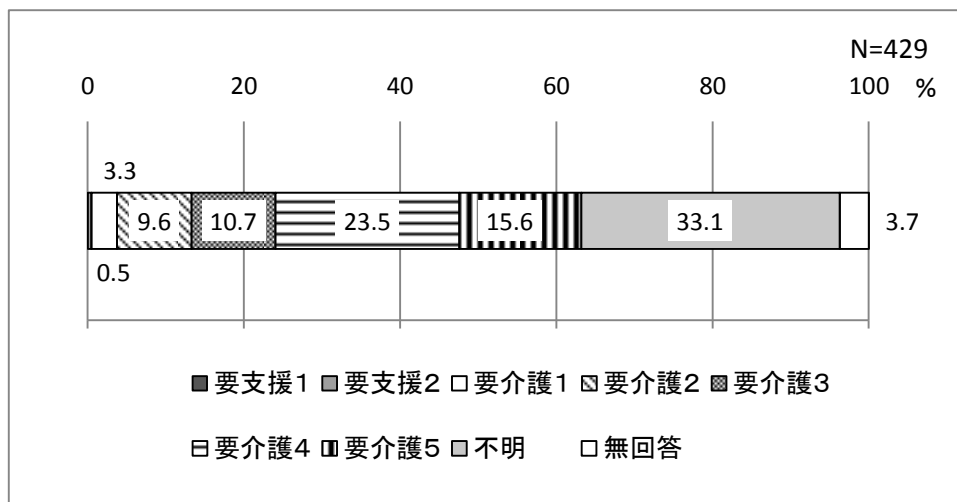




**(11) 退所時の要介護度 (問 15 (13))**

- 退所時の要介護度については、「要介護4」(23.5%)が最も高く、次いで「要介護5」(15.6%)、「要介護3」(10.7%)、「要介護2」(9.6%)の順となっており、要介護3以上が半数を占めている。なお33.1%が「不明」である。

図表 退所時の要介護度



- ・ 年齢別に退所時の要介護度をみると、年齢が高くなるほど要介護度も高くなる傾向がみられ、70代では要介護4以上が約4割、80歳以上では要介護4以上が半数以上となっている。

図表 年齢別にみた 退所時の要介護度

	全体	問15 (13) 退所時の要介護度								
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	無回答
合計	429	0	2	14	41	46	101	67	142	16
39歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
50～59歳	9	0	0	1	2	2	3	1	0	0
60～64歳	43	0	0	4	6	9	4	5	14	1
65～69歳	81	0	0	1	9	8	18	9	34	2
70～79歳	176	0	1	7	19	14	39	30	59	7
80～89歳	91	0	1	1	4	12	33	18	18	4
90歳以上	14	0	0	0	1	1	4	3	4	1
無回答	13	0	0	0	0	0	0	0	13	0

	問15 (13) 退所時の要介護度 (%)									
	全体	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	無回答
合計	100.0	0.0	0.5	3.3	9.6	10.7	23.5	15.6	33.1	3.7
39歳以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40～49歳	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
50～59歳	100.0	0.0	0.0	11.1	22.2	22.2	33.3	11.1	0.0	0.0
60～64歳	100.0	0.0	0.0	9.3	14.0	20.9	9.3	11.6	32.6	2.3
65～69歳	100.0	0.0	0.0	1.2	11.1	9.9	22.2	11.1	42.0	2.5
70～79歳	100.0	0.0	0.6	4.0	10.8	8.0	22.2	17.0	33.5	4.0
80～89歳	100.0	0.0	1.1	1.1	4.4	13.2	36.3	19.8	19.8	4.4
90歳以上	100.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	28.6	21.4	28.6	7.1
無回答	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

## 4. 労災施設

(施設数:8 調査数:8 回答数:8)

### 1) 施設の状況

#### (1) 併設施設 (問1)

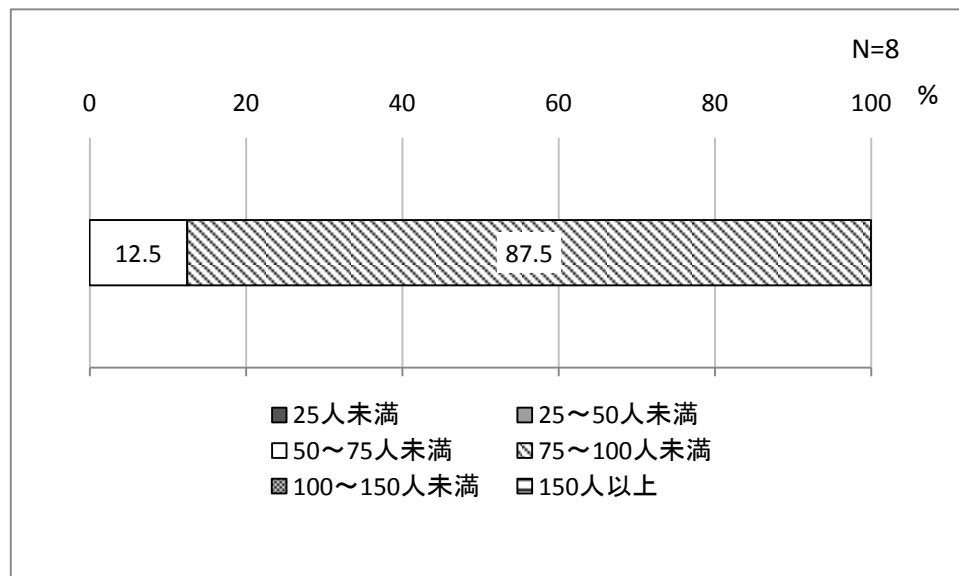
- 併設している施設はない。

### 2) 入所者の概況

#### (1) 入所者数 (問2)

- 労災施設8施設の入所者数(総数)をみると「75～100人未満」が8件中7件、次いで「50～75人未満」が1件となっている。
- 労災施設の全入所者数は合計703人、1施設あたりの平均入所者数は87.9人である。

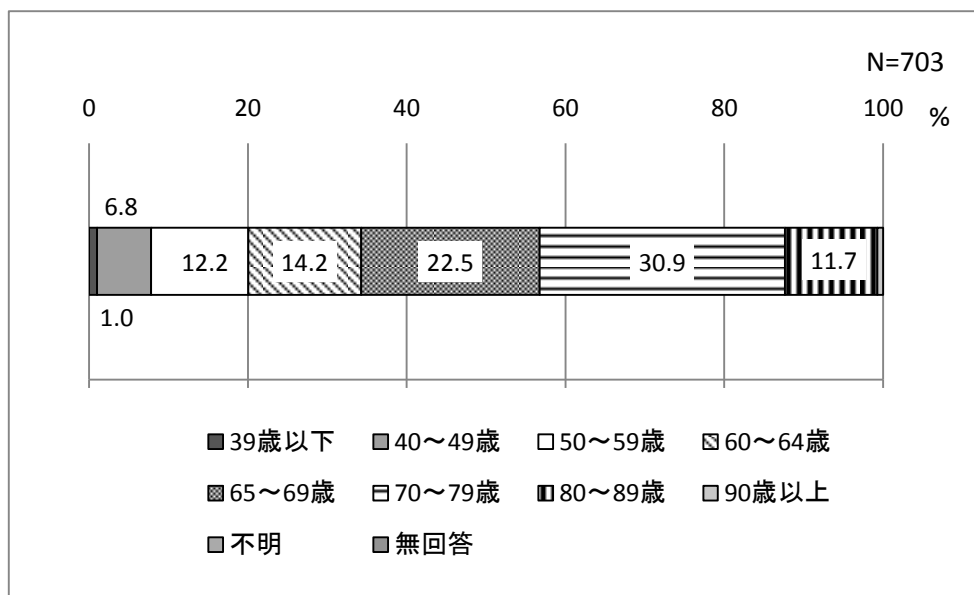
図表 入所者数



## (2) 年齢別入所者数 (問3)

- 入所者 (703 人) の年齢別内訳をみると「70～79 歳」(30.9%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(22.5%)、「60～64 歳」(14.2%) となっており、65 歳以上の割合が 65.7% となっている。

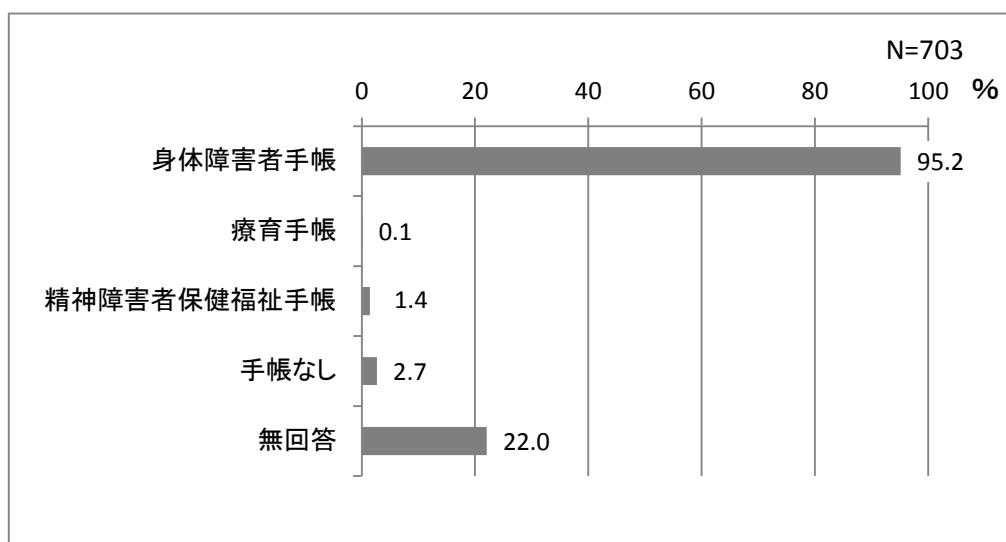
図表 年齢別入所者数



## (3) 障害者手帳の所持状況 (問4)

- 入所者の障害者手帳の所持状況をみると (複数回答あり)、「身体障害者手帳」(95.2%) が最も多く、次いで「手帳なし」(2.7%)、「精神障害者保健福祉手帳」(1.4%)、「療育手帳」(0.1%) の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



- 1 施設あたりの平均人数は、身体障害者手帳 83.6 人、療育手帳 0.2 人、精神障害者保健福祉手帳 1.7 人、手帳なし 2.7 人となっている。

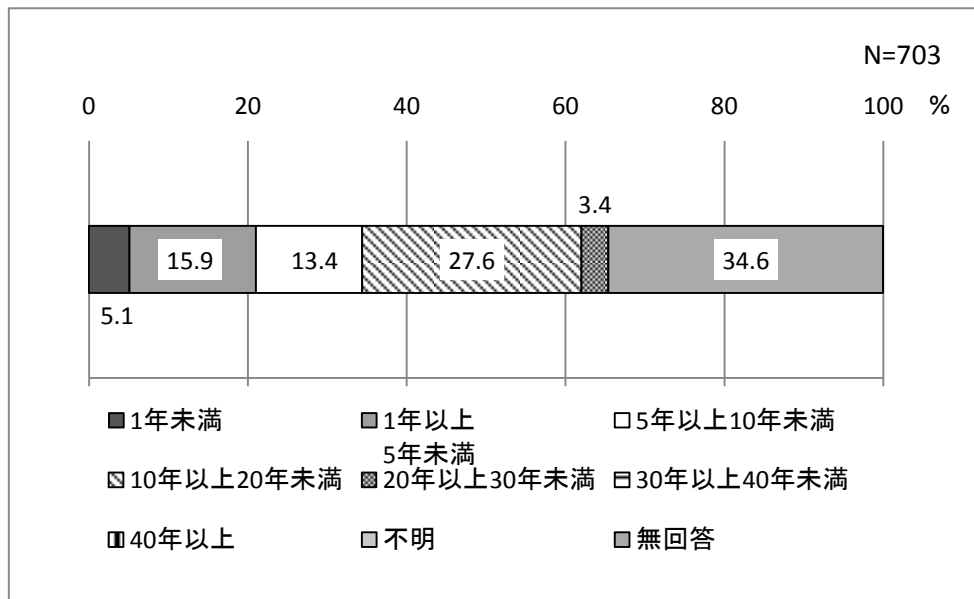
**(4) 生活保護受給者数 (問5)**

- ・ 入所者のうち、生活保護受給者はいない。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- ・ 入所期間別にみると、「10年以上20年未満」が27.6%と最も高く、次いで「1年以上5年未満」が15.9%、「5年以上10年未満」13.4%となっている。10年以上の入所者が全体の3割であり、30年以上の入所者はみられない。
- ・ なお、無回答が34.6%を占めている。

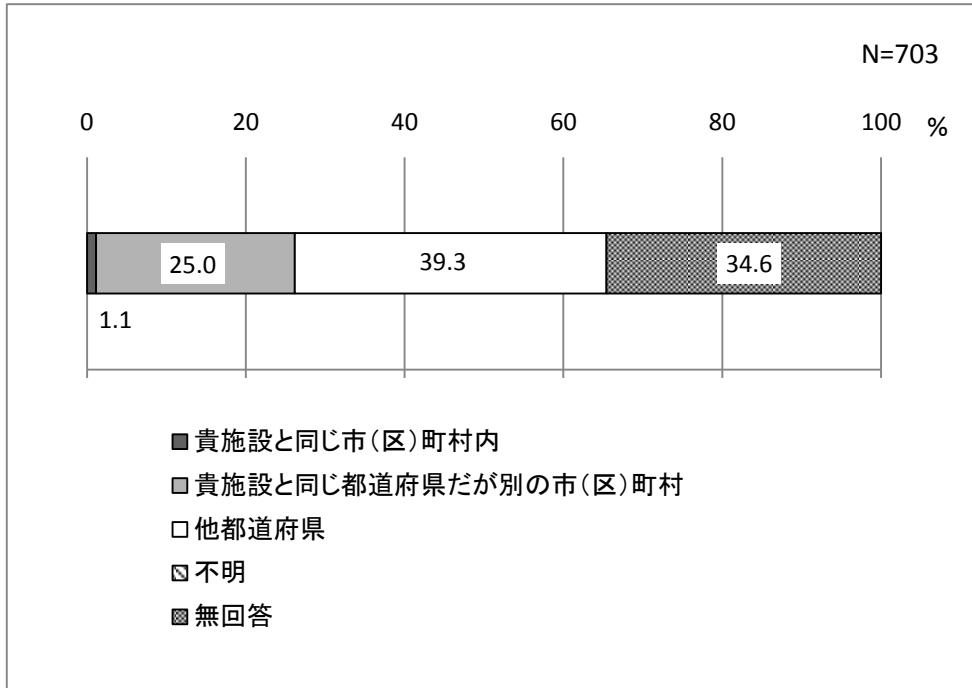
図表 入所期間別 入所者数



**(6) 入所前の住まい (問7)**

- ・ 入所前の住まいについては、「他都道府県」が39.3%で最も多く、次いで「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が25.0%、「貴施設と同じ市区町村内」が1.1%である。
- ・ なお、無回答が34.6%を占めている。

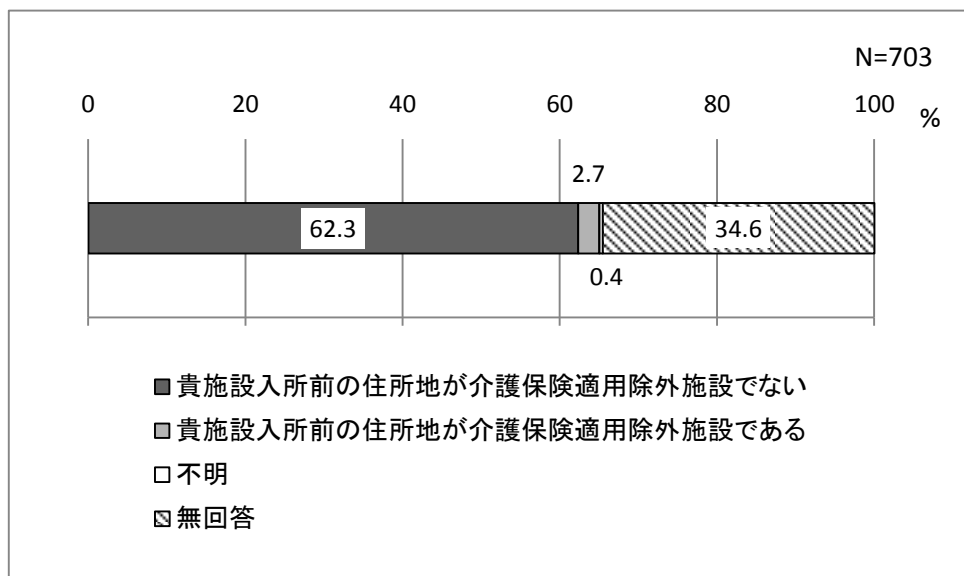
図表 入所前の住まい



**(7) 入所前の状況 (問8)**

- ・ 入所前の状況については、「入所前の住所地が介護保険適用除外施設でない」が62.3%、「介護保険適用除外施設である」が2.7%である。
- ・ なお、無回答が34.6%を占めている。

図表 入所前の状況



### 3) 退所者の概況

#### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- ・ 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、全ての施設が「高齢となり介護を必要とするようになっても、原則として最期まで自施設で処遇をする」と回答した。

図表 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について

	件数	割合
		N=8
高齢となり介護を必要とするようになっても、原則として最期まで自施設で処遇する	8	100.0
介護施設等による受け入れが見込まれる方には、基本的には退所いただく	0	0.0
無回答	0	0.0

#### (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (問9-1)

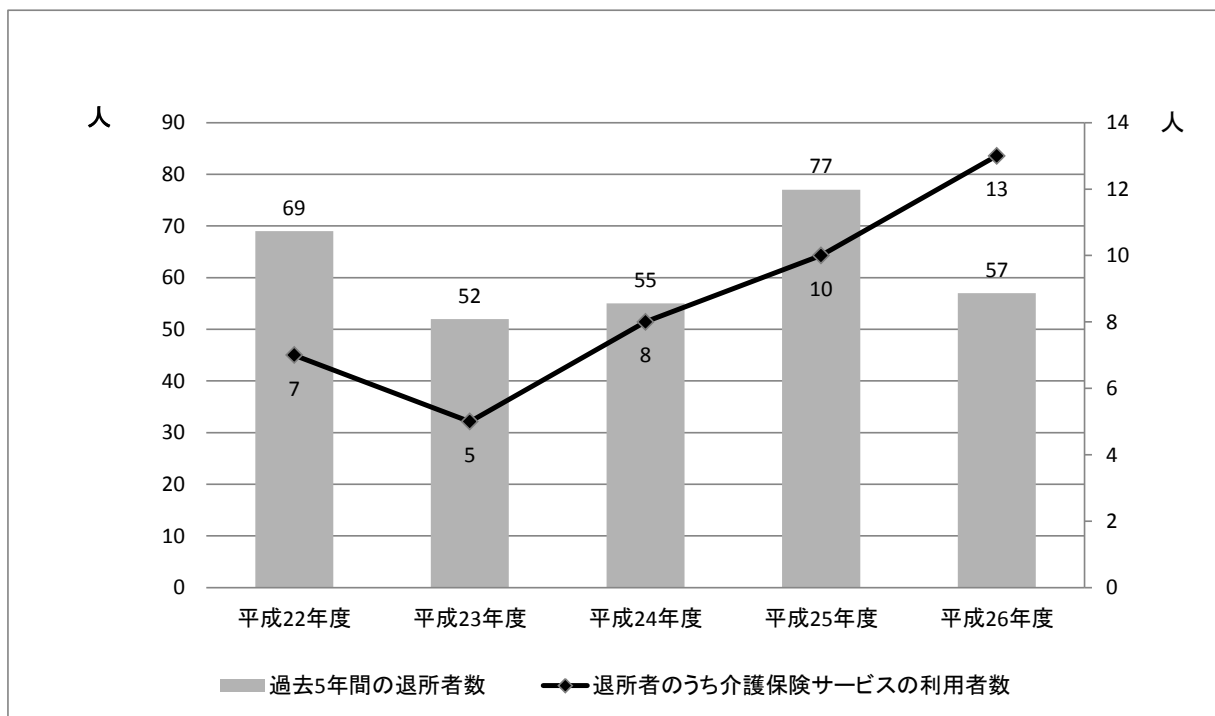
- ・ 前問で「高齢となり介護を必要とするようになる入所者については、基本的には退所していただく」と回答した施設はない。

### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度に69人、平成23年度に52人、平成24年度に55人、平成25年度に77人、平成26年度に57人となり、年度により変動がみられる。
- また、介護保険サービスを利用するために退所した人の推移をみると、平成22年度に7人、平成23年度に5人と減少しているが、その後は平成26年度にかけてやや増えている。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	69	52	55	77	57
1施設当たり平均（人）	8.6	6.5	6.9	9.6	7.1
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	7	5	8	10	13
1施設当たり平均（人）	0.9	0.6	1.0	1.3	1.6

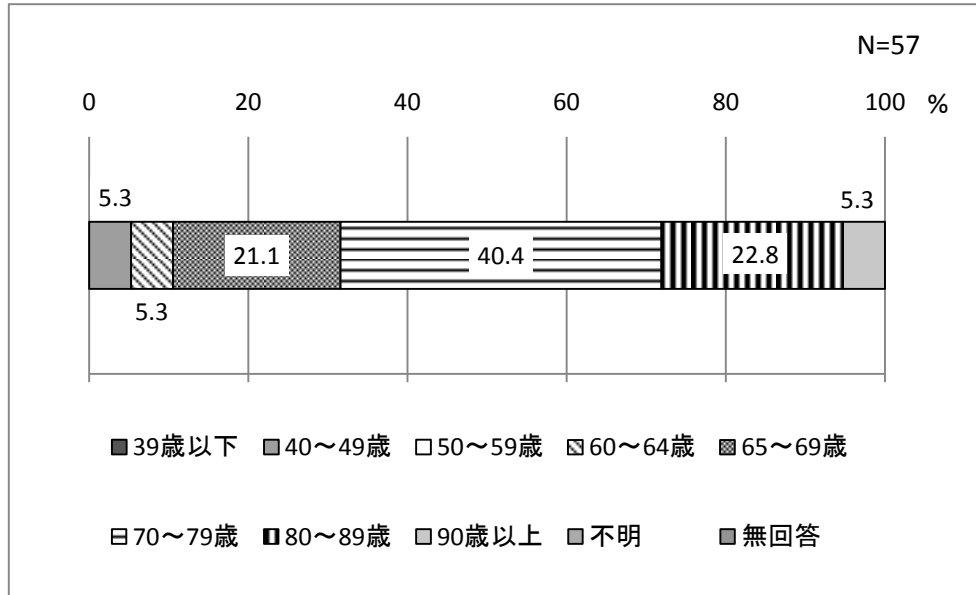




**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、57 人中「70～79 歳」(23 人・40.4%) が最も多く、次いで「80～89 歳」(13 人・22.8%)、「65～69 歳」(12 人・21.1%)、「40～49 歳」、「60～64 歳」「90 歳以上」(3 人・5.3%) の順となっている。

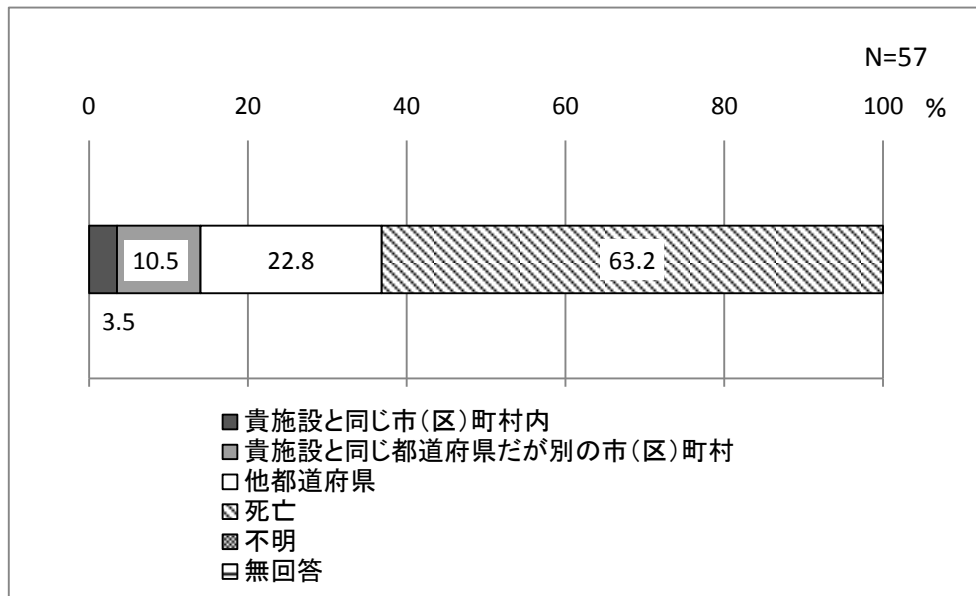
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、57 人中「死亡」(36 人・63.2%)、「他都道府県」(13 人・22.8%)、「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」(6 人・10.5%)、「貴施設と同じ市区町村内」(2 人・3.5%) となっている。

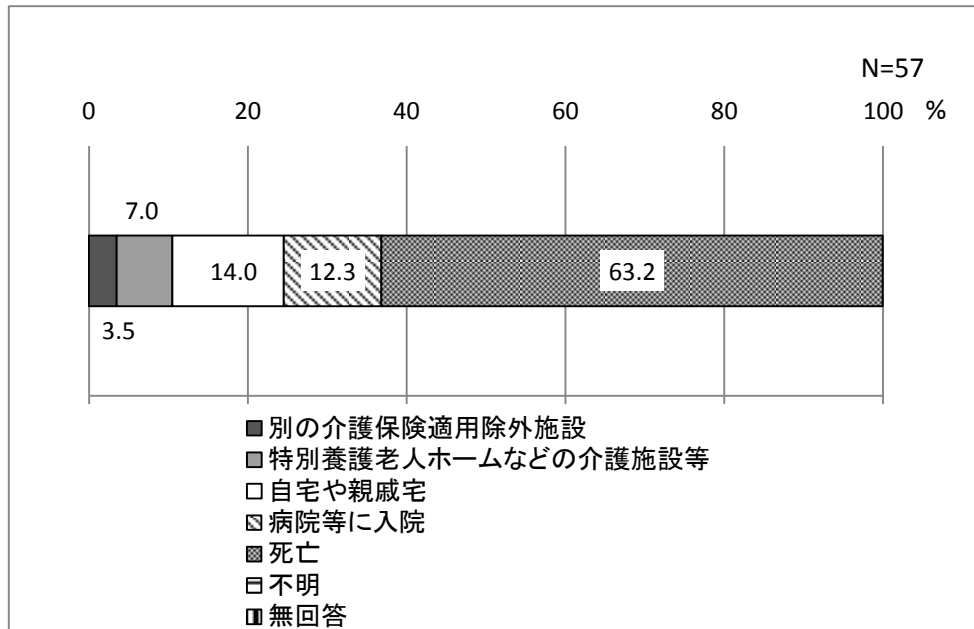
図表 退所先自治体



**(6) 退所先居住地 (問 1 3)**

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、57 人中「死亡」(36 人・63.2%)、「自宅や親戚宅」(8 人・14.0%)、「病院等に入院」(7 人・12.3%)、「特別養護老人ホームなどの介護施設等」(4 人・7.0%)、「別の介護保険適用除外施設」(2 人・3.5%)となっている。

図表 退所先居住地



**(7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか (問 1 4)**

- 施設の運営法人が特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかどうか聞いたところ、全ての施設が「運営していない」と回答した。

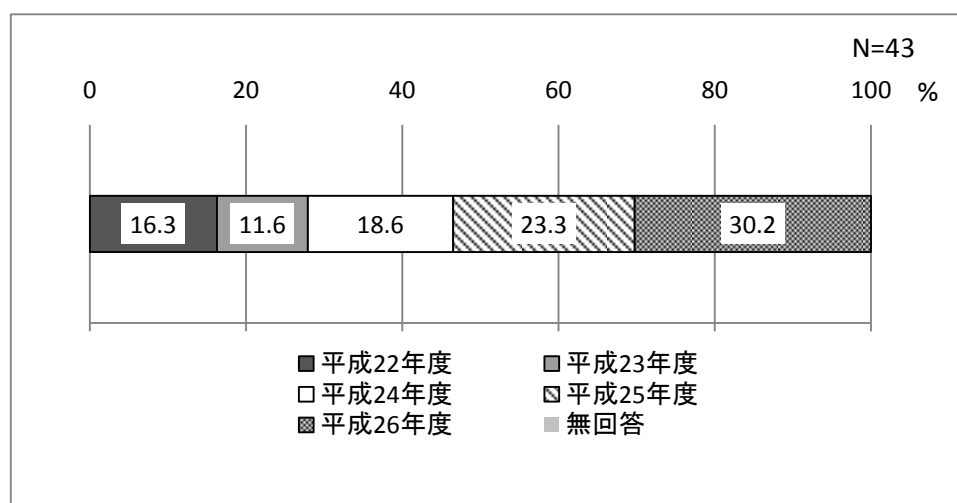
#### 4) 介護保険を利用して退所した人の状況について

- ・ 平成22年度から26年度の5年間で、介護保険を利用して退所した人の状況について聞いた。
- ・ 労災施設では6施設からの回答があり合計43人の退所者について記入があった(1施設あたり平均7.2人)。

##### (1) 退所年度 (問15(1))

- ・ 退所年度については、43人中「平成26年度」(13人・30.2%)が最も多く、「平成25年度」(10人・23.3%)、「平成24年度」(8人・18.6%)、「平成22年度」(7人・16.3%)、「平成23年度」(5人・11.6%)であり、直近2か年で半数以上を占めている。

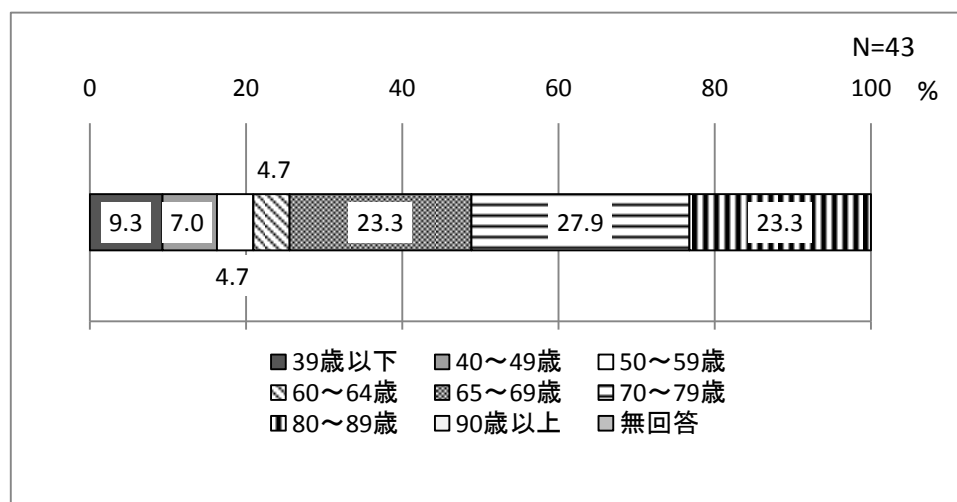
図表 退所年度



##### (2) 退所時の年齢 (問15(2))

- ・ 退所時の年齢では、43人中「70～79歳」(12人・27.9%)が最も多く、次いで「80～89歳」(10人・23.3%)、「65～69歳」(10人・23.3%)、「39歳以下」(4人・9.3%)、「40～49歳」(3人・7.0%)、「50～59歳」(4人・9.3%)、「60～64歳」(2人・4.7%)の順となっており、70歳以上で半数を占めている。

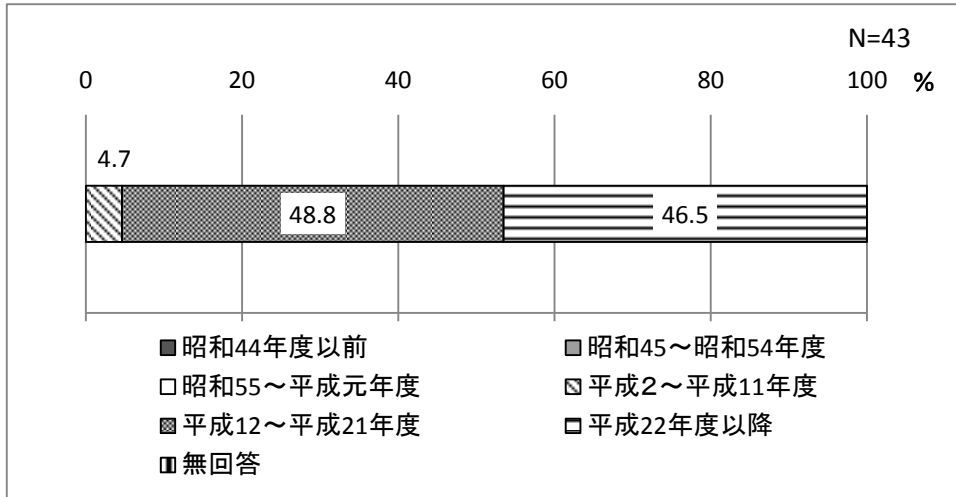
図表 退所時の年齢



**(3) 入所年度 (問 1 5 (3))**

- 入所年度については、43 人中「平成 12 年～21 年度」(21 人・48.8%) が最も多く、次いで「平成 22 年度以降」(20 人・46.5%)、「平成 2 年～平成 11 年度」(2 人・4.7%) の順となっている。

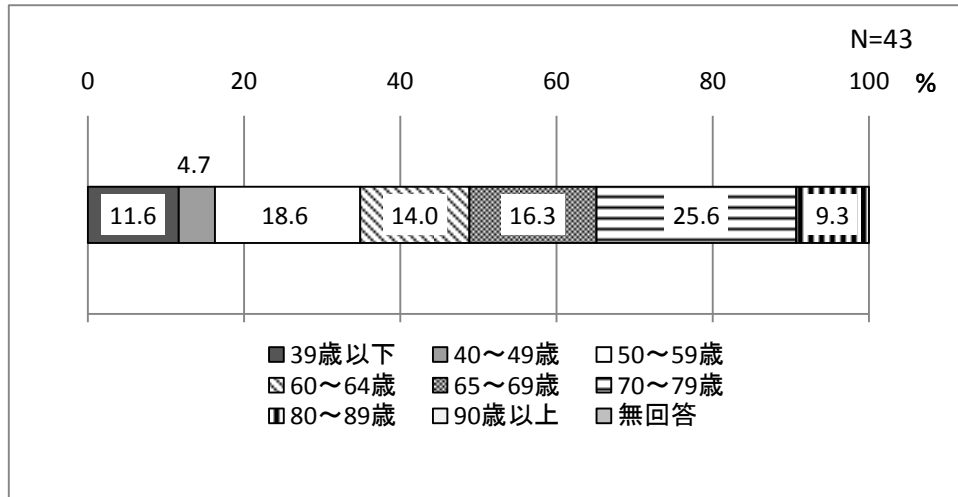
図表 入所年度



**(4) 入所時の年齢（問 15(4)）**

- 入所時の年齢については、43人中「70～79歳」（11人・25.6%）が最も多く、次いで「50～59歳」（8人・18.6%）、「65～69歳」（7人・16.3%）、「60～64歳」（6人・14.0%）、「39歳以下」（5人・11.6%）、「80～89歳」（4人・9.3%）の順となっている。50代での入所が全体の2割弱、60代が約3割となっている。

図表 入所時の年齢



- 入所時の年齢と退所時の年齢から入所期間を求めたところ、「4年以下」が23人（53.5%）で最も高く、次いで「5年以上9年以下」が11人（25.6%）となっており、10年未満が全体の約8割を占めている。

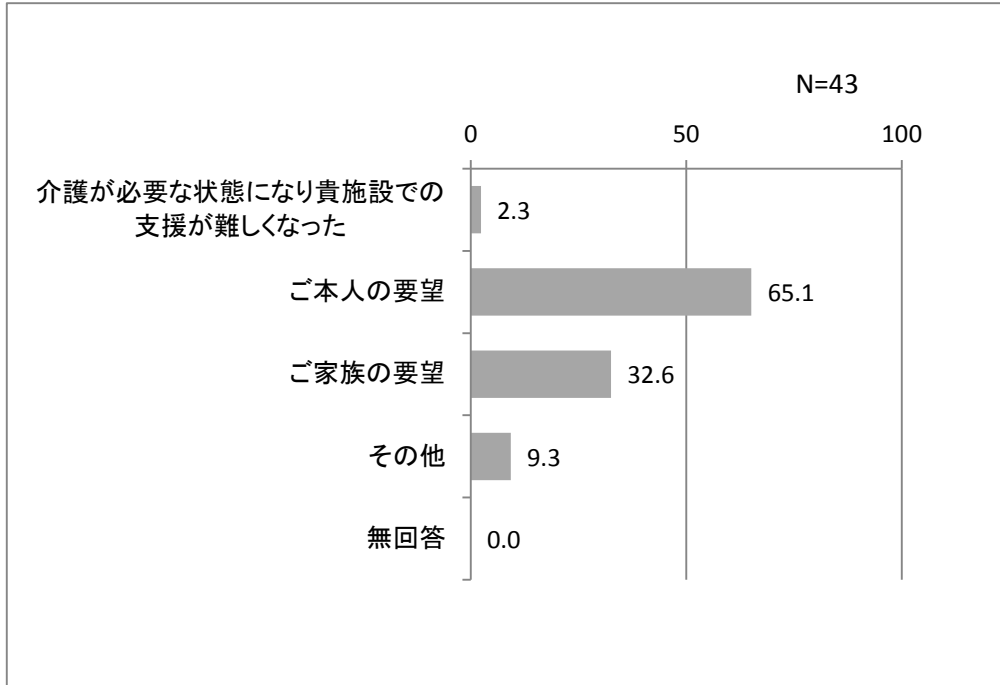
図表 入所期間

	人	割合 (%)
全体	43	100.0
4年以下	23	53.5
5～9年	11	25.6
10～14年	8	18.6
15～19年	1	2.3
20～24年	0	0.0
25～29年	0	0.0
30～34年	0	0.0
35～39年	0	0.0
40～44年	0	0.0
45～49年	0	0.0
50年以上	0	0.0
不明	0	0.0

**(5) 主な退所理由 (問 1 5 (6))**

- ・ 主な退所理由については、43 人中「ご本人の要望」(28 人・65.1%) が最も多く、次いで「ご家族の要望」(14 人・32.6%)、「その他」(4 人・9.3%) の順である。

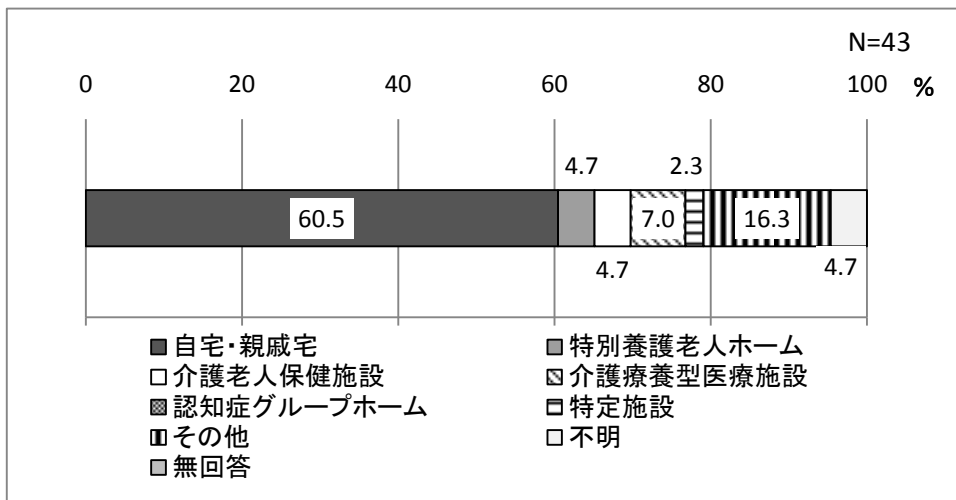
図表 主な退所理由 (複数回答)



**(6) 退所先の施設等 (問 1 5 (8))**

- ・ 退所先の施設等については、49 人中「自宅・親戚宅」(26 人・60.5%) が最も多く全体の 6 割を占めている。次いで「その他」(7 人・16.3%)、「介護療養型医療施設」(3 人・7.0%) の順となっている。

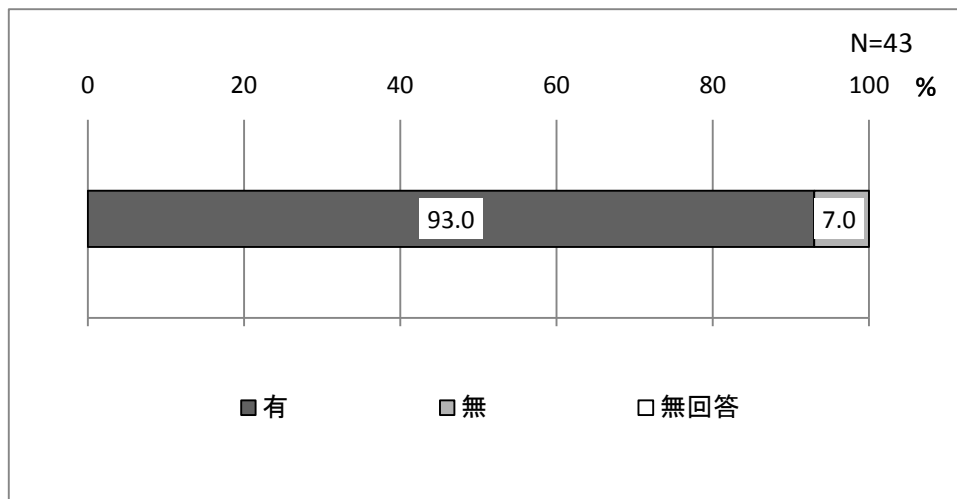
図表 退所先の施設等



**(7) 退所時の家族・親族の状況 (問 1 5 (9))**

- 退所時の家族・親族の状況については、43 人中 40 人 (93.0%) が「有」と回答し、3 人 (7.0%) が「無」と回答している。

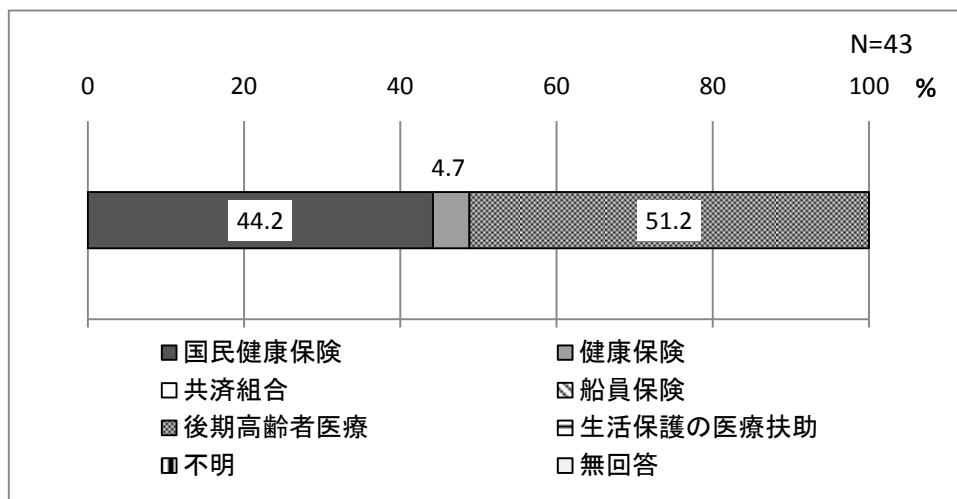
図表 退所時の家族・親族の状況



**(8) 医療保険の種類 (問 1 5 (10)①)**

- 医療保険の種類については、43 人中「後期高齢者医療」(22 人・51.2%) が 5 割を占めている。次いで「国民健康保険」(19 人・44.2%)、「健康保険」(2 人・4.7%) となっている。

図表 医療保険の種類



**(9) 障害者手帳の有無 (問 15 (11)①)**

- ・ 障害者手帳の有無については、全員が「有」と回答している。

**(10) 生活保護の有無 (問 15 (12)①)**

- ・ 生活保護の有無については、全員が「無」と回答している。

**(11) 退所時の要介護度 (問 15 (13))**

- ・ 退所時の要介護度については、全員が「不明」と回答している。



## 5. 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設

(施設数:2,613 調査数:862 回答数:650)

### 1) 施設の状況

#### (1) 併設施設 (問1)

- 650 施設中 11 施設が「児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設」、5 施設が「障害者総合支援法に規定する療養介護事業所」、4 施設が「生活保護法に規定する救護施設」、2 施設が「児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関」、1 施設が「労働者災害補償保険法に規定する労災施設」を併設している。

図表 併設施設

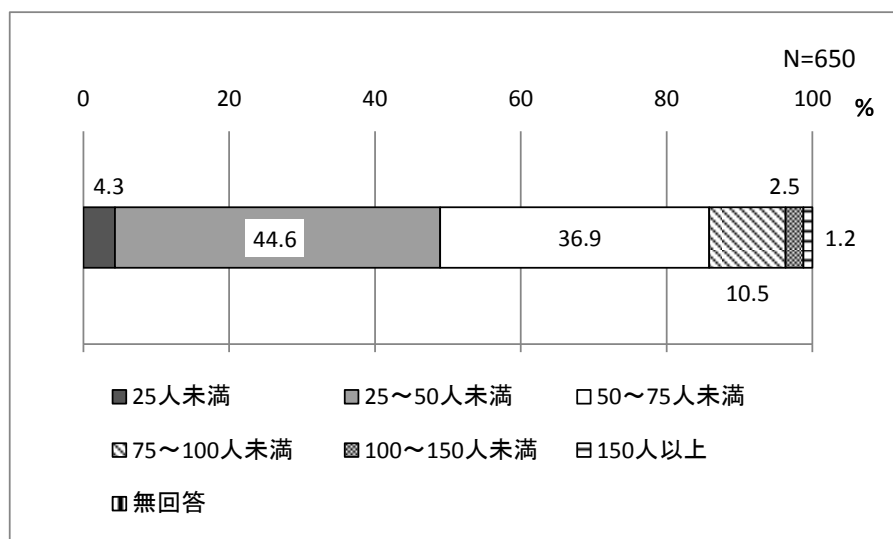
	件数	割合	割合
		N=650	(除無回答) N=16
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0.0	0.0
国立及び国立以外のハンセン病療養所	0	0.0	0.0
生活保護法に規定する救護施設	4	0.6	25.0
労働者災害補償保険法に規定する労災施設	1	0.2	6.3
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設	0	0.0	0.0
障害者総合支援法に規定する療養介護事業所	5	0.8	31.3
児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設	11	1.7	68.8
児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関	2	0.3	12.5
無回答	634	97.5	—
全 体	657	—	—

## 2) 入所者の概況

### (1) 入所者数（問2、問2-1）

- ・ 650 施設の入所者数（総数）をみると「20～50 人未満」（44.6%）の施設が最も多く、次いで「50～75 人未満」（36.9%）、「75～100 人未満」（10.5%）となっている。
- ・ 障害者支援施設の全入所者数は合計 34,445 人、1 施設あたりの平均入所者数は 53.0 人である。

図表 入所者数



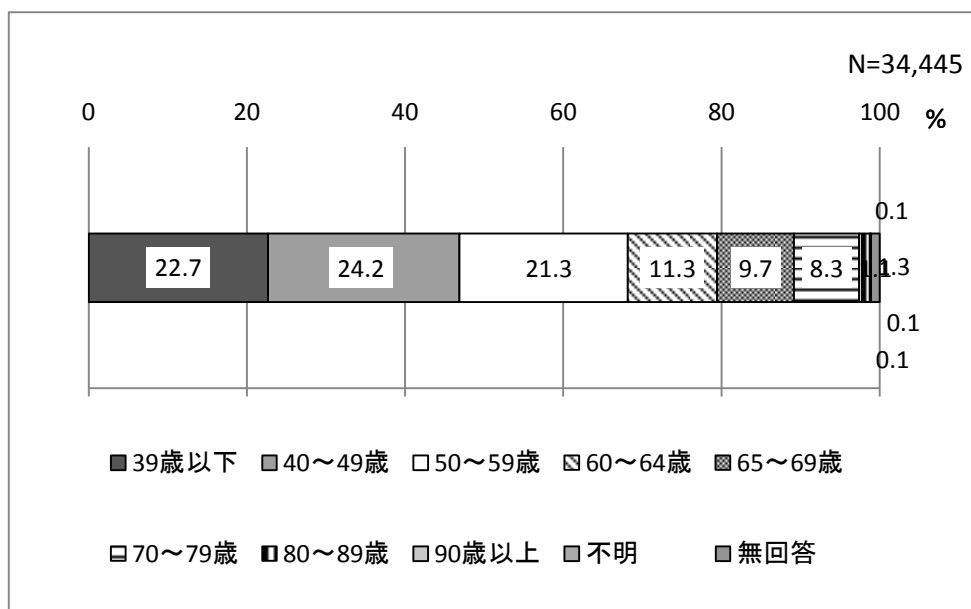
- ・ 全 34,445 人のうち、「貴施設に入所時に、市町村による支給決定を受けて入所された方」が 24,945 人、「貴施設入所時に、市町村の措置によって入所された方」が 8,050 人、「不明」が 46 人であった。

	人数	割合 (%)
貴施設に入所時に、市町村による支給決定を受けて入所された方	24,945	72.4
貴施設入所時に、市町村の措置によって入所された方	8,050	23.4
不明	46	0.1
無回答	1,404	4.1
全 体	34,445	100.0

### (2) 年齢別入所者数 (問3)

- ・ 障害者支援施設の全入所者 (34,445 人) の年齢別内訳をみると「40～49 歳」(24.2%) が最も多く、次いで「39 歳以下」(22.7%)、「50～59 歳」(21.3%) となっており、65 歳以上の割合が約 2 割となっている。

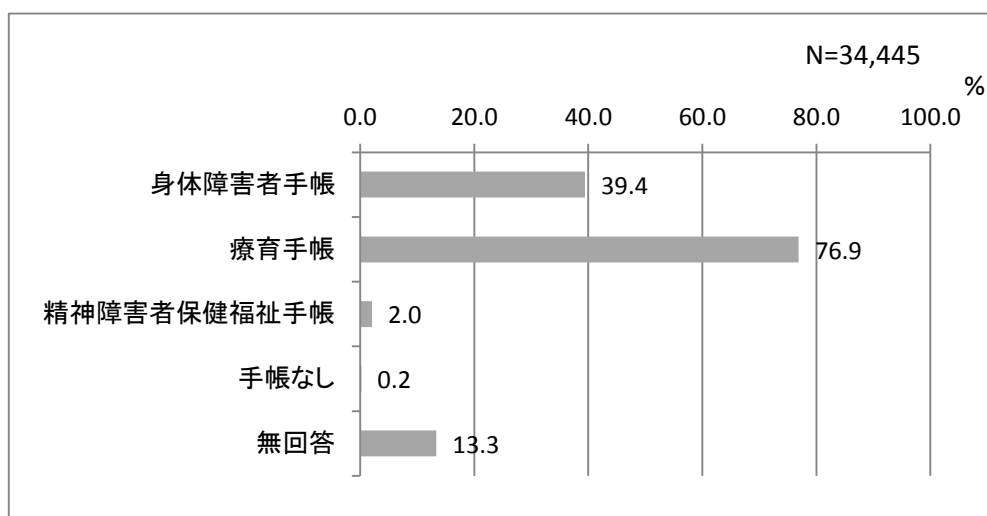
図表 年齢別入所者数



### (3) 障害者手帳の所持状況 (問4)

- ・ 入所者の障害者手帳の所持状況をみると (複数回答あり)、「療育手帳」(76.9%) が最も多く、次いで「身体障害者手帳」(39.4%)、「精神障害者保健福祉手帳」(2.0%)、「手帳なし」(0.2%)、の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



- ・ 1施設あたりの平均人数は、身体障害者手帳 21.4 人、療育手帳 41.3 人、精神障害者保健福祉手帳 1.2 人、手帳なし 0.1 人となっている。

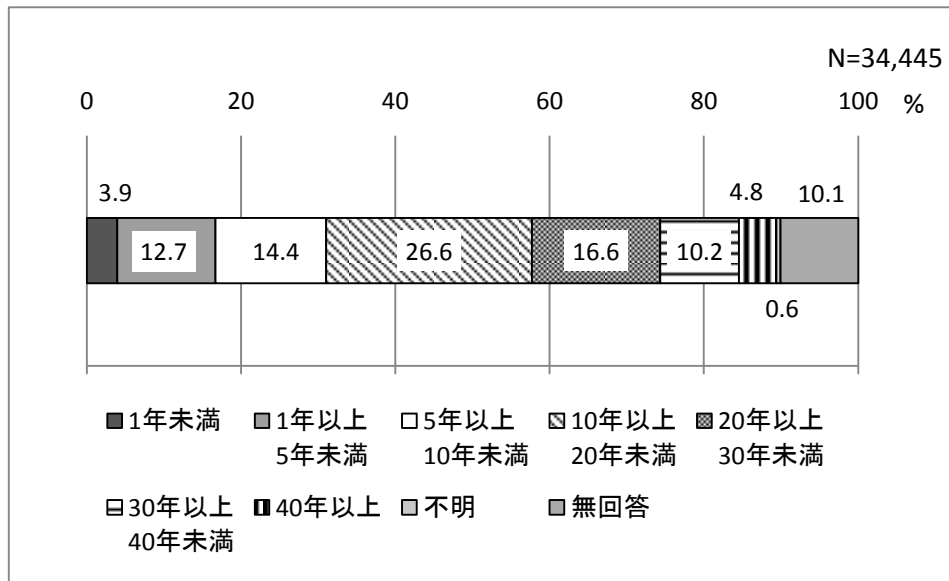
**(4) 生活保護受給者数 (問5)**

- ・ 入所者のうち生活保護受給者は 774 人となっており、入所者全体の 2.2%となっている。
- ・ 1 施設あたりの生活保護受給者は、平均 1.2 人である。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- ・ 入所期間別にみると、「10年以上20年未満」が 26.6%と最も高く、次いで「20年以上30年未満」が 16.6%、「5年以上10年未満」14.4%、「1年以上5年未満」12.7%となっている。10年以上の入所者が全体の6割弱、20年以上が3割強となっている。

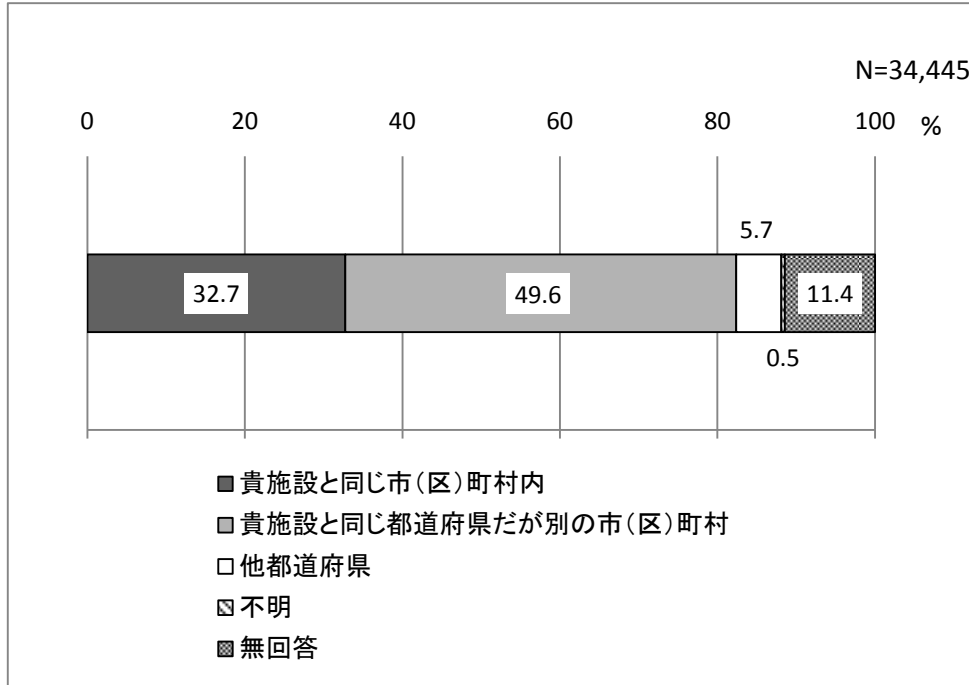
図表 入所期間別 入所者数



**(6) 入所前の住まい (問7)**

- 入所前の住まいについては、「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が49.6%で最も多く、次いで「施設と同じ市区町村」が32.7%、「他都道府県」が5.7%である。

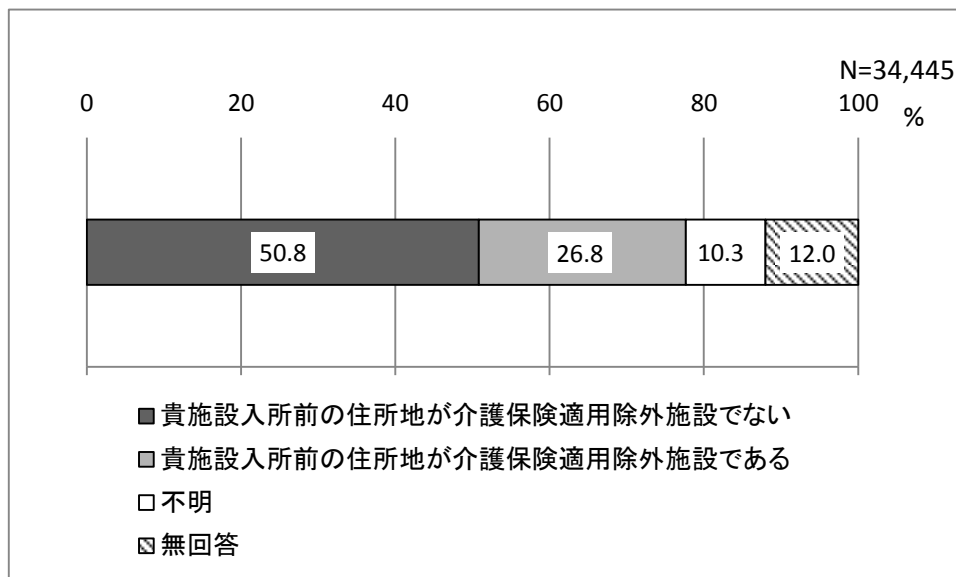
図表 入所前の住まい



**(7) 入所前の状況 (問8)**

- 入所前の状況については、「入所前の住所地が介護保険適用除外施設でない」が50.8%、「介護保険適用除外施設である」が26.8%である。

図表 入所前の状況

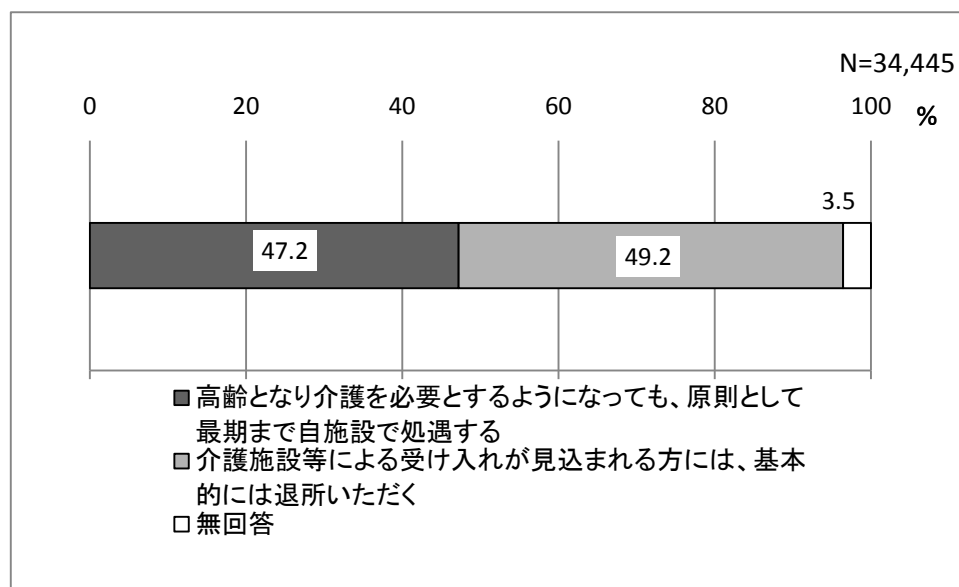


### 3) 退所者の概況

#### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- ・ 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、「基本的には退所していただく」が49.2%を占めている。一方「原則として最期まで自施設で処遇する」は47.2%である。

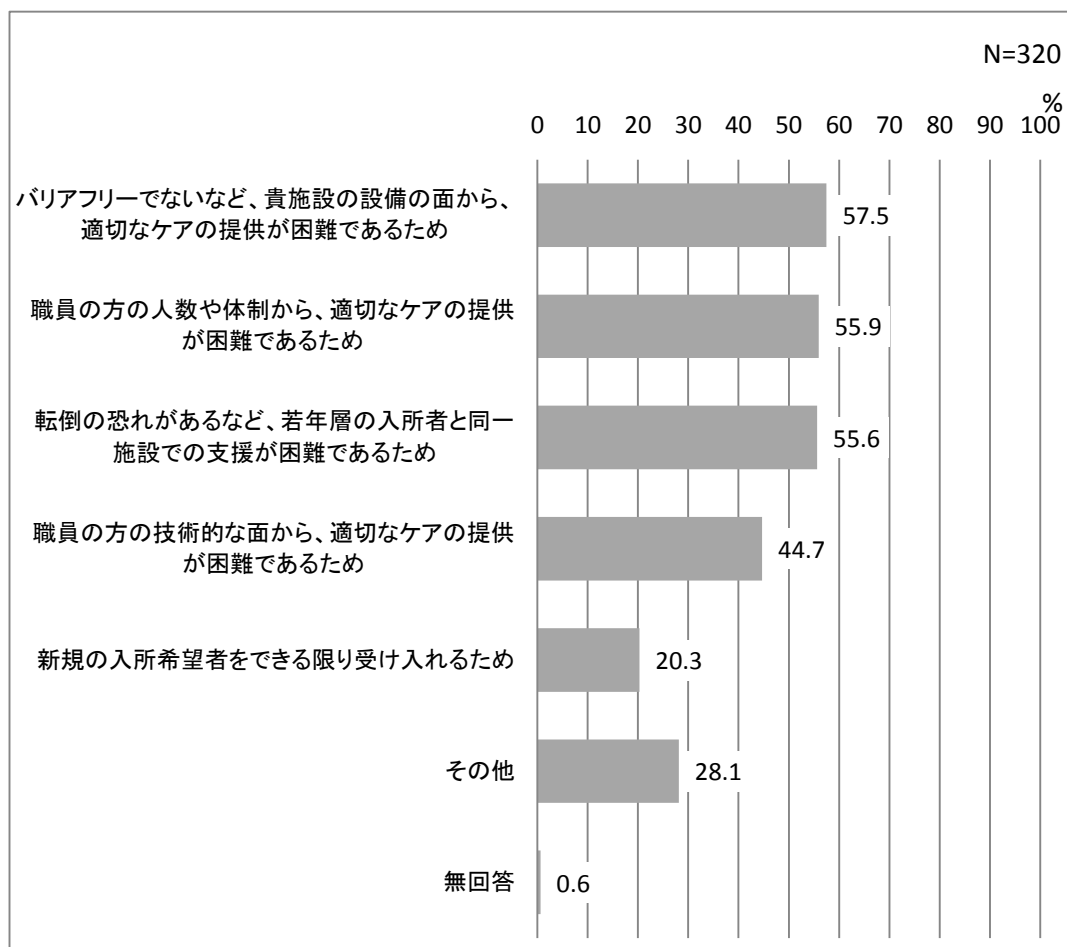
図表 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について



#### (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (問9-1)

- ・ 前問で「高齢となり介護を必要とするようになる入所者については、基本的には退所していただく」と回答した施設 (320 施設) に対してその理由を聞いたところ、「バリアフリーでないなど、貴施設の設備の面から、適切なケアの提供が困難であるため」(57.5%) が最も多く、次いで「職員の方の人数や体制から、適切なケアの提供が困難であるため」(55.9%)、「転倒の恐れがあるなど、若年層の入所者と同一施設での支援が困難であるため」(55.6%)、「職員の方の技術的な面から、適切なケアの提供が困難であるため」(44.7%)、「新規の入所希望者をできる限り受け入れるため」(20.3%) となっている。

図表 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について（複数回答）

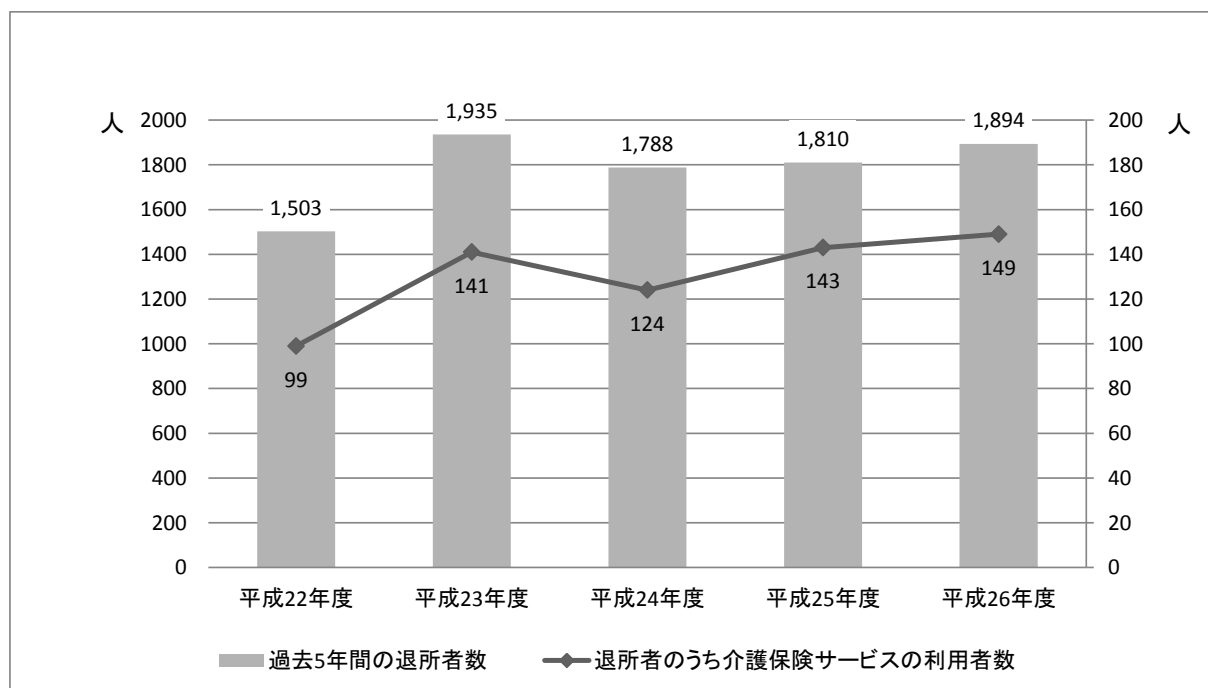


### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- ・ 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度（1,503人）、平成23年度（1,935人）、平成24年度（1,788人）、平成25年度（1,810人）平成26年度（1,894人）となっており、年度により変動がみられる。1施設あたり3人前後で推移している。
- ・ また、介護保険サービスを利用するために退所した人の推移をみると、平成22年度（99人）、平成23年度（141人）、平成24年度（124人）、平成25年度（143人）平成26年度（149人）となっており、年度により変動がみられる。1施設あたり平均0.2人で推移している。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	1,503	1,935	1,788	1,810	1,894
1施設あたり平均（人）	2.4	3.0	2.8	2.8	2.9
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	99	141	124	143	149
1施設あたり平均（人）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

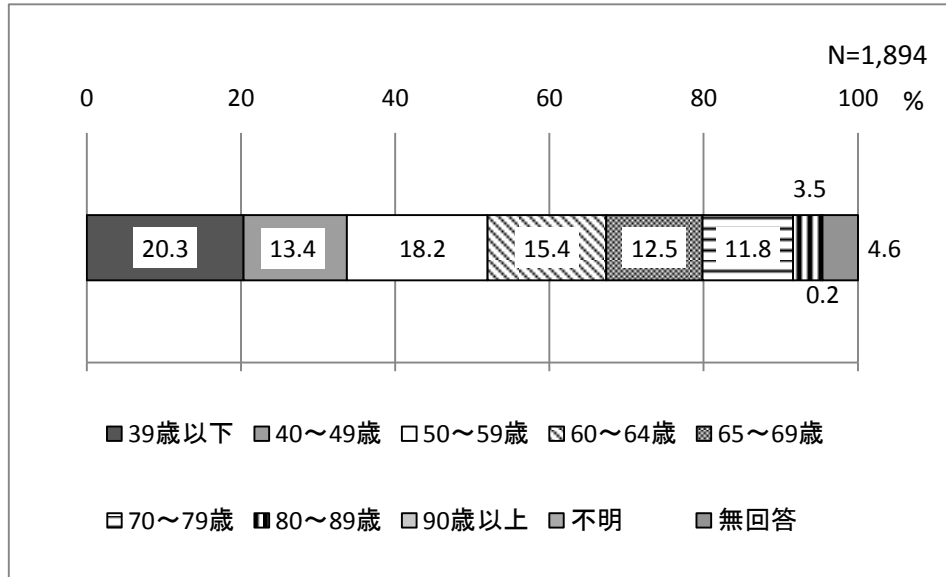




**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、「39 歳以下」(20.3%) が最も多く、次いで「50～59 歳」(18.2%)、「60～64 歳」(15.4%)、「40～49 歳」(13.4%)、「65～69 歳」(12.5%) の順となっている。

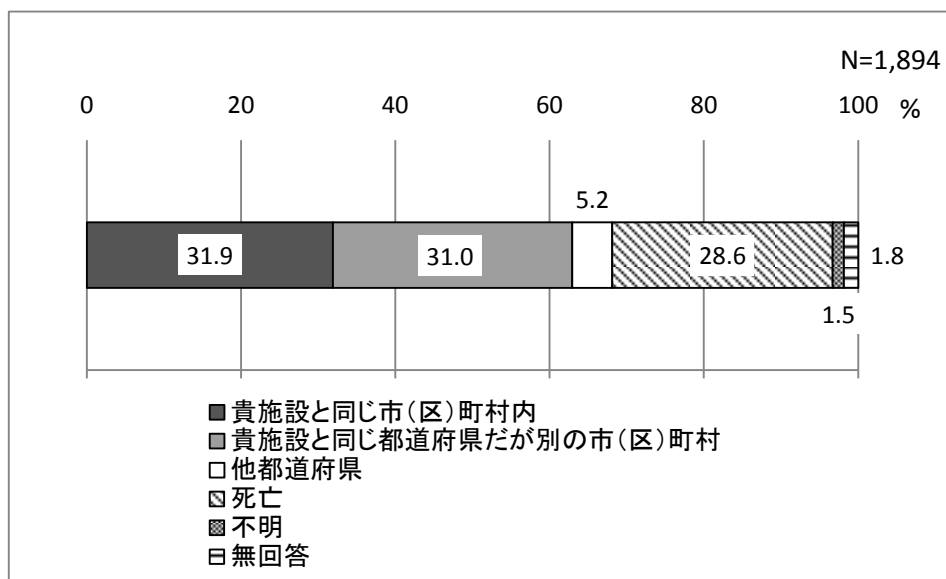
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、「貴施設と同じ市区町村内」(31.9%)、「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」(31.0%)、「死亡」(28.6%)、「他都道府県」(5.2%) となっている。

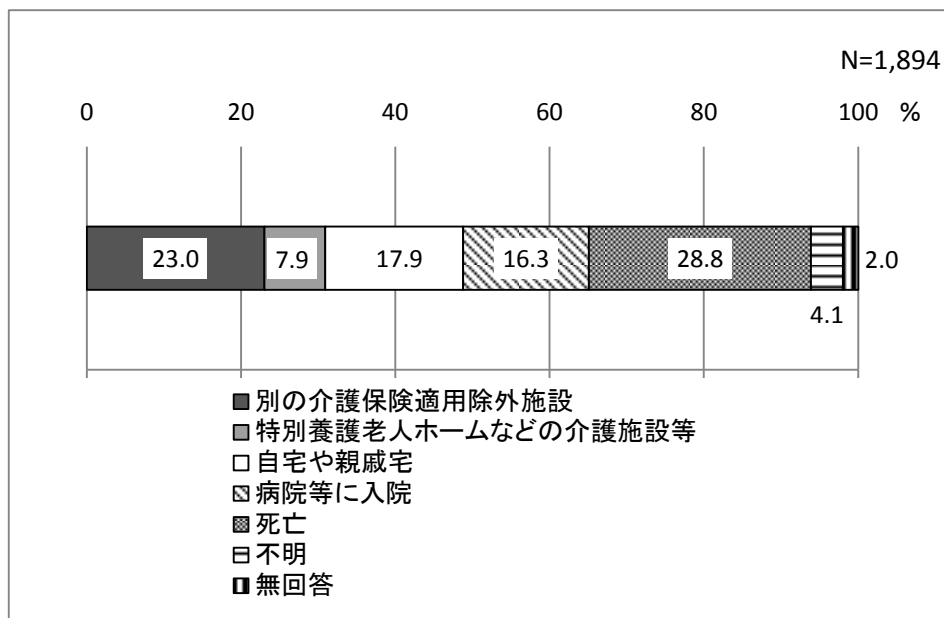
図表 退所先自治体



**(6) 退所先居住地 (問 1 3)**

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、「死亡」(28.8%)、「別の介護保険適用除外施設」(23.0%)、「自宅や親戚宅」(17.9%)、「病院等に入院」(16.3%)、「特別養護老人ホームなどの介護施設等」(7.9%)となっている。

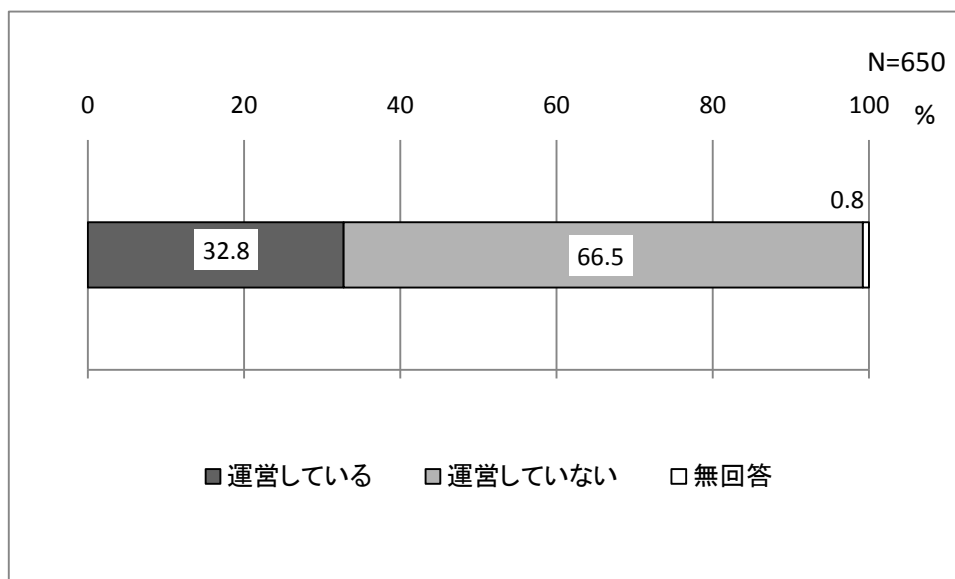
図表 退所先居住地



**(7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか (問 1 4)**

- 施設の運営法人が特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかどうか聞いたところ、32.8%が「運営している」、66.5%が「運営していない」と回答した。

図表 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか



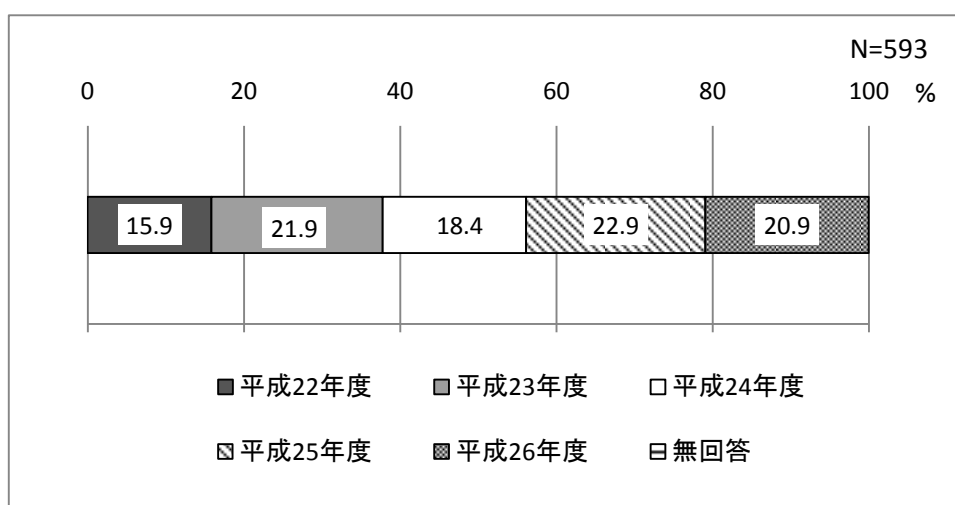
#### 4) 介護保険を利用して退所した人の状況について

- ・ 平成22年度から26年度の5年間で、介護保険を利用して退所した人の状況について聞いた。
- ・ 障害者支援施設では200施設からの回答があり合計593人の退所者について記入があった(1施設あたり平均3.0人)。

##### (1) 退所年度 (問15(1))

- ・ 退所年度については、「平成25年度」(22.%)が最も多く、「平成23年度」(21.9%)、「平成26年度」(20.9%)、「平成24年度」(18.4%)、「平成22年度」(15.9%)であった。

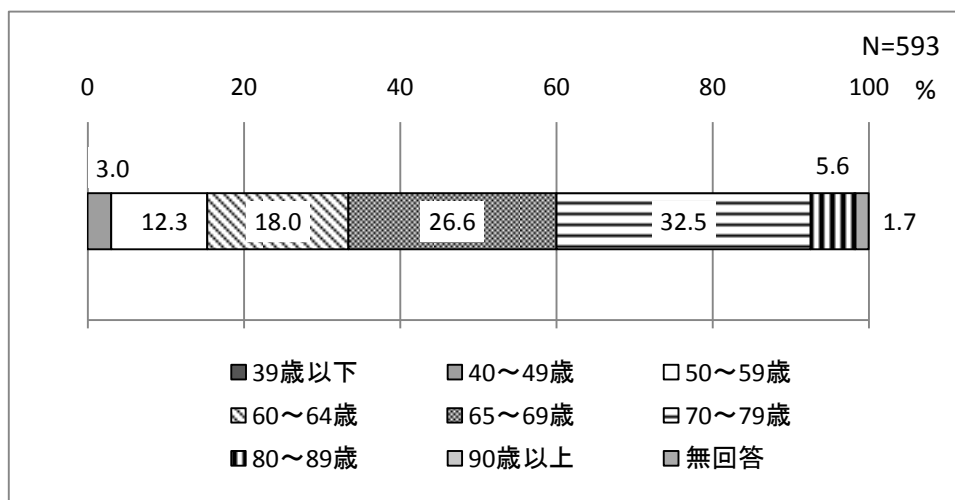
図表 退所年度



##### (2) 退所時の年齢 (問15(2))

- ・ 退所時の年齢では、「70～79歳」(32.5%)が最も多く、次いで「65～69歳」(26.6%)、「60～64歳」(18.0%)、「50～59歳」(12.3%)、「40～49歳」(3.0%)、「90歳以上」(0.2%)の順となっている。

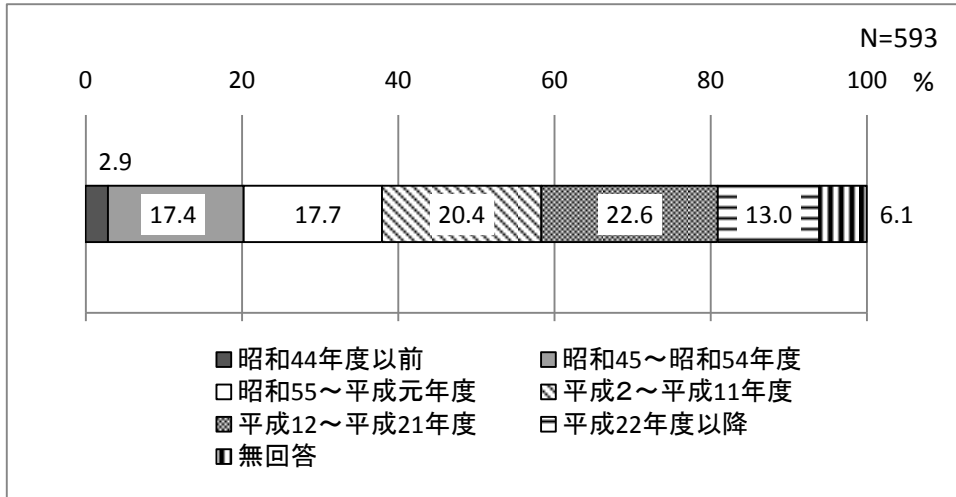
図表 退所時の年齢



**(3) 入所年度 (問 1 5 (3))**

- 入所年度については、「平成 12 年～21 年度」(22.6%) が最も多く、次いで「平成 2 年～平成 11 年度」(20.4%)、「昭和 55～平成元年度」(17.7%)、「昭和 45 年～昭和 54 年度」(17.4%)、「平成 22 年度以上」(13.0%)、「昭和 44 年度以前」(2.9%) の順となっている。

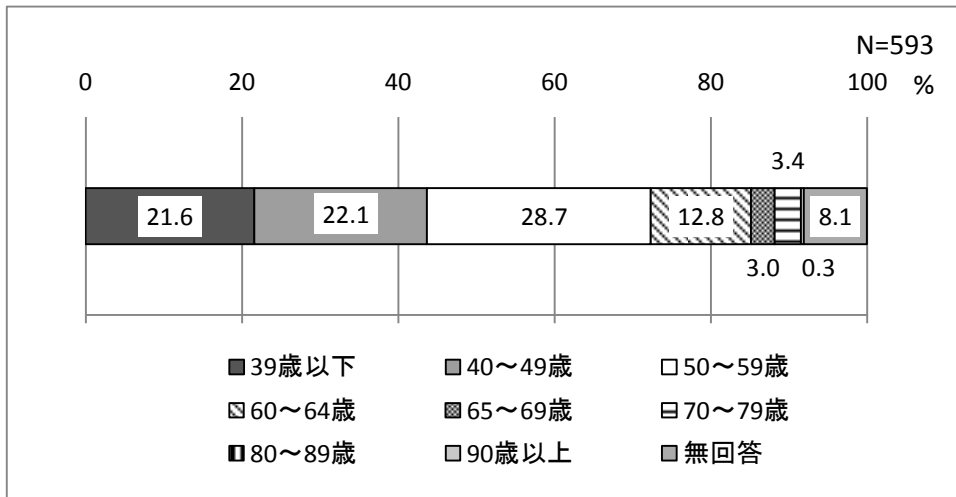
図表 入所年度



**(4) 入所時の年齢 (問 1 5 (4))**

- 入所時の年齢については、「50～59 歳」(28.7%) が最も多く、次いで「40～49 歳」(22.1%)、「39 歳以下」(21.6%)、「60～64 歳」(12.8%)、「70～79 歳」(3.4%)、「65～69 歳」(3.0%)、の順となっている。

図表 入所時の年齢



- 入所時の年齢と退所時の年齢から入所期間を求めたところ、「4年以下」が18.4%で最も高く、次いで「10年以上14年以下」が12.6%、「5年以上9年以下」が10.6%、「15年以上19年以下」が10.5%となっている。入所期間が長期にわたっているケースも一定程度みられる。

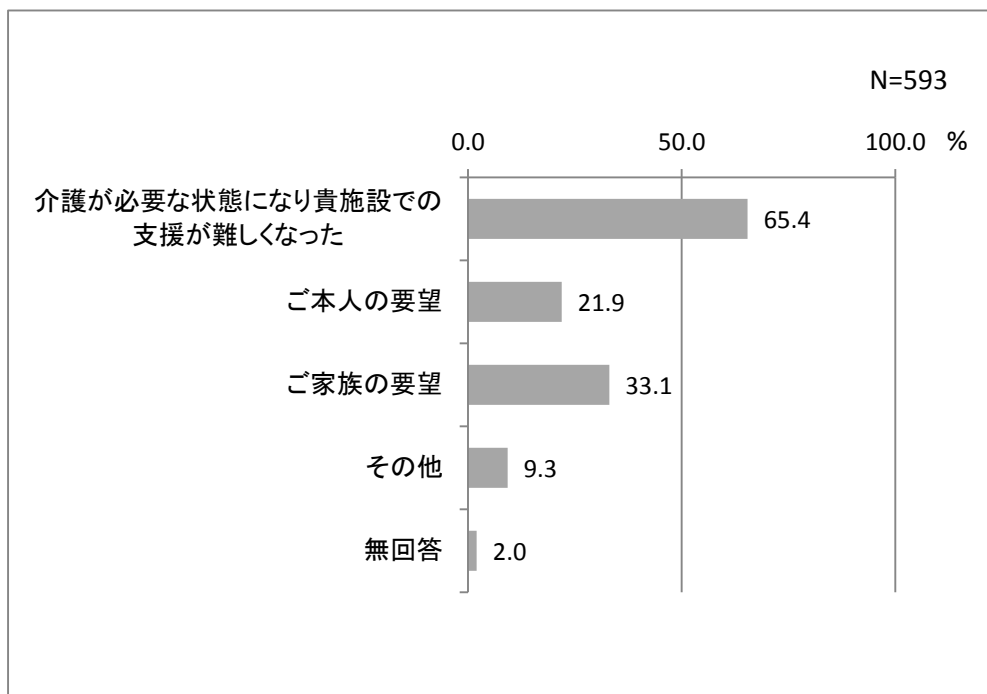
図表 入所期間

	人	割合 (%)
全体	593	100.0
4年以下	109	18.4
5～9年	63	10.6
10～14年	75	12.6
15～19年	62	10.5
20～24年	50	8.4
25～29年	59	9.9
30～34年	38	6.4
35～39年	43	7.3
40～44年	38	6.4
45～49年	7	1.2
50年以上	1	0.2
不明	48	8.1

**(5) 主な退所理由 (問15(6))**

- 主な退所理由については、「介護が必要な状態になり、貴施設での支援が難しくなった」(65.4%)が最も多く、次いで「ご家族の要望」(33.1%)、「ご本人の要望」(21.9%)の順である。

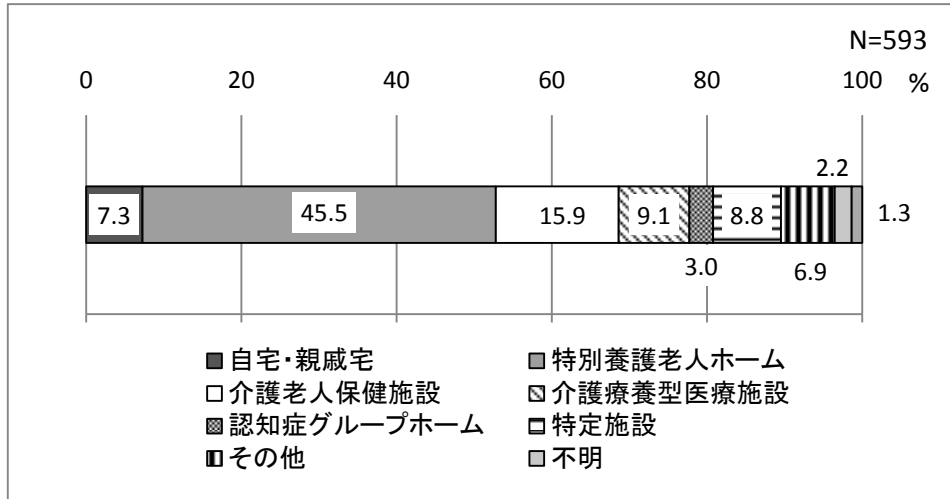
図表 主な退所理由 (複数回答)



**(6) 退所先の施設等 (問 1 5 (8))**

- ・ 「特別養護老人ホーム」(45.5%) が最も多く全体の 4 割以上を占めている。次いで「介護老人保健施設」(15.9%)、「介護療養型医療施設」(9.1%)、「特定施設」(8.8%) の順となっている。

図表 退所先の施設等



- ・ 年齢別に退所先の施設等をみたところ、40代では18人のうち5人が「自宅」、4人が「その他」、2人が「特別養護老人ホーム」となっている。50代から80代では「特別養護老人ホーム」の割合が最も高い。90歳以上では1人が「介護老人保健施設」への入所となっている。

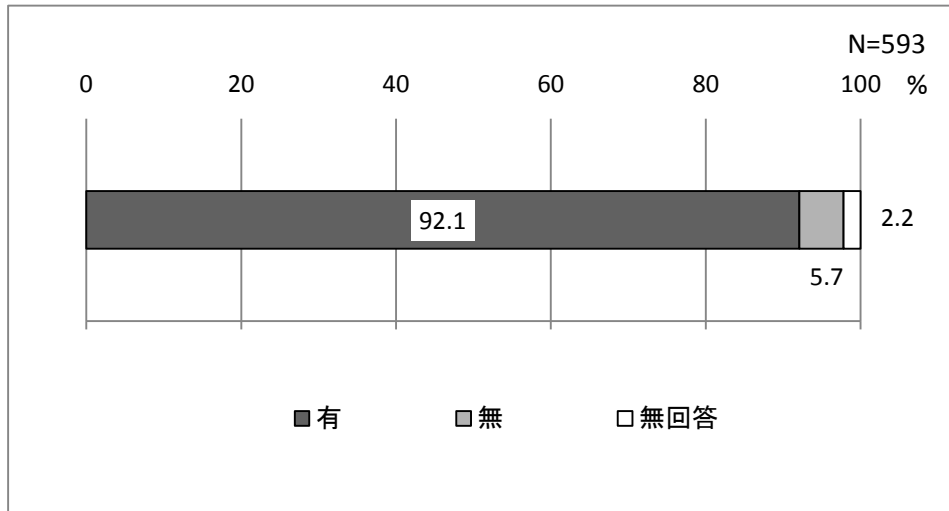
図表 年齢別にみた退所先の施設等

	問15(8) 退所先の施設等									
	全体	自宅・ 親戚宅	特別養 護老人 ホーム	介護老 人保健 施設	介護療 養型医 療施設	認知症 グルー プホー ム	特定施 設	その他	不明	無回答
合計	593	43	270	94	54	18	52	41	13	8
39歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～49歳	18	5	2	3	3	0	1	4	0	0
50～59歳	73	11	35	8	7	3	4	5	0	0
60～64歳	107	18	38	15	13	4	12	5	2	0
65～69歳	158	7	71	32	10	3	19	12	2	2
70～79歳	193	1	106	30	15	7	15	13	3	3
80～89歳	33	1	17	5	6	1	1	2	0	0
90歳以上	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
無回答	10	0	1	0	0	0	0	0	6	3
	割合 (%)									
	全体	自宅・ 親戚宅	特別養 護老人 ホーム	介護老 人保健 施設	介護療 養型医 療施設	認知症 グルー プホー ム	特定施 設	その他	不明	無回答
合計	100.0	7.3	45.5	15.9	9.1	3.0	8.8	6.9	2.2	1.3
39歳以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40～49歳	100.0	27.8	11.1	16.7	16.7	0.0	5.6	22.2	0.0	0.0
50～59歳	100.0	15.1	47.9	11.0	9.6	4.1	5.5	6.8	0.0	0.0
60～64歳	100.0	16.8	35.5	14.0	12.1	3.7	11.2	4.7	1.9	0.0
65～69歳	100.0	4.4	44.9	20.3	6.3	1.9	12.0	7.6	1.3	1.3
70～79歳	100.0	0.5	54.9	15.5	7.8	3.6	7.8	6.7	1.6	1.6
80～89歳	100.0	3.0	51.5	15.2	18.2	3.0	3.0	6.1	0.0	0.0
90歳以上	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	100.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	30.0

**(7) 退所時の家族・親族の状況 (問15(9))**

- 退所時の家族・親族の状況については、92.1%が「有」、5.7%が「無」と回答している。

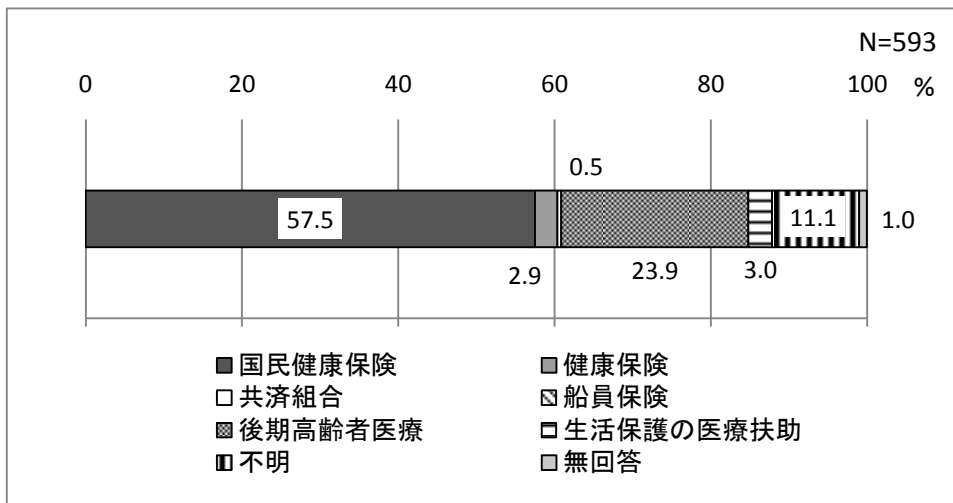
図表 退所時の家族・親族の状況



**(8) 医療保険の種類 (問15(10)①)**

- 医療保険の種類については、「国民健康保険」(57.5%)が最も多く、次いで「後期高齢者医療」(23.9%)、「生活保護の医療扶助」(3.0%)となっている。

図表 医療保険の種類

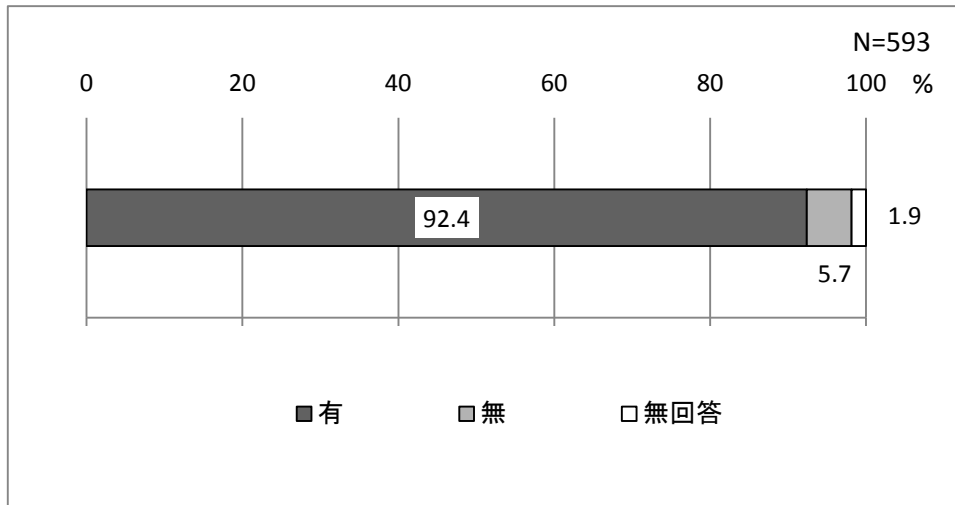




**(9) 障害者手帳の有無 (問 15 (11)①)**

- ・ 障害者手帳の有無については、「有」(92.4%)、「無」(5.7%)と回答している。

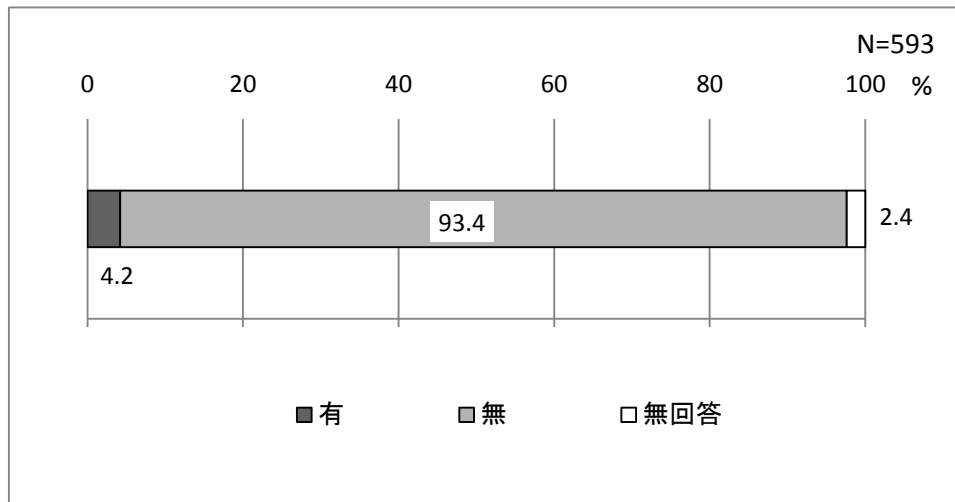
図表 障害者手帳の有無



**(10) 生活保護の有無 (問 15 (12)①)**

- ・ 生活保護の有無については、「有」(4.2%)、「無」(93.4%)と回答している。

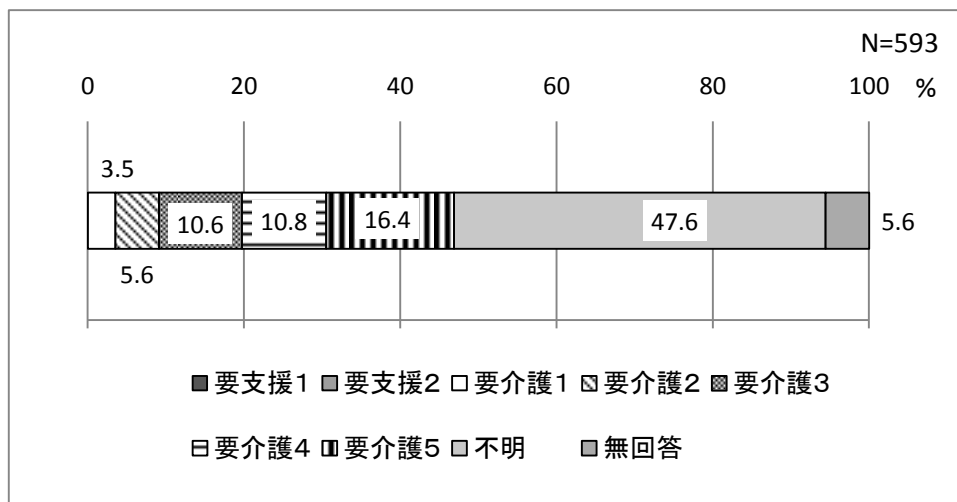
図表 生活保護の有無



**(11) 退所時の要介護度 (問 15 (13))**

- ・ 退所時の要介護度は、「要介護5」が16.4%で最も多く、次いで「要介護4」(10.8%)、「要介護3」(10.6%)と回答している。
- ・ なお、「不明」(282人・47.6%)の回答が5割弱を占めている。

図表 生活保護の有無



## 6. 障害者総合支援法に規定する療養介護事業所

(施設数：227 調査数：114 回答数：74)

### 1) 施設の状況

#### (1) 併設施設 (問1)

- 74 施設中 55 施設が「児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設」、11 施設が「障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設」、10 施設が「児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関」を併設している。また「生活保護法に規定する救護施設」「労働者災害補償保険法に規定する労災施設」を併設しているのは各3件である。

図表 併設施設

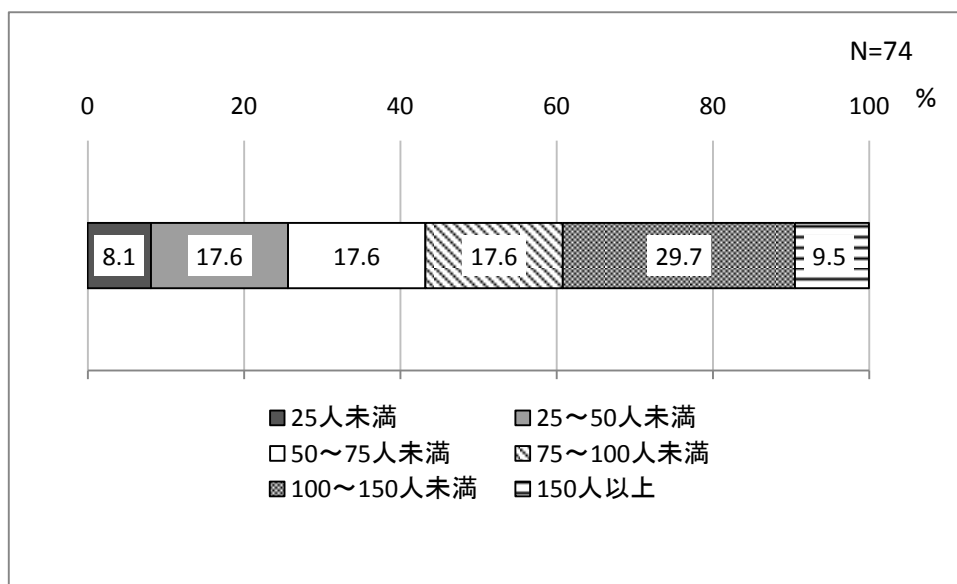
	件数	割合	割合
		N=74	(除無回答) N=62
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0.0	0.0
国立及び国立以外のハンセン病療養所	0	0.0	0.0
生活保護法に規定する救護施設	3	4.1	4.8
労働者災害補償保険法に規定する労災施設	3	4.1	4.8
障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設	11	14.9	17.7
障害者総合支援法に規定する療養介護事業所	0	0.0	0.0
児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設	55	74.3	88.7
児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関	10	13.5	16.1
無回答	12	16.2	—
全 体	94	—	—

## 2) 入所者の概況

### (1) 入所者数 (問2)

- ・ 全 74 施設の入所者数 (総数) の分布をみると「100～150 人未満」(29.7%) が最も多く、次いで「20～60 人未満」「50～75 人未満」「75～100 人未満」(17.6%)、「150 人以上」(9.5%) となっている。
- ・ 療養介護事業所の全入所者数は合計 6,441 人、1 施設あたりの平均入所者数は 87.0 人である。

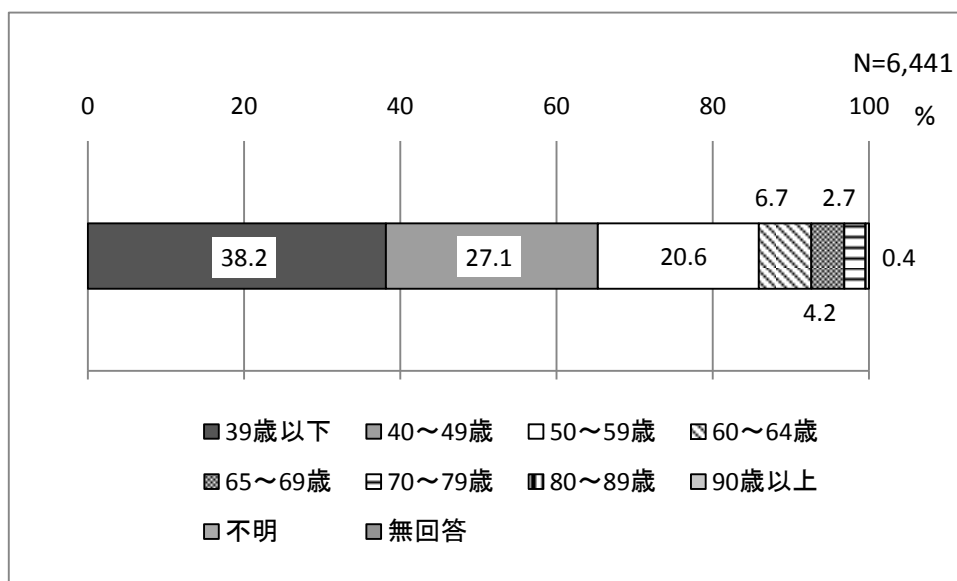
図表 入所者数



### (2) 年齢別入所者数 (問3)

- ・ 療養介護事業所の全入所者 (6,441 人) の年齢別内訳をみると「30 歳以下」(38.2%) が最も多く、次いで「40～49 歳」(27.1%)、「50～59 歳」(20.6%) となっており、50 歳未満が約 65% を占めている。

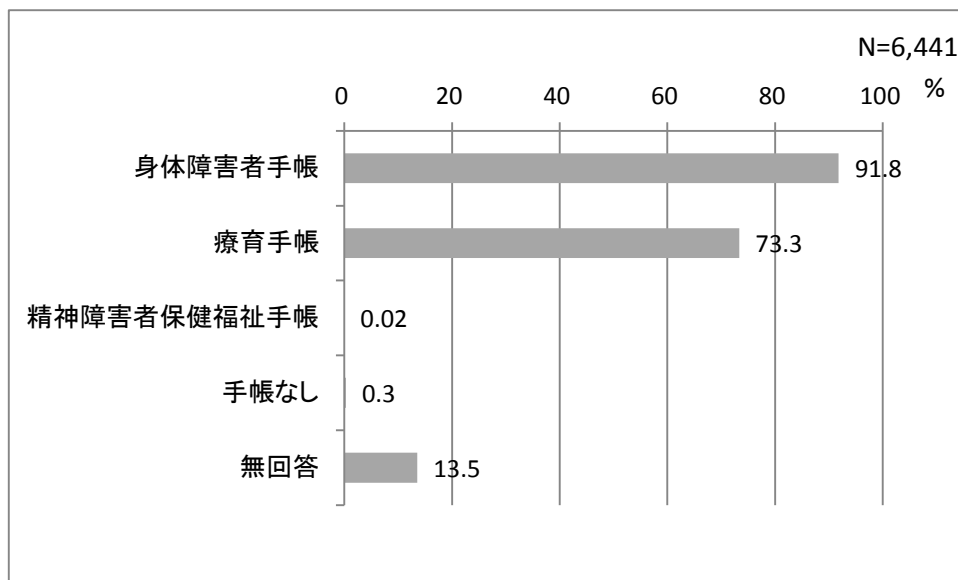
図表 年齢別入所者数



### (3) 障害者手帳の所持状況 (問4)

- 入所者の障害者手帳の所持状況をみると(複数回答あり)、「身体障害者手帳」(91.8%)が最も多く、次いで「療育手帳」(73.3%)、「手帳なし」(0.3%)、「精神障害者保健福祉手帳」(0.02%)の順となっている。

図表 障害者手帳の所持状況



- 1施設あたりの平均人数は、身体障害者手帳 81.0人、療育手帳 65.6人、精神障害者保健福祉手帳 0.02人、手帳なし 0.3人となっている。

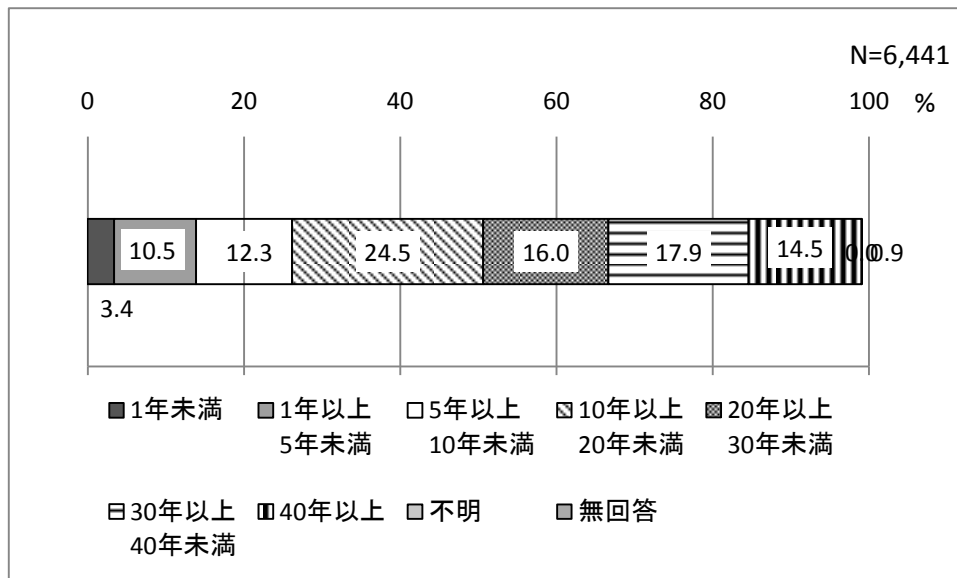
### (4) 生活保護受給者数 (問5)

- 入所者のうち生活保護受給者は41人となっており、入所者全体の0.64%となっている。
- 1施設あたり平均0.55人となっている。

**(5) 入所期間別 入所者数 (問6)**

- 入所期間別にみると、「10年以上20年未満」が24.5%と最も高く、次いで「30年以上40年未満」が17.9%、「20年以上30年未満」16.0%、「40年以上」14.5%となっている。10年以上の入所者が全体の7割、20年以上が2分の1となっている。

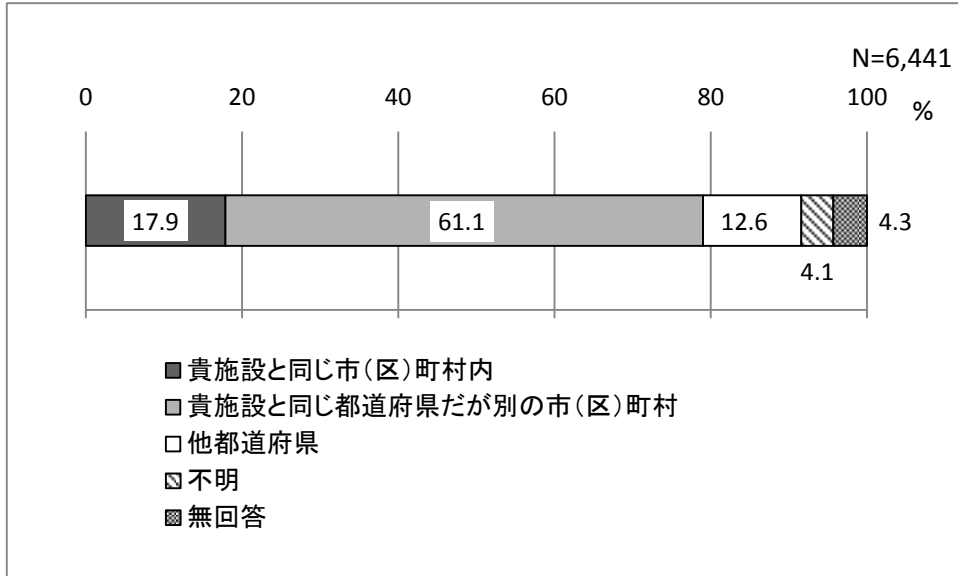
図表 入所期間別 入所者数



**(6) 入所前の住まい (問7)**

- 入所前の住まいについては、「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」が61.1%で最も多く、次いで「施設と同じ市区町村」が17.9%、「他都道府県」が12.6%である。

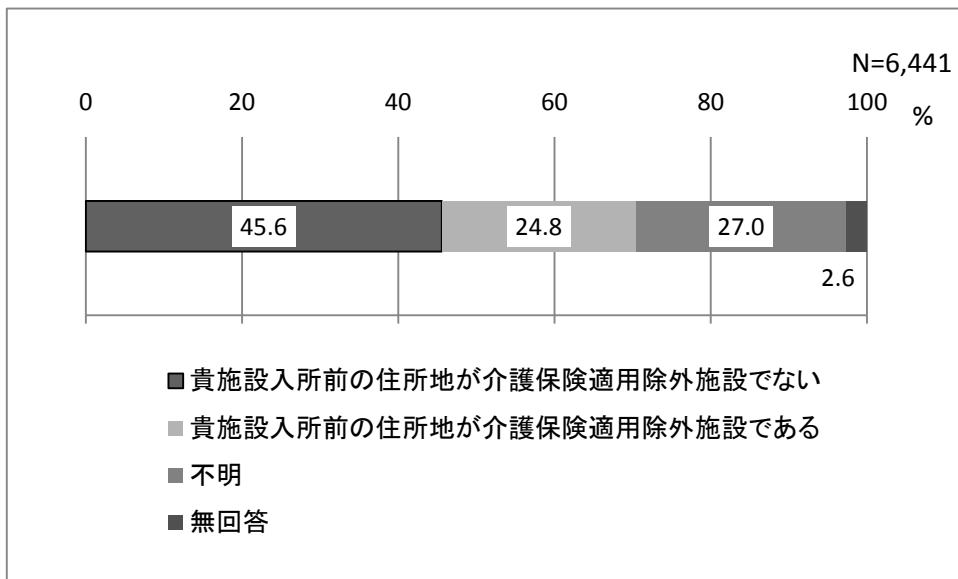
図表 入所前の住まい



**(7) 入所前の状況 (問8)**

- 入所前の状況については、「入所前の住所地が介護保険適用除外施設でない」が45.6%、「介護保険適用除外施設である」が24.8%である。
- なお、無回答が27.0%を占めている。

図表 入所前の状況

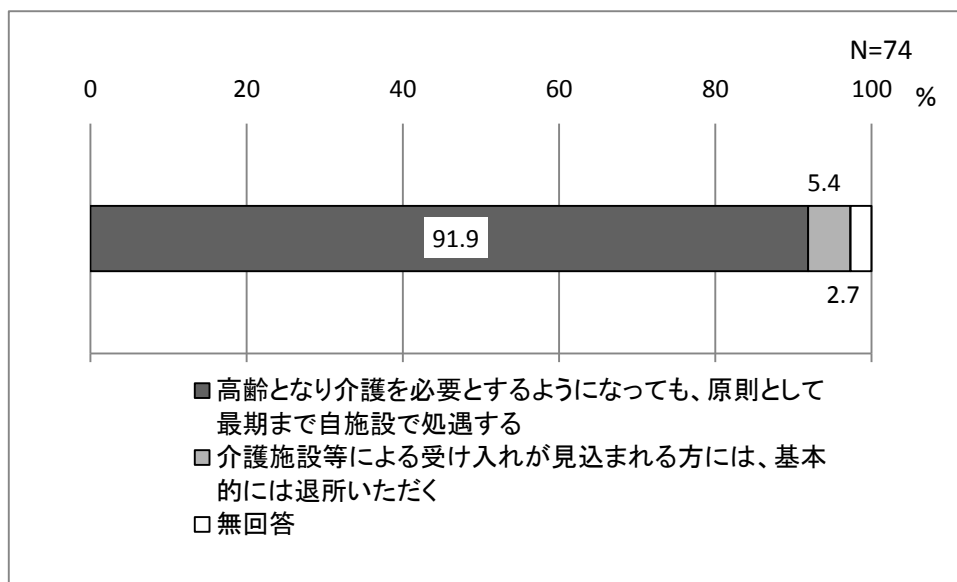


### 3) 退所者の概況

#### (1) 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について (問9)

- ・ 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について聞いたところ、「原則として最期まで自施設で処遇する」が91.9%を占めている。一方「基本的には退所していただく」は5.4%である。

図表 介護を必要とする入所者に対する処遇方針について



#### (2) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (問9-1)

- ・ 前問で「高齢となり介護を必要とするようになる入所者については、基本的には退所していただく」と回答した施設(4施設)に対してその理由を聞いたところ、「その他」が2件、「新規の入所希望者をできる限り受け入れるため」「転倒の恐れがあるなど、若年層の入所者と同じ施設での支援が困難であるため」が各1件であった。

図表 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について (複数回答)

	件数	割合
		N=4
新規の入所希望者をできる限り受け入れるため	1	25.0
バリアフリーでないなど、貴施設の設備の面から、適切なケアの提供が困難であるため	0	0.0
職員の方の人数や体制から、適切なケアの提供が困難であるため	0	0.0
職員の方の技術的な面から、適切なケアの提供が困難であるため	0	0.0
転倒の恐れがあるなど、若年層の入所者と同じ施設での支援が困難であるため	1	25.0
その他	2	50.0
無回答	1	25.0
全 体	5	—

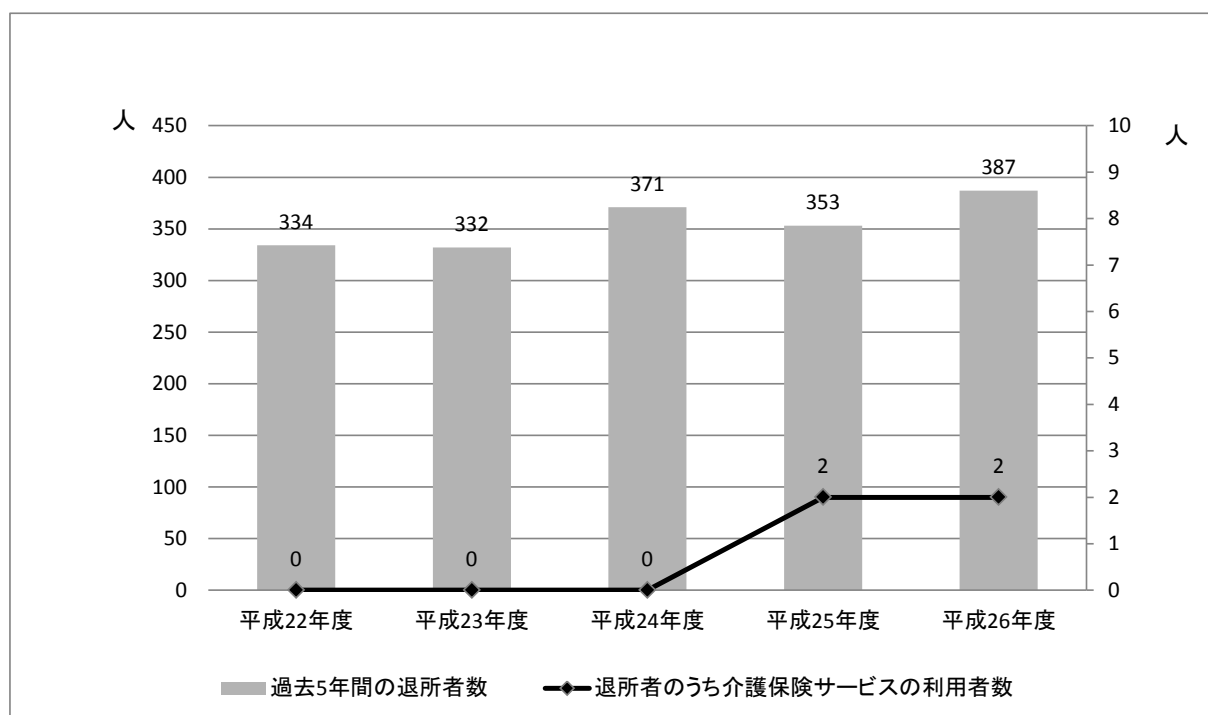


### (3) 過去5年間の退所者数（問10）

- 平成22年度から平成26年度の5年間の退所者の推移をみると、平成22年度（334人）から平成23年度（332人）、平成24年度（371人）、平成25年度（353人）に増加するも、平成26年度（387人）となっており、年度により変動がみられる。
- また、介護保険サービスを利用するために退所した人の推移をみると、平成22年度から平成24年度は0人、平成25年度と平成26年度は各2人となっている。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険サービスを利用するために退所した人の推移

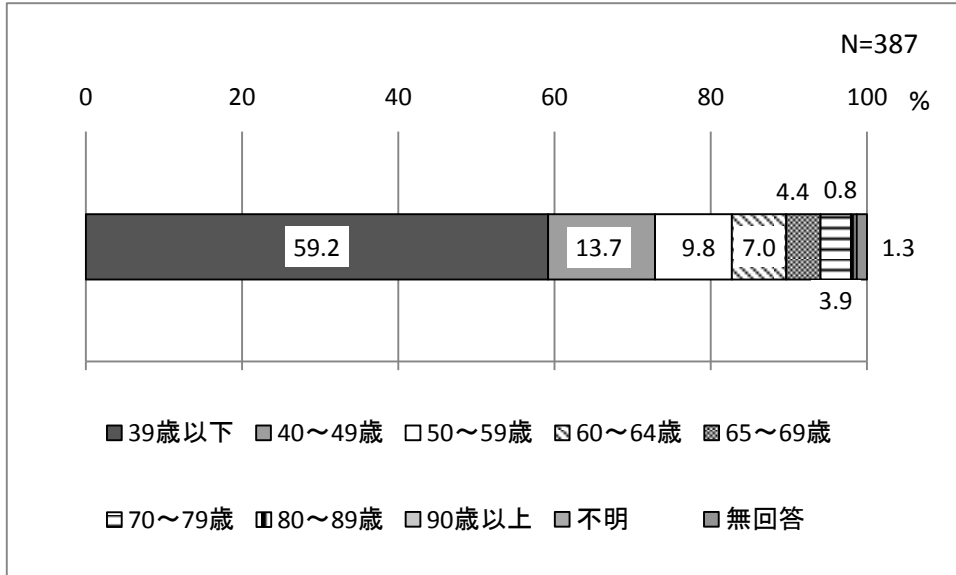
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者数（人）	334	332	371	353	387
1施設当たり平均（人）	4.6	4.6	5.1	4.8	5.3
上記退所者のうち、介護保険サービスを利用するために退所した方（人）	0	0	0	2	2
1施設当たり平均（人）	0.0	0.0	0.0	0.03	0.03



**(4) 年齢別退所者数 (問 1 1)**

- 平成 26 年度退所者の年齢については、「39 歳以下」(59.2%) が最も多く、次いで「40～49 歳」(13.7%)、「50～59 歳」(9.8%)、「60～64 歳」(7.0%)、「65～69 歳」(4.4%)、「70～79 歳」(3.9%)、「80～89 歳」(0.8%) の順となっている。

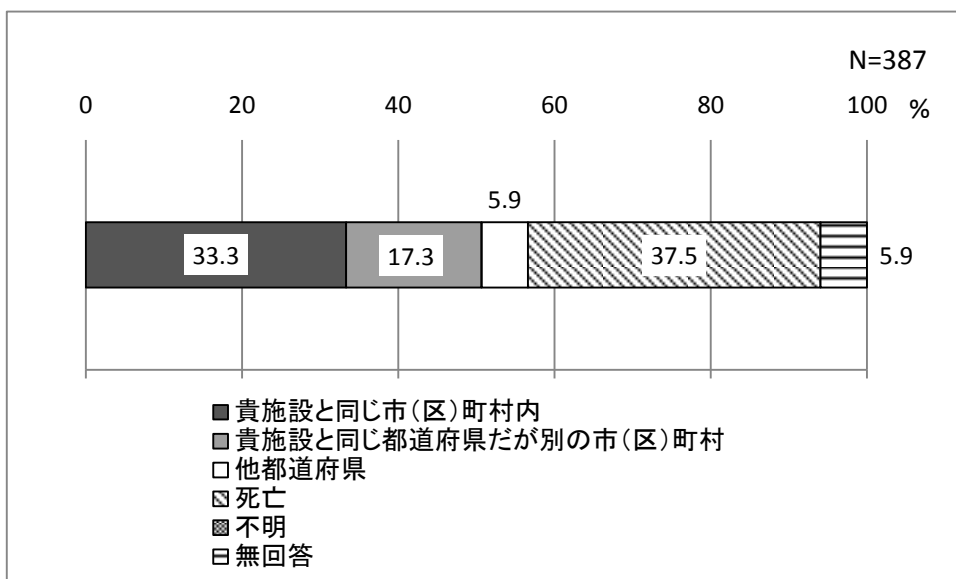
図表 年齢別退所者数



**(5) 退所先自治体 (問 1 2)**

- 平成 26 年度退所者の退所先自治体については、「死亡」(37.5%) が最も多く、次いで「貴施設と同じ市区町村内」(33.3%)、「貴施設と同じ都道府県だが別の市区町村」(17.3%)、「他都道府県」(5.9%) となっている。

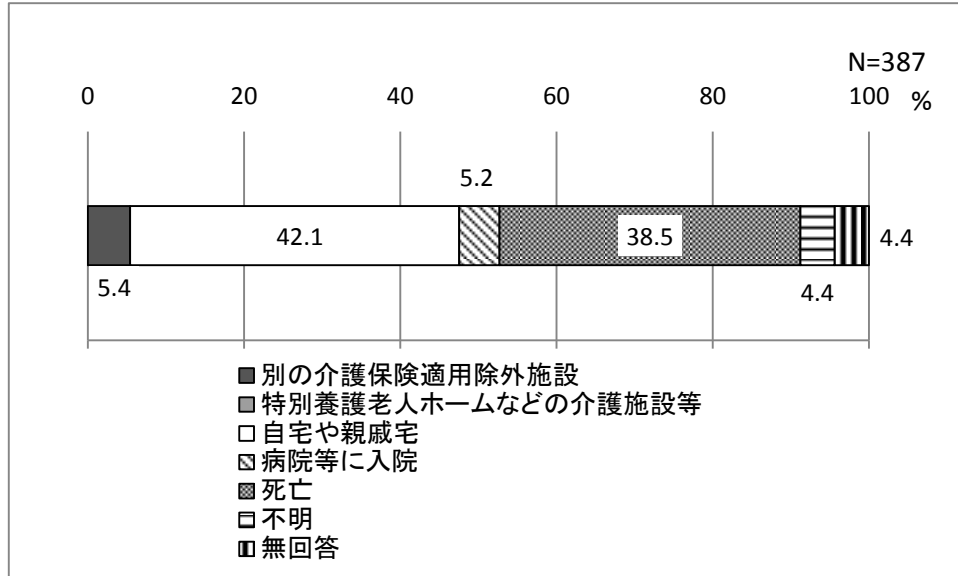
図表 退所先自治体



**(6) 退所先居住地 (問 1 3)**

- 平成 26 年度退所者の退所先居住地については、「自宅や親戚宅」(42.1%)、「死亡」(38.5%)、「別の介護保険適用除外施設」(5.4%)「病院等入院」(5.2%)となっている。

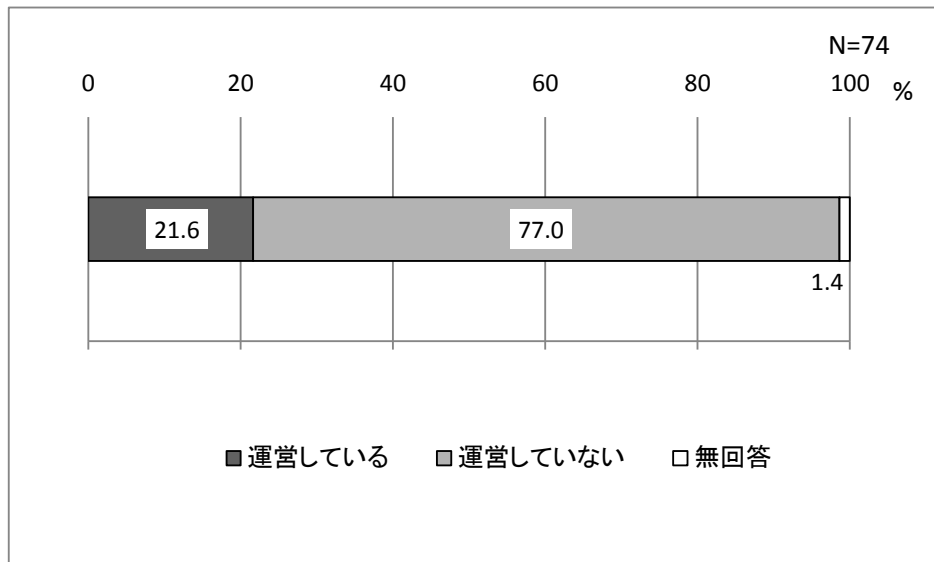
図表 退所先居住地



**(7) 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか (問 1 4)**

- 施設の運営法人が特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかどうか聞いたところ、21.6%が「運営している」、77.0%が「運営していない」と回答した。

図表 施設の運営法人が介護保険施設等を運営しているかどうか



#### 4) 介護保険を利用して退所した人の状況について

- ・ 平成 22 年度から 26 年度の 5 年間で、介護保険を利用して退所した人の状況について聞いた。
- ・ 療養介護事業所では 3 施設からの回答があり、合計 4 人の退所者について記入があった。

##### (1) 退所年度 (問 1 5 (1))

- ・ 退所年度については、「平成 25 年度」と「平成 26 年度」が各 2 人であった。

##### (2) 退所時の年齢 (問 1 5 (2))

- ・ 退所時の年齢では、「39 歳以下」が 2 人、「40～49 歳」と「65～69 歳」が各 1 人となっている。

##### (3) 入所年度 (問 1 5 (3))

- ・ 入所年度については、「平成 12 年～21 年度」が 1 人、「平成 22 年度以降」が 3 人となっている。

##### (4) 入所時の年齢 (問 1 5 (4))

- ・ 入所時の年齢については、「39 歳以下」が 2 人、「40～49 歳」と「50～59 歳」が各 1 人である。60 歳以上はいない。

##### (5) 主な退所理由 (問 1 5 (6))

- ・ 主な退所理由については、「ご家族の要望」が 2 人、「ご本人の要望」と「その他」が各 1 人である。

##### (6) 退所先の施設等 (問 1 5 (7))

- ・ 退所先の住所については、「自宅・親戚宅」が 3 人、「介護老人保健施設」が 1 人である。

##### (7) 退所時の家族・親族の状況 (問 1 5 (9))

- ・ 退所時の家族・親族の状況については、4 人全員が「有」と回答している。

##### (8) 医療保険の種類 (問 1 5 (10)①)

- ・ 医療保険の種類については、「国民健康保険」が 3 人、「健康保険」が 1 人であった。

##### (9) 障害者手帳の有無 (問 1 5 (11)①)

- ・ 障害者手帳の有無については、「有」が 3 人、無回答が 1 人であった。

##### (10) 生活保護の有無 (問 1 5 (12)①)

- ・ 生活保護の有無については、全員「無」であった。

**(11) 退所時の要介護度 (問 15 (13))**

- ・ 退所時の要介護度については、「要介護 5」が 2 人、「要介護 3」と「不明」が各 1 人であった。

## 7. 自由記述回答

### 1) 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について（問9－1）

- ・ 問9－1の「その他」の内容として、合計108件の意見が出された（複数回答あり）。
- ・ 「医療的ケアが必要になった場合」が46件で最も多い。吸引や胃ろう、24時間体制での医療的ケアが自施設内では対応出来ないという意見である。次いで「本人の状況にあわせた適切な支援を行うため」、「他法優先」（各13件）、「有期限の施設であるため」（7件）、「施設の活動内容とあわないため」（6件）と続いている。

図表 介護を必要とする入所者に対して退所を促す理由について（その他の理由）

内 容	件数
医療的ケアが必要になった場合	46
本人の状況にあわせた適切な支援を行うため	13
他法優先	13
有期限の施設であるため	7
施設の活動内容と合わないため	6
併設の施設へ移動	5
本人、家族の希望	5
通過型施設のため	4
他の入所者の支援が困難になるため	3
施設の設定面で支援が困難	3
その他	3
(合計)	108

## 2) 介護保険サービスを利用し退所する場合の手続きや住所地特例のあり方等についての課題

- ・ 「介護保険サービスを利用し退所する場合の手続きや住所地特例のあり方等についての課題」について、合計 303 件の意見が出された（複数回答あり）。
- ・ 施設別でみると、障害者支援施設からの意見が 219 件で特に多く、救護施設が 77 件、労災施設が 4 件、療養介護事業所が 2 件で、のぞみの園、ハンセン病療養所からの意見はみられなかった。
- ・ 意見の内容として最も多かったのは「施設に入所したまま介護認定が受けられず、手続きが進められない」（55 件）、「手続きが煩雑。分かりづらい」（52 件）であった。
- ・ 次いで「施設のある自治体の財政負担が大きい」（33 件）、「施設入所前 3 か月以内に介護認定を受けないといけないが、期間が短い」（26 件）、「介護保険を利用すると利用者負担が大きくなる」（20 件）と続いている。

図表 介護保険サービスを利用し退所する場合の手続きや住所地特例のあり方等についての課題

内 容	件数
施設に入所したまま介護認定が受けられず、手続きが進められない	55
手続きが煩雑。分かりづらい	52
施設のある自治体の財政負担が大きい	33
施設入所前3か月以内に介護認定を受けないといけないが、期間が短い	26
介護保険を利用すると利用者負担が大きくなる	20
制度への意見、要望	16
手続きが自治体によって異なっている	12
現状では課題ケースはない	12
介護施設側の障害への理解	11
具体的なケースについて	11
本人の状況にあわせて、障害福祉サービスと介護サービスが適宜利用できるようにしてほしい	10
施設の本来の機能が果たせない	10
介護認定や支援に知的障害や精神障害の特性が考慮されていない	8
親族がいない場合、施設の負担が大きい	5
退所先の介護保険施設の不足	5
施設入所中なので、介護施設の入所の優先順位が低い	4
医療的ケアの必要な人について	3
情報提供が必要（本人、家族の理解が得られるように）	3
その他	7
	(合計) 303





### Ⅲ 調査全体のまとめ及び今後の検討課題

#### 1. 施設別にみた入退所者の状況、要介護者に対する方針

- アンケートの集計結果について、下表の通り施設ごとに入退所者の状況等を整理した。

施設種別	入退所者の状況、施設の方針
<b>のぞみの園</b> 施設数：1件 入所者数：257人	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の割合が45.1%。</li> <li>療育手帳89.9%、身体障害者手帳71.6%、生活保護受給者1人。</li> <li>入所期間40年以上が71.2%、20年以上が9割超。</li> <li>入所前の住まいは「他都道府県」が98.1%、全員が介護保険適用除外施設からの移動。</li> <li><b>直近5年間、退所者は年30人前後で推移。介護保険サービス利用のための退所者は無し。</b></li> <li>退所者のうち「死亡」68.2%、「別の介護保険適用除外施設」27.3%。</li> <li>施設方針については「<b>原則として最期まで自施設で処遇する</b>」。</li> </ul>
<b>ハンセン病療養所</b> 施設数：13件 入所者数：1,611人	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>65歳以上の割合が98.8%</b>、80代が51.0%。</li> <li>身体障害者手帳93.2%、療育手帳13.0%、生活保護受給者は無し。</li> <li>入所期間40年以上が68.8%、20年以上が8割。</li> <li>入所前の住まいは「施設と同じ市区町村」34.1%、次いで「他都道府県」30.7%。入所前は「介護保険適用除外施設でない」と「不明」がそれぞれ約4割。</li> <li><b>直近5年間、退所者は年150人前後で推移。介護保険サービス利用のための退所者は5年間で1人のみ。</b>「自宅や親戚宅」への移動。</li> <li>退所者のうち「死亡」89.1%。</li> <li>施設方針については<b>全施設が「原則として最期まで自施設で処遇する」</b>。</li> </ul>
<b>救護施設</b> 施設数：90件 入所者数：7,852人	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の割合が54.2%。</li> <li>精神障害者保健福祉手帳38.9%、手帳なし26.8%、療育手帳25.0%。</li> <li>生活保護受給者は入所者全体の99.2%。</li> <li>入所期間「1年以上5年未満」が24.9%で最多であるが、10年以上入所者が全体の4割、20年以上が4分の1。</li> <li>入所前の住まいは「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」54.2%、「施設と同じ市区町村」33.3%。入所前は「介護保険適用除外施設でない」78.3%。</li> <li><b>直近5年間、退所者も介護保険サービス利用のための退所者も増加。</b>平成26年度退所者数1,311人、うち介護保険サービス利用148人。</li> <li>退所者の退所先は「施設と同じ市区町村」34.3%、「同一都道府県で別の市区町村」30.9%。「自宅や親戚宅」28.4%、「病院等に入院」21.3%、「死</li> </ul>

	<p>亡」16.6%、「特別養護老人ホームなどの介護施設等」16.1%、「別の介護保険適用除外施設」6.3%。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な退所理由は「介護が必要な状態になり、貴施設での支援が難しくなった」83.7%、「ご本人の要望」23.3%。</li> <li>・介護保険サービスを利用しての退所先（直近5年間の合計）は「特別養護老人ホーム」が38.9%、「特定施設」31.9%。退所時に3割が「家族・親族がいない」。</li> <li>・施設方針については<b>93.3%が「高齢となり介護が必要になった場合は基本的には退所していただく」</b>⇒理由として「職員体制から適切なケアが困難」83.3%、「施設面から困難」76.2%。</li> <li>・<b>運営法人の6割が、介護保険施設や特定施設を運営。</b></li> </ul>
<p><b>労災施設</b> 施設数：8件 入所者数：703人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>65歳以上の割合が65.7%。</b></li> <li>・身体障害者手帳95.2%、生活保護受給者は無し。</li> <li>・入所期間「10年以上20年未満」が27.6%で最多。「1年以上5年未満」15.9%。</li> <li>・入所前の住まいは「他都道府県」39.3%、次いで「施設と同じ都道府県だが別の市町村」25.0%。入所前は「介護保険適用除外施設でない」が62.3%。</li> <li>・<b>直近5年間、退所者は60人前後で推移。介護保険サービス利用のための退所者は10名前後で推移。</b></li> <li>・退所者のうち「死亡」63.2%。</li> <li>・介護保険サービスを利用しての退所先は「自宅・親戚宅が60.5%」</li> <li>・施設方針については<b>全施設が「原則として最期まで自施設で処遇する」</b></li> </ul>
<p><b>障害者支援施設</b> 施設数：650件 入所者数：34,445人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の割合が約2割。40代が24.2%、39歳以下が22.7%。</li> <li>・療育手帳76.9%、身体障害者手帳39.4%。生活保護受給者は入所者全体の2.2%。</li> <li>・入所期間10年以上が入所者全体の6割弱、20年以上が3割強。</li> <li>・入所前の住まいは「施設と同じ都道府県だが別の市区町村」49.6%、「施設と同じ市区町村」32.7%。入所前は「介護保険適用除外施設でない」50.8%、「適用除外施設」26.8%。</li> <li>・<b>直近5年間、退所者は1,800人前後で推移。介護保険サービス利用のための退所者は100人～140人前後で推移。</b></li> <li>・退所者の退所先は「施設と同じ市区町村」と「同一都道府県で別の市区町村」「死亡」がそれぞれ約3割。「別の介護保険適用除外施設」23.0%、「自宅や親戚宅」17.9%、「病院等に入院」16.3%、「特別養護老人ホームなどの介護施設等」7.9%。</li> <li>・介護保険サービスを利用しての退所先（直近5年間の合計）は「特別養護老人ホーム」が45.5%、「介護老人保健施設」15.9%、「介護療養型医療施設」9.1%、「特定施設」8.8%。退所時92.1%が「家族・親族がいる」。主な退所理由は「介護が必要な状態になり、貴施設での支援が難しくなった」</li> </ul>

	<p>65.4%、「家族の要望」33.1%。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設方針については「<b>高齢となり介護が必要になった場合は基本的には退所していただく</b>」49.2%「<b>原則として最期まで自施設で処遇</b>」47.2%⇒理由として「施設面から適切なケアが困難」57.5%、「職員体制面から困難」55.9%、「若年層の入所者と同一施設での支援が困難」55.6%。</li> <li><b>運営法人の32.8%が、介護保険施設や特定施設を運営。</b></li> </ul>
<p><b>療養介護事業所</b> 施設数：74件 入所者数：6,441人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>50歳未満が約65%。</b></li> <li>身体障害者手帳91.8%、療育手帳73.3。生活保護受給者は入所者全体の0.64%。</li> <li>入所期間「10年以上20年未満」が24.5%で最多。10年以上が全体の7割。</li> <li>入所前の住まいは「施設と同一都道府県で別市区町村」61.1%、「施設と同じ市区町村」17.9%。入所前は「介護保険適用除外施設でない」45.6%、「介護保険適用除外施設である」24.8%。</li> <li><b>直近5年間、退所者は350人前後で推移。介護保険サービス利用のための退所者は5年間で4人のみ。</b></li> <li>平成26年度の退所者のうち「自宅や親戚宅」42.1%、「死亡」38.5%。</li> <li>介護保険サービス利用退所者4人のうち3人は「自宅・親戚宅」、1人が「介護老人保健施設」。退所理由は「ご家族の要望」2人、「ご本人の要望」と「その他」が各1人。</li> <li>施設方針については<b>91.9%が「原則として最期まで自施設で処遇する」。</b></li> <li><b>運営法人の21.6%が、介護保険施設や特定施設を運営。</b></li> </ul>

- 施設入所者の年齢層をみると、ハンセン病療養所で最も高齢化が進んでおり、次いで労災施設、救護施設、のぞみの園の順となっている。療養介護事業所と障害者支援施設は6施設の中では比較的若年層の割合が高い。施設により入所者の年齢構成が異なっているものの、いずれの施設においても入所期間が長期にわたる者が高い割合で認められることから、今後入所者の高齢化がさらに進行するものと考えられる。
- 直近5年間の退所者の状況をみると、のぞみの園においては介護保険サービスの利用を目的とした退所はみられなかった。またハンセン病療養所、労災施設、療養介護事業所においては数件の該当ケースがみられるものの、大半は本人や家族の希望による退所であり、「自施設での支援が困難」とするケースはほとんどみられなかった。また介護が必要な状態になった場合の対応について、のぞみの園、ハンセン病療養所、労災施設の3施設は、全ての施設が「原則として最期まで自施設で処遇する」と回答しており、療養介護事業所においても74施設中70施設が同様の回答をしている。
- 一方、救護施設と障害者支援施設においては、介護保険サービスの利用を目的とした退所は増加傾向にあり、平成26年度では救護施設で148人、障害者支援施設で149人の退所がみられた。本調査は救護施設が53%抽出、障害者支援施設が33%抽出の調査であることから、実

際の件数はさらに多いと推察される。

図表 過去5年間の退所者及び介護保険利用目的の退所者の推移

	過去5年間の退所者数（人）					うち介護保険を利用するために退所した者（人）				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
のぞみの園	34	31	29	22	22	0	0	0	0	0
ハンセン病療養所	133	139	137	152	128	0	0	1	0	0
救護施設	1,071	1,147	1,173	1,231	1,311	71	101	109	113	148
労災施設	69	52	55	77	57	7	5	8	10	13
障害者支援施設	1,503	1,935	1,788	1,810	1,894	99	141	124	143	149
療養介護事業所	334	332	371	353	387	0	0	0	2	2
合 計	3,144	3,636	3,553	3,645	3,799	177	247	242	268	312

- さらに、問 15(8)の回答状況から、救護施設、障害者支援施設、労災施設の退所者の退所先施設をみると、救護施設では過去5年間、介護保険施設等への移動が増加していることがわかる。障害者支援施設では年度によって増減があるが、全体的には増加傾向にあると言える。また労災施設では数が少ないが、5年前は介護保険施設等への移動が0件だったのに対して、直近では平成25年度4名、平成26年度2名の移動がみられた。

図表 退所先施設の状況 (問 15(8))

【救護施設】

退所年度	①自宅・ 親戚宅	②特別養 護老人 ホーム	③介護老 人保健施 設	④介護療 養型医療 施設	⑤認知症 グループ ホーム	⑥特定施 設	⑦その他	不明	無回答	総計	①⑤⑦ 在宅系	②③④⑥ 施設系
22年度	0	26	5	0	3	18	8	0	0	60	11	49
23年度	0	30	3	0	4	28	10	1	3	79	14	61
24年度	0	34	7	2	7	21	8	1	0	80	15	64
25年度	1	37	0	0	5	27	13	1	2	86	19	64
26年度	1	40	5	5	7	43	20	1	2	124	28	93
総計	2	167	20	7	26	137	59	4	7	429	87	331

【障害者支援施設】

退所年度	①自宅・ 親戚宅	②特別養 護老人 ホーム	③介護老 人保健施 設	④介護療 養型医療 施設	⑤認知症 グループ ホーム	⑥特定施 設	⑦その他	不明	無回答	総計	①⑤⑦ 在宅系	②③④⑥ 施設系
22年度	6	39	13	12	4	9	9	0	2	94	19	73
23年度	9	60	16	17	6	15	7	0	0	130	22	108
24年度	6	55	20	9	4	7	5	3	0	109	15	91
25年度	11	56	28	7	3	11	12	4	4	136	26	102
26年度	11	60	17	9	1	10	8	6	2	124	20	96
総計	43	270	94	54	18	52	41	13	8	593	102	470

【労災施設】

退所年度	①自宅・ 親戚宅	②特別養 護老人 ホーム	③介護老 人保健施 設	④介護療 養型医療 施設	⑤認知症 グループ ホーム	⑥特定施 設	⑦その他	不明	無回答	総計	①⑤⑦ 在宅系	②③④⑥ 施設系
22年度	6	0	0	0	0	0	1	0	0	7	7	0
23年度	3	1	0	0	0	0	1	0	0	5	4	1
24年度	6	0	1	0	0	0	1	0	0	8	7	1
25年度	4	1	1	1	0	1	1	1	0	10	5	4
26年度	7	0	0	2	0	0	3	1	0	13	10	2
総計	26	2	2	3	0	1	7	2	0	43	33	8

- 介護が必要な状態になった場合の対応について、救護施設の93.3%が「高齢となり介護が必要になった場合は基本的には退所していただく」としており、その理由として「職員体制」や「施設面」からの支援継続の困難性を挙げている。一方、障害者支援施設では、「高齢となり介護が必要になった場合は基本的には退所していただく」が49.2%、「原則として最期まで自施設で処遇」が47.2%と拮抗しており、支援継続が困難な理由として「施設面」、「職員体制面」とともに「若年層の入所者と同一施設での支援が困難」の割合も高くなっている。

図表 高齢となり介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について

	合計	施設数（件数）			（%）		
		原則として最期まで自施設で処遇	基本的には退所いただく	無回答	原則として最期まで自施設で処遇	基本的には退所いただく	無回答
のぞみの園	1	1	0	0	100.0	0.0	0.0
ハンセン病療養所	13	13	0	0	100.0	0.0	0.0
救護施設	90	5	84	0	5.6	93.3	0.0
労災施設	8	8	0	0	100.0	0.0	0.0
障害者支援施設	650	307	320	23	47.2	49.2	3.5
療養介護事業所	74	68	4	2	91.9	5.4	2.7
合計	836	402	408	25	48.1	48.8	3.0

### 1. 施設別にみた入退所者の状況、要介護者に対する方針について

- 介護保険適用除外施設全体の傾向として、入所者の高齢化、長期化が進んでおり、今後入所者の介護需要が増加すると考えられる。
- 調査対象の6施設のうち、のぞみの園、ハンセン病療養所、労災施設、療養介護事業所においては介護保険利用を目的とした退所は年間数件程度であり、その理由は入所者本人または家族の希望によるものがほとんどである。さらにその4施設は「入所者が介護が必要な状態になった場合、原則として最期まで自施設で処遇する」としており、要介護の状況にあっても継続して支援が可能と考えられる。
- 救護施設、障害者支援施設においては、介護保険利用を目的とした退所者は一定数おり、その理由も「介護が必要な状態になり、施設内での支援が難しくなった」ことによるものが多い。介護保険施設等に移動する人も増加傾向にある。施設の方針としても救護施設の9割以上、障害者支援施設の約半数が「入所者が介護が必要な状態になった場合、基本的には退所していただく」としている。

## 2. 入退所者の移動状況

### 1) 入所者の移動状況

- 入所者の移動状況をみると、施設と同一市区町村からの入所は、介護保険適用除外施設全体で30.4%であり、それ以外は施設が立地している自治体以外から移動している状況である。

図表 入所者の入所前の住まい

	入所者数 (総数)	人				
		貴施設と 同じ市 (区) 町 村内	貴施設と 同じ都道 府県だが 別の市 (区) 町 村	他都道府 県	不明	無回答
のぞみの園	257	2	3	252	0	0
ハンセン病療養所	1,611	550	319	494	20	228
救護施設	7,852	2,618	4,252	413	66	503
労災施設	703	8	176	276	0	243
障害者支援施設	34,445	11,279	17,101	1,963	164	3,938
療養介護事業所	6,441	1,152	3,938	809	266	276
合計	51,309	15,609	25,789	4,207	516	5,188

	合計	(%)				
		貴施設と 同じ市 (区) 町 村内	貴施設と 同じ都道 府県だが 別の市 (区) 町 村	他都道府 県	不明	無回答
のぞみの園	100.0	0.8	1.2	98.1	0.0	0.0
ハンセン病療養所	100.0	34.1	19.8	30.7	1.2	14.2
救護施設	100.0	33.3	54.2	5.3	0.8	6.4
労災施設	100.0	1.1	25.0	39.3	0.0	34.6
障害者支援施設	100.0	32.7	49.6	5.7	0.5	11.4
療養介護事業所	100.0	17.9	61.1	12.6	4.1	4.3
合計	100.0	30.4	50.3	8.2	1.0	10.1

## 2) 退所者の移動状況

- 平成 26 年度退所者の退所先をみると、施設と同一市区町村への移動は、介護保険適用除外施設全体で 31.5%であり、「死亡」が 28.2%、それ以外は施設が立地している自治体以外へ移動している状況である。

図表 平成 26 年度退所者の退所先

	H26年度 退所者数	人					
		貴施設と 同じ市 (区) 町 村内	貴施設と 同じ都道 府県だが 別の市 (区) 町 村	他都道府 県	死亡	不明	無回答
のぞみの園	22	1	2	4	15	0	0
ハンセン病療養所	128	9	0	3	114	0	2
救護施設	1,311	450	405	97	219	127	13
労災施設	57	2	6	13	36	0	0
障害者支援施設	1,894	604	588	98	541	28	35
療養介護事業所	387	129	67	23	145	0	23
合計	3,799	1,195	1,068	238	1,070	155	73

	合計	(%)					
		貴施設と 同じ市 (区) 町 村内	貴施設と 同じ都道 府県だが 別の市 (区) 町 村	他都道府 県	死亡	不明	無回答
のぞみの園	100.0	4.5	9.1	18.2	68.2	0.0	0.0
ハンセン病療養所	100.0	7.0	0.0	2.3	89.1	0.0	1.6
救護施設	100.0	34.3	30.9	7.4	16.7	9.7	1.0
労災施設	100.0	3.5	10.5	22.8	63.2	0.0	0.0
障害者支援施設	100.0	31.9	31.0	5.2	28.6	1.5	1.8
療養介護事業所	100.0	33.3	17.3	5.9	37.5	0.0	5.9
合計	100.0	31.5	28.1	6.3	28.2	4.1	1.9



### 3) 退所者の移動先（適用除外施設からの退所後に介護保険施設等に移行する者の割合）

- 平成 26 年度に適用除外施設を退所した者のうち、介護保険施設等に移行する者については、救護施設、労災施設、障害者支援施設の 3 施設類型には、一定数いる一方、その他の適用除外施設にはいない。

図表 平成 26 年度退所者の退所先（問 13）

	H26年度 退所者数	人						
		別の介護 保険適用 除外施設	特別養護 老人ホームなどの 介護施設 等	自宅や親 戚宅	病院等に 入院	死亡	不明	無回答
のぞみの園	22	6	0	1	0	15	0	0
ハンセン病療養所	128	1	0	4	0	114	7	2
救護施設	1,311	83	211	372	279	217	138	11
労災施設	57	2	4	8	7	36	0	0
障害者支援施設	1,894	436	149	339	309	545	78	38
療養介護事業所	387	21	0	163	20	149	17	17
合計	3,799	549	364	887	615	1,076	240	68

	合計	（%）						
		別の介護 保険適用 除外施設	特別養護 老人ホームなどの 介護施設 等	自宅や親 戚宅	病院等に 入院	死亡	不明	無回答
のぞみの園	100.0	27.3	0.0	4.5	0.0	68.2	0.0	0.0
ハンセン病療養所	100.0	0.8	0.0	3.1	0.0	89.1	5.5	1.6
救護施設	100.0	6.3	16.1	28.4	21.3	16.6	10.5	0.8
労災施設	100.0	3.5	7.0	14.0	12.3	63.2	0.0	0.0
障害者支援施設	100.0	23.0	7.9	17.9	16.3	28.8	4.1	2.0
療養介護事業所	100.0	5.4	0.0	42.1	5.2	38.5	4.4	4.4
合計	100.0	14.5	9.6	23.3	16.2	28.3	6.3	1.8

#### 4) 同一法人で介護保険施設や特定施設を運営している者の割合

- 介護保険適用除外施設を運営している法人が介護保険施設や有料老人ホームなどの特定施設を運営しているかの質問には、救護施設の60%、障害者支援施設の32.8%、療養介護事業所の21.6%が「運営している」と回答した。のぞみの園、ハンセン病療養所、労災施設では介護保険施設等を運営している法人はみられなかった。このことから、適用除外施設を退所後に同一法人がもっている介護保険施設に移動している可能性があり、これにより同一自治体内または近隣自治体へ移動していることが考えられる。

図表 同一法人が介護保険施設や有料老人ホームなどの特定施設を運営しているか

	施設数（件）				%		
	合計	運営している	運営していない	無回答	運営している	運営していない	無回答
のぞみの園	1	0	1	0	0.0	100.0	0.0
ハンセン病療養所	13	0	13	0	0.0	100.0	0.0
救護施設	90	54	35	1	60.0	38.9	1.1
労災施設	8	0	8	0	0.0	100.0	0.0
障害者支援施設	650	213	432	5	32.8	66.5	0.8
療養介護事業所	74	16	57	1	21.6	77.0	1.4
	836	283	546	7	33.9	65.3	0.8

#### 2. 入退所者の移動状況について

- 適用除外施設の入所の状況をみると、施設と同一市区町村からの入所は全体で30.4%となっている。一方退所の状況は、施設と同一市区町村への移動は31.5%、「死亡」が28.2%となっており、それ以外は適用除外施設が立地している市町村外へ移動している。退所後、介護保険施設等に入所した場合は、住所地特例の仕組みにより、適用除外施設所在自治体が保険者となるため、他の市町村出身者の分も介護給付費の負担を負うことになる。
- 平成26年度に適用除外施設を退所した者のうち、介護保険施設等に移行する者については、救護施設、労災施設、障害者支援施設の3施設類型には、一定数いる一方、その他の適用除外施設にはいない。
- 救護施設の60%、障害者支援施設の32.8%、療養介護事業所の21.6%が同一法人で介護保険施設や特定施設を運営しており、同一法人内で介護保険適用除外施設から介護保険施設または特定施設へ移動している可能性が推察され、同一法人が運営する近隣の介護保険施設等に移ることも考えられる。（同一市町村の区域内で適用除外施設から介護保険施設に移ることが考えられる。）

### 3. 入所者の移動の状況と介護保険者の関係

- ・ 本調査では、過去5年間で介護保険を利用して退所した方の入所前の居住地、退所後の住所地、退所時に介護保険者になった市町村について回答を得た（問15）。これに基づき、該当ケースの移動状況と保険者の関係について整理した。
- ・ なお、過去5年間で介護保険を利用して退所した方は、問10の⑥～⑩の合計では1,246件であるが、問15に記入のあったのは1,070件であった。このうち、入所前居住地、適用除外施設所在地、退所後住所地、介護保険者の全ての設問に回答のあったのは897件であった。
- ・ 897件の退所先の施設の状況をみると、在宅系（自宅・親戚宅／認知症グループホーム／その他）への移動が178件、施設系（特別養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／特定施設）への移動が703件、不明と無回答がそれぞれ8件であった。

問15への回答 1,070件



うち、  
入所前住所地（問15(5)）  
施設所在地  
退所後住所地（問15(7)）  
介護保険者（問15(14)）  
について完答 897件



問15-(8)退所先の施設の回答状況

在宅系（①自宅・親戚宅／⑤認知症グループホーム／⑦その他）178件

施設系（②特別養護老人ホーム／③介護老人保健施設／④介護療養型医療施設／⑥特定施設）  
703件

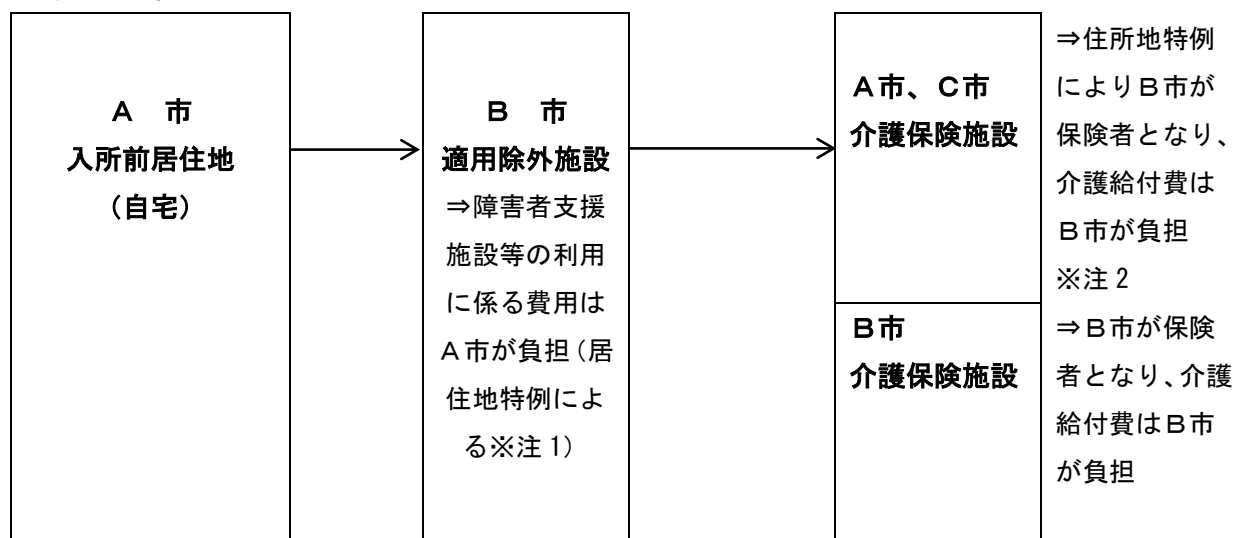
不明8件

無回答8件

- ・ 退所者の移動のパターンと介護保険者となった市町村の関係について次頁以降に整理した。
- ・ 全体で、施設系に移動した 703 人のうち、同一市町村内で移動し、介護保険者も同じというケースは 216 件であった。市町村間移動のあった 487 件のうち、通常の住所地特例の適用により、(下記参照) 対応しているのは 215 件 (44.1%) であり、その他はケース毎に対応が異なっていることがわかる。自宅や親族宅に一旦住所を移すなどの運用をして適用除外施設が所在する市町村が介護保険者となっていないケースが多いことが確認できた。
- ・ 通常の住所地特例を適用し対応しているケースは、結果的に施設所在自治体の財政的負担につながっている。「A-B-B-B」(適用除外施設所在地=退所先居住地=介護保険者、入所前居住地のみ異なる)は、適用除外施設と同じ市町村内の介護保険施設等に移動しており、適用除外施設所在市町村の介護給付費の負担が生じていると考えられる。
- ・ 救護施設についてみると、適用除外施設所在市町村が介護保険者となっているケースの割合が全体と比較して高くなっている。
- ・ 障害者支援施設においては、入所前住所地かつ退所先の市町村が介護保険者になったケースが多いことがわかる。

#### 〈参考例〉

#### 居宅から介護保険適用除外施設を経由して介護保険施設に入所した場合の介護給付費等の負担について



※注1：障害者支援施設等に入所した場合は、障害福祉サービス等の支給決定は施設入所前の市町村が行う。また生活保護で救護施設に入所する場合は、一部都道府県が保護費を支給する。

※注2：定員が29人以下の地域密着型特定施設については、住所地特例対象外なので、介護保険施設等所在市町村であるA市、C市が保険者となる。

図表 退所者の移動状況と介護保険者の関係（施設全体）

入所前居住市町村 （自宅等）	適用除外施設所在市町村	介護保険施設等所在市町村	介護保険 保険者	パターン内容	在宅系	施設系		「施設系」 制度の運用状況			
						件数	%				
A	—	A	—	A	—	A	全て一致	54	216	30.7	○
A	—	A	—	B	—	A	入所前住所地＝施設所在地＝保険者	3	21	3.0	○
A	—	A	—	B	—	B	退所後住所地＝保険者	3	19	2.7	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	—	B	施設所在地＝退所後住所地＝保険者 （入所前住所地のみ異なる）	15	113	16.1	○
A	—	B	—	A	—	A	入所前住所地＝退所後住所地＝保険者 （施設所在地のみ異なる）	68	155	22.0	入所前住所地、退所先が引き受けた
A	—	B	—	C	—	C	退所後住所地＝保険者	14	28	4.0	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	—	A	入所前住所地＝保険者	4	31	4.4	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	—	A	入所前住所地＝保険者	7	33	4.7	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	—	B	施設所在地＝保険者 ※入所前と施設所在地は不一致	4	40	5.7	○
A	—	B	—	A	—	B	施設所在地＝保険者 ※入所前と退所後住所地は一致	6	41	5.8	○
A	—	A	—	A	—	B	特殊ケース	0	1	0.1	
A	—	B	—	B	—	C	特殊ケース	0	1	0.1	
A	—	A	—	B	—	C	特殊ケース	0	1	0.1	
A	—	B	—	C	—	D	特殊ケース	0	3	0.4	
					178	703	100.0				

※網掛けは、施設所在地の自治体の負担が大きいと考えられるケース  
（施設系 703 件のうち 194 件：27.6%）

施設系に移動した 703 件の保険者の内訳は以下の通りとなっている。

同一自治体内で完結（自治体間移動なし）	216 件
自治体間移動あり	487 件
現行制度に沿って対応しているケース	215 件
退所先の介護保険施設等所在市町村が保険者になったケース	47 件
入所前住所地が保険者になったケース	64 件
入所前住所地かつ退所先の市町村が保険者になったケース	155 件
特殊ケース	6 件
合 計	703 件

図表 退所者の移動状況と介護保険者の関係（救護施設）

入所前居住市町村 (自宅等)	適用除外施設所在市町村	介護保険施設等所在市町村	介護保険保険者	パターン内容	在宅系	施設系		「施設系」 制度の運用状況
						件数	%	
A	—	A	—	A	32	97	32.2	○
A	—	A	—	B	3	11	3.7	○
A	—	A	—	B	1	3	1.0	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	2	51	16.9	○
A	—	B	—	A	18	48	15.9	入所前住所地、退所先が引き受けた
A	—	B	—	C	2	17	5.6	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	2	13	4.3	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	3	12	4.0	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	2	22	7.3	○
A	—	B	—	A	3	22	7.3	○
A	—	A	—	A	0	1	0.3	
A	—	B	—	B	0	1	0.3	
A	—	A	—	B	0	1	0.3	
A	—	B	—	C	0	2	0.7	
					68	301	100.0	

※網掛けは、施設所在地の自治体の負担が大きいと考えられるケース  
(施設系 301 件のうち 95 件 : 31.6%)

施設系に移動した 301 件の保険者の内訳は以下の通りとなっている。

同一自治体内で完結（自治体間移動なし）	97 件
自治体間移動あり	204 件
現行制度に沿って対応しているケース	106 件
退所先の介護保険施設等所在市町村が保険者になったケース	20 件
入所前居住市町村（自宅等）が保険者になったケース	25 件
入所前居住市町村かつ退所先の自治体が保険者になったケース	48 件
特殊ケース	5 件
合 計	301 件

図表 退所者の移動状況と介護保険者の関係（障害者支援施設）

入所前居住市町村 (自宅等)	適用除外施設所在市町村	介護保険施設等所在市町村	介護保険保険者	パターン内容	在宅系	施設系		「施設系」 制度の運用状況
						件数	%	
A	—	A	—	A	20	119	30.3	○
A	—	A	—	B	0	10	2.5	○
A	—	A	—	B	1	16	4.1	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	12	61	15.5	○
A	—	B	—	A	30	99	25.2	入所前住所地、退所先が引き受けた
A	—	B	—	C	4	11	2.8	退所先が引き受けた
A	—	B	—	B	2	18	4.6	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	4	21	5.3	入所前住所地が引き受けた
A	—	B	—	C	2	18	4.6	○
A	—	B	—	A	3	19	4.8	○
A	—	A	—	A	0	0	0.0	
A	—	B	—	B	0	0	0.0	
A	—	A	—	B	0	0	0.0	
A	—	B	—	C	0	1	0.3	
					78	393	100.0	

※網掛けは、施設所在地の自治体の負担が大きいと考えられるケース  
(施設系 393 件のうち 98 件 : 24.9%)

施設系に移動した 393 件の保険者の内訳は以下の通りとなっている。

同一自治体内で完結（自治体間移動なし）	119 件
自治体間移動あり	274 件
現行制度に沿って対応しているケース	108 件
退所先の介護保険施設等所在市町村が保険者になったケース	27 件
入所前居住市町村（自宅等）が保険者になったケース	39 件
入所前居住市町村かつ退所先の市町村が保険者になったケース	99 件
特殊ケース	1 件
合 計	393 件

### 3. 入所者の移動の状況と介護保険者の関係について

- 適用除外施設を退所し、介護保険施設等へ移ったケースにおける市町村の移動状況と介護保険者の関係をみると、介護保険施設等所在市町村が介護保険者となっているケースは、市町村間移動のあったケースの44.1%であり、その他はケース毎に対応が異なっている。自宅や親族宅に一旦住所を移すなどの運用をして施設が所在する市町村が介護保険者とならないように対応しているケースが多いと推察される。
- 現行の住所地特例を適用し、適用除外施設所在市町村の財政的負担が生じていると考えられるケースは、適用除外施設を退所し、介護保険施設等に移るケース全体の3割程度と考えられる。
- また、市町村間移動のあったケースの約半数(49.2%)のケースでは、適用除外施設入所に居住していた市町村が介護保険者保険者となっている。



## 4. 今後の検討課題

介護保険制度が施行された当初より、適用除外施設に入所する者は、介護保険の被保険者とならないこととされてきたが、これは、入所者の入所期間が長期にわたり、将来的にも介護保険給付を受ける可能性が低いと考えられるためである。

しかし、本調査により、適用除外施設の特定の施設類型においては、施設入所者の高齢化、入所期間の長期化が進み、介護ニーズが高まっており、施設内で支援を継続することが困難となり介護保険施設等に移らざるを得ない状況があることが確認できた。

また、現行の介護保険の住所地特例の仕組みでは、適用除外施設を退所し、介護保険施設等に移る場合、適用除外施設所在市町村が介護保険者になることとされていることから、適用除外施設所在市町村の介護給付費の負担が過度に重くなることが見込まれるが、多くのケースでは、そのような適用除外施設所在市町村の財政負担が過重となることを回避するために、市町村における運用により様々な対応がとられている実態が把握できた。

特定の適用除外施設において、介護保険施設等に移行するニーズがありながらも、退所に伴う介護保険者の取扱いや手続きの複雑さ等が、対象者の状況にあった介護保険施設等に円滑にすることに對する障害の一つとなっている状況がある。また、対応が市町村により異なっている場合もあることから、一部の市町村の不公平感や施設担当者の負担感にもつながっていると考えられ、今後もさらに入所者の高齢化が進み、介護ニーズが増大することが予想されることから、現行の住所地特例の仕組みについて、見直すことが考えられる。

一方で、当該見直しについては、地域保険である介護保険制度としての原則に配慮しつつ検討する必要があり、介護保険適用除外施設という括りで捉えるのではなく、それぞれの施設類型の特性や、見直しの必要性を考慮して検討していく必要がある。

今回の調査では、救護施設や障害者支援施設において、実際に、介護保険施設等に移るケースが増加している実態を把握することもできた。さらに、これら施設については、市町村や施設団体からも、住所地特例の仕組みを見直すよう要望が出されているところである。

これらの施設類型について、現行の住所地特例の仕組みを見直すことで、介護保険者となる市町村の不公平感の解消につながるとともに、市町村や当事者の負担を軽減し、介護を必要とする方一人ひとりが自らの状況に応じた支援に、円滑に移行することに寄与することが期待される。



**【付属資料】**

**調 査 票**



「介護保険法施行法第11条が適用される者の介護保険サービスの利用に関する実態調査」

－ ご記入にあたってのお願い －

1. 調査対象について

全国の介護保険法施行法第11条及び介護保険法施行規則第170条に規定される介護保険適用除外施設のうち下記の施設にお送りしています。

- ① 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 1件（全数）
- ② 国立及び国立以外のハンセン病療養所 14件（全数）
- ③ 生活保護法に規定する救護施設に該当する施設 100件（無作為抽出による）
- ④ 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。） 8件（全数）
- ⑤ 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- ⑥ 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）  
⑤及び⑥に該当する施設 862件（無作為抽出による）
- ⑦ 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院（療養介護を行うものに限る。）に該当する施設 114件（無作為抽出による）

2. 調査票の記入について

下記の宛名ラベルに記載している施設種別についてのみ、ご回答ください。

複数の施設をお持ちのところには、2通の調査票が届く場合がございます。重複する内容が多くなりますが、それぞれの施設についてご回答いただき **2通とも**ご返送ください。

ご記入いただく筆記用具は、鉛筆、ボールペンなど、どの様なものでもかまいません。入所者の状況や入退所の状況を把握されている職員の方が記入してください。

回答いただいた内容は全て統計的に処理し、目的外で使用したり、個々のデータを外部に出したりすることはありません。

ご記入後は同封の返信封筒に封入の上、平成27年9月14日（月）までにご投函ください。

※下記の内容をご確認の上、誤りがある場合は赤字で修正してください。

施設郵便番号：  
施設住所：  
法人名：  
施設名：  
施設種別：

【調査実施主体：調査内容に関するお問い合わせ先】

ビズデザイン株式会社 担当：木村 祐子、小泉 美穂

TEL：03-#####-##### または 070-#####-#####

E-mail：kaigo@####.co.jp

【厚生労働省 担当窓口】

厚生労働省 老健局 介護保険計画課 担当：小林

## I 貴施設について

問1 貴施設内(同一敷地内)に、表紙の宛名ラベルに記載している施設種別以外の機能がある場合、該当する施設種別をお答えください。(〇はあてはまるもの全て)

1. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
2. 国立及び国立以外のハンセン病療養所
3. 生活保護法に規定する救護施設
4. 労働者災害補償保険法に規定する労災施設
5. 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設
6. 障害者総合支援法に規定する療養介護事業所
7. 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
8. 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関

## II 入所者の概況について(表紙の宛名ラベルに記載している施設種別についてのみお答えください)

※平成27年7月31日現在の状況についてお書きください。

※施設の種別によっては「入院」「退院」という表記が適切な場合がございますが、本調査票上では便宜上、「入所」「退所」と表記しておりますことを、ご了承ください。

問2 入所者数(総数)についてご記入ください。

	人
--	---

問2-1 宛名ラベルの施設種別が「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」または「障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び指定障害者支援施設」に該当する施設の方にお聞きします。

現在の入所者のうち、下記に該当する方の人数をお書きください。

※「0」もご記入ください。

合計が問2の総数と合致するようにご記入ください。

①貴施設に入所時に、市町村による支給決定を受けて入所された方	人
②貴施設入所時に、市町村の措置によって入所された方	人

※問3以降は、全ての施設の方がご回答ください。

問3 年齢別入所者数

※「0」もご記入ください。

合計が問2の総数と合致するようにご記入ください。

①39歳以下	②40～49歳	③50～59歳	④60～64歳	⑤65～69歳	⑥70～79歳	⑦80～89歳	⑧90歳以上
人	人	人	人	人	人	人	人

問4 障害者手帳所持状況別 入所者数

①身体障害者手帳	②療育手帳	③精神障害者保健福祉手帳	④手帳なし
人	人	人	人

問5 生活保護受給者についてご記入ください。

人
---

**※問6～問8への記入について**

宛名ラベルが「障害者総合支援法に規定する療養介護事業所」とされている施設の方については、現在の入所者の中で、以前同一法人内の問1の「7.児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設」、「8.児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関」に該当する施設に入所されており、そこから宛名ラベルの施設に移られた方がいらっしゃる場合は、問1の「7」、「8」に入所していた期間も含めてお書きください。また、問7、問8の「入所前」については、「7」、「8」の施設に入所される前のことをお書きください。

問6 入所期間別 入所者数

※「0」もご記入ください。

合計が問2の総数と合致するようにご記入ください。

①1年未満	②1年以上 5年未満	③5年以上 10年未満	④10年以上 20年未満	⑤20年以上 30年未満	⑥30年以上 40年未満	⑦40年以上
人	人	人	人	人	人	人

問7 入所前のお住まい（自宅・施設を含みます。）

※「0」もご記入ください。

合計が問2の総数と合致するようにご記入ください。

①貴施設と同じ市（区）町村内	人
②貴施設と同じ都道府県だが別の市（区）町村	人
③他都道府県	人
④不明	人

※ここでの「区」は東京23区（特別区）を指します。

問8 貴施設への入所までの状況

※「0」もご記入ください。

合計が問2の総数と合致するようにご記入ください。

①貴施設入所前の住所地在介護保険適用除外施設でない	人
②貴施設入所前の住所地在介護保険適用除外施設である	人
③不明	人

※介護保険適用除外施設とは、問1の1～8の施設が該当します。

### Ⅲ 退所者の概況について

問9 高齢となり、介護を必要とするようになる入所者に対する処遇方針について、下記の中で貴施設のお考えに近い方に○をご記入ください。(○は1つ)

1. 高齢となり介護を必要とするようになっても、原則として最期まで自施設で処遇する。
2. 介護施設等による受け入れが見込まれる方には、基本的には退所いただく。

問9-1 問9で「2」に該当される施設の方にお聞きします。

高齢となり、介護を必要とするようになる入所者に、基本的に退所をお願いしている主な理由について、該当するものに○をご記入ください。(○はあてはまるもの全て)

1. 新規の入所希望者をできる限り受け入れるため
  2. バリアフリーでないなど、貴施設の設備の面から、適切なケアの提供が困難であるため
  3. 職員の方の人数や体制から、適切なケアの提供が困難であるため
  4. 職員の方の技術的な面から、適切なケアの提供が困難であるため
  5. 転倒の恐れがあるなど、若年層の入所者と同一施設での支援が困難であるため
  6. その他の理由 (具体的に記載ください)
- ( )

問10 過去5年間の退所者数(死亡された方を含む)をご記入ください。

そのうち、介護保険サービスを利用するために退所した方の人数もご記入ください。

※「0」もご記入ください。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
退所者総数	① 人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人
上記退所者のうち、 介護保険サービスを利用 するために退所した方	⑥ 人	⑦ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩ 人

問11 平成26年度の年齢別の退所者総数(死亡された方を含む)をご記入ください。

※「0」もご記入ください。

合計が問10の⑤(退所者総数)と合致するようにご記入ください。

	① 39歳以下	② 40～49歳	③ 50～59歳	④ 60～64歳	⑤ 65～69歳	⑥ 70～79歳	⑦ 80～89歳	⑧ 90歳以上
平成 26年度	人	人	人	人	人	人	人	人



問 12 平成 26 年度退所者の退所先自治体をご記入ください。

※「0」もご記入ください。

合計が問 10 の⑤（退所者総数）と合致するようにご記入ください。

	①貴施設と同じ市（区）町村内	②貴施設と同じ都道府県だが別の市（区）町村	③他都道府県	④死亡	⑤不明
平成 26 年度	人	人	人	人	人

※ここでの「区」は東京 23 区（特別区）を指します。

問 13 平成 26 年度退所者の退所先居住地をご記入ください。

※「0」もご記入ください。

合計が問 10 の⑤（退所者総数）と合致するようにご記入ください。

	①別の介護保険適用除外施設	②特別養護老人ホームなどの介護施設等	③自宅や親戚宅	④病院等入院	⑤死亡	⑥不明
平成 26 年度	人	人	人	人	人	人

問 14 貴法人では、特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、有料老人ホームなどの特定施設を運営されていますか。（○は 1 つ）

1. 運営している	2. 運営していない
-----------	------------

※「介護保険施設」とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指します。  
 ※「特定施設」とは、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等で、介護保険で住所地特例が適用されるものを指します。

入所者が介護保険サービスを利用するために退所される場合の手続きや、住所地特例のあり方等について、課題と考えられていることがあればお書きください。

#### Ⅳ 介護保険を利用して退所された方の状況について

問15 平成22年度から26年度の5年間で、介護保険を利用して退所された方の状況についてお答えください。

※(8)の「6. 特定施設」とは、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等で、介護保険で住所地特例が適用されるものを指します。

	(1) 退所年月	(2) 退所時の 年齢	(3) 入所年月 ※元号に ○をつけて ご記入 ください。	(4) 入所時 の年齢	(5) 貴施設入所前 の住所地  ※市町村名 をお書きく ださい。不明 の場合は「不明 」とお書きく ださい。	(6) 主な退所理由 (複数回答可) 1.介護が必要な 状態になり貴施 設での支援が 難しくなった 2.ご本人の要望 3.ご家族の要望 4.その他	(7) 退所後の住所 地  ※市町村名 をお書きく ださい。不明 の場合は「不明 」とお書きく ださい。	(8) 退所先の施設等 (○は1つ) 1. 自宅・親戚宅 2. 特別養護老人ホーム 3. 介護老人保健施設 4. 介護療養型医療施 設 5. 認知症グループホー ム 6. 特定施設 7. その他 8. 不明	(9) 退所時の 家族・親族 の状況 (○は1つ)
例	平成 25年12月	75 歳	昭・平 55年5月	40 歳	△△市	① 2・3・4	〇〇市	1・② 3・4 5・6・7・8	有・無
1	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
2	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
3	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
4	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
5	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
6	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
7	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
8	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
9	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無
10	平成 年 月	歳	昭・平 年 月	歳		1・2・3・4		1・2・3・4 5・6・7・8	有・無

※お手数をおかけしますが、該当ケースが10件以上ある場合は、この用紙をコピーの上、ご記入ください。

※「例」を参考にご記入ください。

(10) ① 医療保険の種類 (〇は1つ) 1. 国民健康保険 2. 健康保険 3. 共済組合 4. 船員保険 5. 後期高齢者医療 6. 生活保護の医療扶助 7. 不明	(10) ② 国民健康保険の場合、保険者の市町村 ※市町村名 をお書きください。不明の場合は「不明」とお書きください。	(11) ① 障害者手帳の有無 (〇は1つ)	(11) ② 障害者手帳有の場合、障害の居住地特例等で、支援している市町村 ※市町村名 をお書きください。不明の場合は「不明」とお書きください。	(12) ① 生活保護の有無 (〇は1つ)	(12) ② 生活保護有の場合、施設入所前に生活保護を決定した市町村 ※市町村名 をお書きください。不明の場合は「不明」とお書きください。	(13) 退所時の要介護度 (〇は1つ) 要支援1・2 要介護 1・2・3 4・5・不明	(14) 退所時に介護保険の保険者となった市町村 ※市町村名 をお書きください。不明の場合は「不明」とお書きください。	
① 2・3・4 5・6・7	△△市	① 有・無	△△市	有・② 無		支1・2 介1・2・3 ④ 4・5・不明	××市	例
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		1
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		2
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		3
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		4
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		5
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		6
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		7
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		8
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		9
1・2・3・4 5・6・7		有・無		有・無		支1・2 介1・2・3 4・5・不明		10

調査へのご協力ありがとうございました



平成 27 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

「介護保険の適用除外施設における利用者の実態に関する調査研究事業」

調 査 報 告 書

平成 28 (2016) 年 3 月

ビズデザイン株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋 2-10-10 東新橋ビル  
03-4570-2846 (代表)

